

令和7年6月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

令和7年6月 6日 開会

令和7年6月18日 閉会

飯 島 町 議 会

令和 7 年 6 月飯島町議会定例会議事日程（第 1 号）

令和 7 年 6 月 6 日 午前 9 時 1 0 分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集挨拶

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1 号議案 飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて

日程第 5 第 2 号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて

日程第 6 第 3 号議案 令和 6 年度飯島町一般会計補正予算（第 8 号専決）

日程第 7 第 4 号議案 令和 6 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号専決）

日程第 8 第 5 号議案 令和 6 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 5 号専決）

日程第 9 第 6 号議案 令和 6 年度飯島町下水道事業会計補正予算（第 5 号専決）

日程第 10 第 7 号議案 令和 7 年度飯島町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 11 第 8 号議案 飯島町鳥居原地区町道鳥居原横断線ほか道路改良工事に係る建設工事請負変更契約の締結に係る専決処分の承認について

日程第 12 第 9 号議案 令和 7 年度公立学校情報機器整備事業に関する物品売買契約の締結について

日程第 13 第 10 号議案 飯島町道路線の認定について

日程第 14 第 11 号議案 飯島町道路線の変更について

○出席議員（12名）

1 番	池上 明	2 番	坂本 紀子
3 番	伊藤 秀明	4 番	宮下 秀和
5 番	三浦寿美子	6 番	荒川みずき
7 番	折山 誠	8 番	堀内 学
9 番	星野 晃伸	10 番	浜田 稔
11 番	吉川 順平	12 番	宮脇 寛行

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 唐澤 隆	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 堀越 康寛 企画政策課長 座光寺満輝 住民税務課長 林 成昭 健康福祉課長 小林 正司 産業振興課長 斉藤 鈴彦 建設水道課長 片桐 雅之 会 計 管 理 者 曾我 弘恵
飯島町教育委員会 教育長 片桐 健	教 育 次 長 藤木真由美

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	那須野一郎
議 会 事 務 局 書 記	松下 知冬
議 会 事 務 局 書 記	眞弓 歩

本会議開会

開 会	令和7年6月6日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) 町当局並びに議員各位におかれましては大変御苦勞さまでございます。 これから令和7年6月飯島町議会定例会を開会します。 議員各位におかれましては、会期中の本会議及び委員会審査を通じて慎重かつ精力的に御審議をいただくとともに、円滑な議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。 これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程につきましてはお手元に配付のとおりであります。 開会に当たり町長から御挨拶をいただきます。 〔唐澤町長登壇〕
町 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) 令和7年6月議会定例会招集に当たりまして御挨拶を申し上げます。 令和7年5月8日付、飯島町告示第60号をもって令和7年6月飯島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄、御多忙中にもかかわらず全員の皆様の御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。 野山の緑も一層色濃くなってまいりました。水田ではアルプスと青空を映し出し、緑を増した稲が初夏の風を受けて揺れるさまは、まさに飯島町らしい田園風景の到来を感じさせるところでございます。 6月に入り、今月は環境保全の重要性を認識し活動の意欲を高める環境月間の月でもございます。 先般、町民環境美化運動としまして5月の末から6月1日にわたりまして町内でごみ拾いやオオキンケイギク、ヒロードモズイカ、また最近増えてまいりましたフトエバラモンギク、アレチウリなど外来植物の駆除活動を実施しましたところ、多くの皆様に御参加いただきましたことに心から敬意と感謝を申し上げます。 この運動は昭和50年代から始まり、今年度まで半世紀近い歴史を刻んでおり、飯島町のすばらしい景観づくりの一翼を担ってまいりました。 私は、マニフェストで「自然と文化の香り高いまちづくり」としまして、環境共生、特に生物多様性の推進を掲げておるところでございます。 本年5月には、町有林の植栽事業を千人塚西方の横沢地籍で七久保小学校の児童の皆さんと一緒に実施することができました。平成3年以来34年ぶりとなった植栽整備をモデルとしまして、今後さらに主伐再造林の箇所を増やしていきたいと考えているところ

でございます。

また、3月議会でお認めいただきました飯島町生物多様性保全条例が6月1日をもって施行となりました。生物多様性を守るための市町村条例は長野県初となります。

この条例の中身は、将来にわたって守るエリアを環境共生特定区域としまして、保全活動の推進として生物多様性アダプト協定を結んでまいります。

また、希少野生動植物種、また町指定外来種を指定しまして、保護と対策を講じてまいります。

そのほか、生物多様性アドバイザー会議の設置や生物多様性サポーターを認定しまして、多くの方々に関わってもらえるような施策を盛り込んだものとなっているところでございます。

また、現在、町では町の宝でありますミヤマシジミに町民の皆さんが愛着を持っていたけりよう、町公式のイメージキャラクターの選定を進めております。決定後は、本議会最終日の全員協議会にて報告させていただきます。

さらに、ミヤマシジミを町のチョウとする議案も9月議会上程に向け準備を進めておりますことも御承知おきいただきたいと思います。

また、来る7月5日には第2回いいじま環境フェアの開催を計画しております。第1回を本年2月1日に開催し、各方面から反響がありました。この美しい環境を身近なものとして感じていただき、守り育てる輪を一層広めていきたいと考えております。

私は、飯島町のこの豊かな自然環境と生物多様性もたらず恩恵を末永く享受できますように邁進してまいる所存でございます。どうか議員各位の特段の御協力とお力添えを賜りますよう、よろしくお願いいたします。

ここで、先般、宮脇議長、それから坂本社会文教委員長の御同席の下、奥出雲を訪問させていただきました。その件につきまして一言触れさせていただきたいと思っております。

去る5月31日、6月1日と2日間にわたりまして、宮脇議長、それから坂本社会文教委員長、また元飯島氏顕彰会の皆様、それから郷土研究会の皆様等々、10名で奥出雲に訪問をさせていただいたところであります。

奥出雲は、御存じのとおり、20年前に合併をいたしました。前身となります仁多町、それから横田町、この2町が合併して奥出雲町となったところでございます。

奥出雲町との経緯は、飯島町に今から800年前に松川から片切氏が分家して飯島本郷に飯島氏が住み着き、また岩間には岩間氏が分家して住み着いたところでございますけれども、飯島氏の飯島太郎為光という方が1221年の承久の乱——これは、頼朝が亡くなって、頼朝の奥さんの北条政子さんの出どころであります北条氏が執権政治を進めていったところでもありますけれども、それをよく思わなかった後鳥羽上皇が戦いをしかけまして承久の乱っていうのが起こったわけですけども——この承久の乱に飯島太郎為光が赴きまして、後鳥羽上皇の軍と戦って功績を収めたということで、その功労を兼ねまして島根県の奥出雲の三沢の地を譲り受けたというところでございます。

これにつきましては、後鳥羽上皇が隠岐の島に流されたんで、その見張りをするという重要な役割も持っていたんではないかというふうに言われているところでございます。

それで、その後、その孫——飯島三郎、それからその子どもであります飯島六郎為長、この飯島六郎為長がこの地を治めるということで、飯島姓では地域を治められないということで、地域にあります三沢を名乗って三沢為長という名前で、この地で元来産業としてありましたたたら製鉄、これを再興したり、あるいは地域の農業を振興したりということで、非常に功績を収めまして、その後 280 年間、この地を治めて——後には毛利氏の家来となったわけです、家老となったわけですが——そういったことで 300 年近くこの地を治めたと、そういう功績がありまして、三沢の地で飯島氏が本当に活躍したということで、地元の皆さんは 700 年以上たった今もその功績をたたえているところでございます。

三沢城は、要害山という 418 メートルの山がありまして、この山は四方八方を全て見渡せる山陰随一の城と言われたところでございまして、非常に眺望のいいところでございました。

ここは 1305 年からお城を造って地域を治めてきたわけですが、ちょうど今年がそれから 720 年ということで、720 年の山城祭りということで——向こうでは山城祭というふうに呼んでおりますけれども——お祭りをして、そこに同席をさせていただいたところであります。

その前の 600 年祭というのがあるんですが、600 年祭のときには木曾の義仲がこの地を治めていたというような歴史になっておりましたけれども、その後、飯島さん等々が歴史をしっかりと解説しまして、飯島氏——飯島六郎為長がこの地を治めたということがはっきり歴史として分かりまして、それ以来、交流を進めてきたところであります。

平成 14 年から交流が始まりまして、平成 16 年には三沢からもこちらへ来ております。それから、700 年祭の平成 17 年、710 年祭の平成 27 年、そして平成元年 5 月にもこちらから赴いているところでありまして、私も以前から行きたかったわけですが、なかなか時間が取れなくて、今回初めて行かせていただきました。

前夜祭から当日の山城祭まで、地域の皆さん、本当に私たちを歓迎していただいたところであります。

そういった地元愛をすごく感じるような地域でございまして、本当に飯島に来たいとお祭りの中でたくさんの方から言われたところであります。

奥出雲は、面積的には飯島の 4 倍あります。それで、奥出雲ですので、山の中でございまして、企業誘致とか、そういったことができなくて、予算が 157 億 8,000 万円ということで、うちの 2.5 倍あります。それはなぜかということ、第三セクターを 10 持っていて、その第三セクターで地域の皆さんの雇用を図っているということで、大きな予算を抱えているところであります。

高齢化率は、飯島が 38.1% ですが、向こうは 46% を超えておりまして、非常に高齢化率が高いわけですが、そのような中で、三沢地区は小さな拠点づくり事業という町が進めている事業を真っ先に取り入れまして、町なかの空き家を活用して、宿泊施設ですとか、あるいは外から来た企業の皆さんの働く場所、それからお店、そういっ

たところを拠点として起こしておりまして、非常に東京からも大阪からも若い方が来て活況を呈しているところでございました。

飯島町もこういったところを見習いながら、ぜひとも、お互いに歴史を育んできた過程から、しっかりと連携を取りながらこれからも友好の輪を広げていきたいと考えているところであります。

来年は飯島町も70周年になります。また長野県が発足して150周年にもなりますので、こういった先人の皆さんの歴史をしっかりと胸に秘めながら、次の新しい時代を築いていけるように取り組んでまいりたいと思っております。

前置きが大変長くなりましたけれども、本議会でございますけれども、議員の皆様にとって、改選後、初めての定例会でございます。

宮協議長、吉川副議長の下、各委員会構成も新体制となっております。議会におかれましては、この新体制の下、これまでも増して活発な議会審議、より一層活性化した議会運営をもって町の発展に向けた取組が進みますよう御期待を申し上げますとともに、今まで以上に町と議会が車の両輪として機能を果たすようお願い申し上げる次第でございます。

本議会定例会に提案申し上げます案件は、専決処分の条例案件が2件、令和6年度一般会計及び特別会計補正予算の専決処分案件4件、令和7年度一般会計補正予算案件1件、一般案件4件の計11件でございます。

いずれも重要な案件でございますので、何とぞ、慎重な御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げまして、議会招集の御挨拶といたします。

どうかよろしくお願いいたします。

〔唐澤町長降壇〕

議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により5番 三浦寿美子議員、6番 荒川みずき議員を指名します。

議 長 日程第2 会期の決定についてを議題とします。
本定例会の会期につきましては、過日開催されました議会運営委員会において協議をいただいております、議会運営委員長より会期は本日から6月18日までの18日間とすることが適当との協議結果の報告がありました。

お諮りします。

本定例会の会期は議会運営委員長からの報告のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月18日までの13日間とすることに決定しました。

会期の日程は事務局長から申し上げます。

事務局長	会期日程説明
議長	日程第3 諸般の報告を行います。 議長から申し上げます。 初めに請願、陳情等の受理について報告します。 受理した請願、陳情等はお手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条第1項及び第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。 次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。 次に町当局からの報告を求めます。 〔唐澤町長登壇〕
町長	それでは、私から4件について報告を申し上げます。 初めに令和6年度一般会計の繰越明許費繰越計算書についてでございます。 地方自治法施行令第146条第2項に基づきまして御報告を申し上げます。 令和6年度事業の繰越明許費に係ります歳出予算の経費を別紙の繰越計算書のとおり令和7年度に繰越いたしました。 繰越いたしました事業は、役場庁舎管理費の役場庁舎受変電設備改修工事など全19事業でございます。 細部につきましてはお手元の繰越計算書を御覧いただきたいと思います。 続きまして、令和6年度飯島町土地開発公社決算につきましては、去る5月21日開催の公社理事会におきまして審議をお願いし、御議決いただきましたので、その概要を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして御報告を申し上げます。 令和6年度の土地開発公社の取組といたしまして、栗加工・販売施設用地につきましては、分割納付方式の土地売買契約に基づき計88回のうち76回目まで納付いただきました。こちらは令和7年度末をもって支払いが完了する見込みでございます。 分譲住宅地売却事業につきましては、新田分譲地、新屋敷分譲地の2区画を売却することができ、残すところは親町の1区画のみとなりました。引き続き早期売却に向けて取り組んでまいります。 また、令和2年度に分譲し新日本薬業（株）へ売却を行った陣馬工業団地について、敷地西側及び北側ののり面の土質が崩れやすく、草木が定着せずに崩れてきたことから、土地売買契約に基づきまして新日本薬業（株）が発注しますのり面の再整形、再発防止のための保護工事に対しまして負担金として支出をいたしました。 なお、経理上は特別損失として取り扱っております。 続きまして主な収益の内容でございます。 土地造成事業収益では1,270万円、これに事業外収益を加えた収益合計はおおよそ1,320万円となりました。 これに対する費用につきましては、取得原価がおおよそ1,490万円に一般管理費及び事業外費用等を加えました費用合計はおおよそ1,610万円となり、差引きおおよそ290万円のマイナスとなっております。

また、特別損失として 990 万円を負担したため、当期純損失はおよそ 1,280 万円となりました。

前期繰越準備金につきましてはおよそ 3,480 万円で、当期純損失を合わせまして準備金合計はおよそ 2,200 万円となりました。

以上、公社の決算概要について申し上げます。

決算の詳細につきましてはお手元の決算報告書のとおりでございますので、後刻、御覧いただきたいと思います。

次に、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳の第 34 期の決算につきましては、去る 5 月 23 日開催の定時株主総会におきまして承認されましたので、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づきまして、その経営状況について御報告を申し上げます。

令和 6 年度の国内経済は、内需主導で緩やかな回復が続き、企業等の設備投資は堅調に推移したものの、個人消費は鈍化傾向の状況となりました。

また、世界各地での紛争やアメリカ新政権の経済政策の影響によりまして、世界情勢の不安定さにより先行きが不透明な状況でございます。

こうした中、ケーブルテレビ業界につきましては、インターネットを活用したリモートワーク、また動画視聴等の需要増加が続いているため、より高速なサービスへの対応が進んでおります。

また、地域密着型の強みを生かしつつ、デジタル技術の導入やサービスの多様化、また地域課題に寄り添った高齢者の見守り支援や防犯カメラ設置等の生活支援サービスの導入や検討が進んでいるところでございます。

このような状況の中、CEKでは、データ放送開始によりましてテレビサービスの充実、NTTドコモやKDDIとの提携によりまして固定モバイルセット販売の推進をはじめ、インターネットサービスの 10 ギガ対応等の新たな事業にも着手しまして加入者サービスの向上に努めてまいりました。

加入状況につきましては、各種キャンペーンの実施、光サービスのPR等に努めた結果、インターネットサービスと電話サービスの加入が増加いたしました。

しかしながら、一方、人口減少の影響もありまして、テレビサービス及び総接続世帯数は減いたしました。

今期決算につきましては、今期事業実施の結果、7,150 万円あまりの当期純利益を確保することができました。

以上、決算の概要を申し上げます。

詳細につきましてはお手元の資料のとおりですので、後刻、御覧いただきたいと思います。

最後に、令和 6 年度下水道事業会計の繰越計算書につきまして、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定によりまして御報告を申し上げます。

新聞でも報道されましたように他県での下水道管路に起因する陥没事故を受けまして、令和 6 年度緊急調査として水道管渠テレビカメラ調査業務委託を令和 7 年 3 月に発注しましたがけれども、適正な調査期間を確保するため、管渠費に係ります支出予算を別紙繰

		越計算書のとおり令和7年度へ繰越いたしました。
		詳細につきましてはお手元の繰越計算書を御覧いただきたいと思います。
		以上4件につきまして御報告を申し上げます。
		よろしくお願いいたします。
		〔唐澤町長降壇〕
議	長	議長から訂正があります。
		先ほど会期につきまして「6月18日までの18日間」と言ったようにですが、13日間の間違いですので、ここで訂正します。
議	長	日程第4 第1号議案 飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて
		を議題とします。
		本案について提案理由の説明を求めます。
		〔唐澤町長登壇〕
町	長	第1号議案 飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。
		本条例につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律及び地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行例の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和7年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴いまして、関係する規定を整備するため、この条例の一部を改正するものでございます。
		地方自治法第179条第1項の規定によりまして令和7年3月31日付で一部改正に係ります専決処分をいたしましたので、同法同条第3項の規定により本議会において報告しまして承認を求めるものでございます。
		条例の主な改正点でございます。
		1つとしまして個人住民税の控除額に関する改正でございます。2つとしまして軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに関する改正等々でございます。
		細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いいたします。
		〔唐澤町長降壇〕
住民税務課長		補足説明
議	長	これから質疑を行います。
		質疑ありますか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
		これから討論を行います。
		初めに原案に反対の討論はありますか。

議 長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 次に賛成討論はありますか。 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第1号議案 飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。 お諮りします。 本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
	異議なしと認めます。したがって、第1号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
	日程第5 第2号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて を議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。 〔唐澤町長登壇〕
町 長	第2号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。 本条例は、第1号議案と同様、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行令の一部を改正する省令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い地方自治法第179条第1項の規定により令和7年3月31日付で一部改正に係る専決処分をいたしましたので、同法同条第3項の規定によりまして本議会において報告し、承認を求めるものでございます。 条例の主な改正点でございます。 国民健康保険税の課税限度額及び低所得者に関わる軽減判定所得の見直しに伴いまして所要の規定の整備を行うものでございます。 細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。 〔唐澤町長降壇〕
住民税務課長	補足説明
議 長	これから質疑を行います。 質疑ありませんか。
2 番	
坂本議員	では、ちょっと質問いたします。 この5割軽減と2割軽減の被保険者数の変化はどのような——多分人数変化があると思いますが、総体としては、金額的には変わらないというふうに見えていいんでしょう

住民税務課長 2 番 坂本議員	か。 恐れ入りますが、もう少し大きい声でもう一度お願いできますでしょうか。 すみません。
住民税務課長	5 割と 2 割に影響するということですが、被保険者数の変化がどのような形に変化するのかということと、総体的な金額は変更前と変更後と変わらないというふうに認識していいのでしょうか。
住民税務課長	今回の改正に伴う影響額について御説明申し上げます。 まず前段の課税限度額の関係でございますけれども、こちらに係る世帯、第 2 条第 2 項の合計額に係る世帯が 4 世帯、また第 2 条第 3 項の合計額及び後期高齢者支援金等の課税額に該当する世帯が 5 世帯、それぞれ見込まれます。 金額としましては合計で 14 万円ほど増加を見込んでおります 他方でございますが、減額対象となる所得基準の見直しのほうでございますけれども、こちらは、5 割軽減の世帯につきましては 15 世帯 29 人の増加を見込んでおります。一方で、2 割軽減の世帯については 5 世帯 6 人、それぞれマイナスを見込んでおります。 5 割軽減と 2 割軽減を含めた税収への影響額につきましては、およそ 55 万円の減額を見込んでおるところでございます。 よろしく願いいたします。
議 長	ほかに質疑ございますか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに原案に反対の討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	次に賛成討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第 2 号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 2 号議案は原案のとおり承認することに決定されました。
議 長	日程第 6 第 3 号議案 令和 6 年度飯島町一般会計補正予算（第 8 号専決）

日程第 7 第 4 号議案 令和 6 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第 6 号専決)

日程第 8 第 5 号議案 令和 6 年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第 5 号専決)

日程第 9 第 6 号議案 令和 6 年度飯島町下水道事業会計補正予算(第 5 号専決)

以上 4 議案を一括議題とします。

それでは本 4 議案について提案理由の説明を求めます。

〔唐澤町長登壇〕

町 長

第 3 号議案 令和 6 年度飯島町一般会計補正予算(第 8 号)から第 6 号議案 令和 6 年度飯島町下水道事業会計補正予算(第 5 号)までの 4 議案について一括して提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、飯島町議会 3 月議会定例会後におきまして補正の必要が生じたものについて予算を編成し、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づきまして、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計については 3 月 31 日付で、また下水道事業会計につきましては 3 月 24 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定に基づき今回の議会において報告し、承認を求めるものでございます。

まず初めに令和 6 年度の事業につきましては、厳しい財政環境の下でありましたけれども、実施計画に基づく各事業に取り組みまして、おおむね計画どおりの行財政運営ができました。これも議会の皆様をはじめ町民の皆様の深い御理解と御協力のたまものと、心より感謝申し上げる次第でございます。

それでは、第 3 号議案の令和 6 年度一般会計補正予算(第 8 号)につきまして申し上げます。

今回の補正予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 億 1,195 万 5,000 円を減額しまして、歳入歳出それぞれ 61 億 6,998 万円とするものでございます。

主な内容であります。まず歳入につきましては、町税は収納実績を踏まえおよそ 2,700 万円の増額を計上いたしましたほか、各種譲与税や交付金、特別地方交付税は交付額確定に基づきそれぞれ増減を補正いたしました。

また、決算見込みにより財政調整基金の繰入れを 1 億 2,800 万円、町債につきましては事業費の確定によりおよそ 1 億 1,700 万円減額いたしました。

一方、歳出の主な内容でございます。

道路橋梁関係をおよそ 9,700 万円、柏木運動場用地購入等をおよそ 2,600 万円減額し、一方、決算状況により、財政調整基金に 2,000 万円のほか、今後の公共施設整備や長寿命化対策等を考慮しまして公共施設等整備基金に 5,000 万円、DX 推進のための財源確保としまして高度情報化基金に 5,500 万円の積立てを行う増額補正を行いました。

また、特別会計への繰出金につきましては、事業費の確定等により合わせておよそ 430 万円の減額といたしました。

そのほか、令和 6 年度の決算処理に当たりまして必要な補正を行ったところでございます。

続きまして第4号議案の令和6年度国民健康保険特別会計補正予算（第6号）につきまして申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,095万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ8億7,873万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、事業の確定等によりまして必要な補正をするものでございます。

歳入では、国民健康保険税、県支出金及び繰入金を減額するものでございます。

歳出では、総務費、保険給付費をそれぞれ減額し、差額を予備費で調整するものでございます。

続きまして、第5号議案の令和6年度介護保険特別会計補正予算（第5号）につきまして申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,218万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ11億8,701万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、事業の確定により必要な補正をするもので、歳入では実績により介護保険料を増額し、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金を減額するものでございます。

歳出では、保険給付費、地域支援事業費を減額しまして、差額を予備費で調整するものでございます。

続きまして、第6号議案 令和6年度飯島町下水道事業会計補正予算（第5号）につきまして申し上げます。

今回の補正予算は収益的収支及び支出に関する補正を行いました。

収入につきましては、下水道使用料収入実績によりまして500万円を増額し、収入総額を4億3,361万1,000円とするものでございます。

支出につきましては、下水道管渠の緊急調査を行うための業務委託費としまして管渠費を740万円増額し、総支出額4億3,432万円とするものでございます。

その他、細部につきましては、第3号議案については担当課長からそれぞれ説明申し上げ、第4号議案から第6号議案につきましては御質問により説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いいたします。

〔唐澤町長降壇〕

議 長
企画政策課長

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、補足説明をしていただきます。

補足説明

大変すみません、ちょっとお待ちくださいませ。

すみません、データがちょっと止まっておりまして……。申し訳ありません。

議 長
企画政策課長

座光寺課長、暫時休憩としますか。

すみません。ちょっとお待ちくださいませ。

データがちょっと止まっておりまして、おかしいですね。

議 長
企画政策課長

暫時休憩……。トイレ休憩にしますか。

すみません。ごめんなさい。いいですか。

議 長

それじゃトイレ休憩にします。あ、よろしいですか。

	トイレ休憩です。再開を……。どのくらいがいいですか。10時半といたします。休憩。
休憩	午前10時12分
再開	午前10時30分
議長	休憩を解き会議を再開します。
企画政策課長	大変失礼いたしました。 それでは続けさせていただきます。
	補足説明
総務課長	補足説明
住民税務課長	補足説明
健康福祉課長	補足説明
産業振興課長	補足説明
建設水道課長	補足説明
会計管理者	補足説明
教育次長	補足説明
議長	提案理由の説明がありました。 これから本4議案について一括して質疑を行います。 質疑はありますか。
7番	
折山議員	ちょっと気になるんで1点だけお聞きします。 このところ、ふるさと納税、産地偽装で大分あちこち影響が出ているんですが、当町も予算に対する半減のこれ、ちょっといろんな意味で大きい減額かなと思うんですが、何か事情があるのかどうか、分かれば、結果論であります、何か事情があったのかどうか、お聞きします。
企画政策課長	今お話のありましたとおり、ふるさと納税、ほぼ半減しております。 今のところの分析している結果でございますけれども、令和5年の10月になりますが、制度の改正がありまして、令和6年度からの返礼品の調達率ですけれども、寄附額の25%くらいを見ているところでございまして、その金額の設定が影響しているんじゃないかっていうことでございます。 言ってみれば、1万円寄附しても、今までの返礼品の率が下がったので、返礼品が魅力のあるものではなくなった、それで、同じものの返礼品とすれば基金額が上がっているという形になっておりますので、その見直しの部分で大きな影響があるんじゃないかというところでございます。 それから、もう一点が、設定金額を変えたことによりまして、ポータルサイト、ホームページ等のサイトの商品ページの編集をかけたんですけれども、その中で、ちょっと楽天のページの設定のところでは新規にページを作り直したということがございまして、それで、過去のもののレビューとかがうまく反映されてこなかったところがあるん

	じゃないかということでございます。 今、そこのところは改修をしまして、過去のを引っ張ってくるような形にしておりますので、現状はそういった形ではないんですけれども、令和6年度当初、そういったことがございまして、そういったところが影響して件数が減ってきているんじゃないかっていうことでございます。
議 長	ほかに質疑ありますか。
9 番 星野議員	20 ページの土地の売却についてなんですが、町の要するに売却ということで、高額なら誰にでも売るといようなことがあるのか、どういった、何か町の考えで買ってくれる方の選定をしているのかっていうことをお聞きしたいと思います。
企画政策課長	基本的には入札——この件じゃなくて。基本的には、町有地財産を売却する場合には入札をかけることになっているのが基本でございまして、ただ、今回の場合の法定外公共物について申し上げますと、太陽光発電に取り組みたいっていうことがございまして、それに係る影響部分を売払いしたということになっておりますので、御理解をお願いしたいと思います。
議 長	関連してですか。
9 番 星野議員	その際に外国人に土地を買われるっていうようなことはないのかどうかってことで、今、太陽光関係でかなり中国人の方たちが土地を買っているという情報があるんですが、そういう点で町としての考えがあるのかないのかをお聞きします。
副 町 長	先ほど申しました太陽発電の関係につきましては、こちらで確認をしてやっておりますので、適正な会社であれば、そこへもってって売却ができるというふうに考えております。 これは法定外公共物でございますので、赤線等でございますので、その部分の不安な部分については、町としても有効活用して町の収入になれば売るっていう考えに立ってやっておりますので、外国人かどうかということにつきましては、はっきり言って、そこまで精査はしておりません。
議 長	そのほか質疑ありますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから議案ごとに討論、採決を行います。 初めに第3号議案 令和6年度飯島町一般会計補正予算（第8号専決）について討論を行います。 初めに原案に反対の討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	次に賛成討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議	長	ほかに討論ありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。
		これで討論を終わりにします。
		これから第3号議案 令和6年度飯島町一般会計補正予算（第8号専決）について採決いたします。
		お諮りします。
		本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、第3号議案は原案のとおり承認することに決定されました。
		次に第4号議案 令和6年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第6号専決）について討論を行います。
		初めに原案に反対討論はありますか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	次に賛成の討論はありますか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	ほかに討論ないですか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。
		これで討論を終結します。
		これから第4号議案 令和6年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第6号専決）について採決します。
		お諮りします。
		本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、第4号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
		次に第5号議案 令和6年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第5号専決）について討論を行います。
		初めに原案に反対討論はありますか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	次に賛成討論はありますか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	ほかに討論ありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。
		これで討論を終結いたします。

議 長	これから第5号議案 令和6年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第5号専決）について採決いたします。
	お諮りします。
	本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第5号議案は原案のとおり承認することに決定されました。
	次に第6号議案 令和6年度飯島町下水道事業会計補正予算（第5号専決）について討論を行います。
	初めに原案に反対討論はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	次に賛成討論はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
	ほかに討論ありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。
	これで討論を終結します。
	これから第6号議案 令和6年度飯島町下水道事業会計補正予算（第5号専決）について採決いたします。
	お諮りします。
議 長	本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
	異議なしと認めます。したがって、第6号議案は原案のとおり承認することに決定されました。
議 長	日程第10 第7号議案 令和7年度飯島町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。
	それでは提案理由の説明を求めます。
	〔唐澤町長登壇〕
	第7号議案 令和7年度飯島町一般会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。
町 長	予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,816万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ66億2,316万4,000円とするものでございます。
	主な歳入の内容としましては、国庫支出金では学校ICT環境整備事業に240万円、県支出金では地域発元気づくり支援金におよそ300万円、自然環境整備支援事業におよそ350万円、諸収入では防災拠点の設置及び災害時相互支援体制整備構築事業に2,600万円、町債では一般事業債に900万円のほか、歳出に係る財源不足に対応するため財政調整基金から2,400万円を繰り入れる歳入予算を計上いたしました。

	主な歳出の内容につきましては、防災拠点の設置及び災害時相互支援体制構築事業におよそ 2,600 万円、小中学校における学校通信ネットワーク速度改善事務委託に 3 校合わせて 900 万円、飯島体育館屋根幕板改修工事に 950 万円、千人塚城ヶ池周辺環境整備事業におよそ 950 万円を増額し、差額を予備費で調整するものでございます。 そのほか、新年度となり間もない時期ですので、緊急性のある当面の事務執行に必要な補正を計上いたしました。 細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。 〔唐澤町長降壇〕
企画政策課長	補足説明
総務課長	補足説明
住民税務課長	補足説明
健康福祉課長	補足説明
産業振興課長	補足説明
教育次長	補足説明
議 長	ただいま提案理由の説明がありました。 これから質疑を行います。 なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いいたします。 質疑はありますか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 ここでお諮らいします。 本議案は審査に時間を要するため、6 月 18 日の定例会最終日にこれを採決したいと思います。御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、本議案については 6 月 18 日の本定例会最終日に採決することに決しました。
議 長	日程第 11 第 8 号議案 飯島町鳥居原地区町道鳥居原横断線ほか道路改良工事に係る建設工事請負変更契約の締結に係る専決処分の承認を求めることについて を議題といたします。 本案について提案理由の説明をお願いします。 〔唐澤町長登壇〕
町 長	第 8 号議案 飯島町鳥居原地区町道鳥居原横断線ほか道路改良工事建設工事変更請負契約の締結に係る専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。 令和 6 年 5 月 17 日に契約しました当該工事につきまして、地方自治法第 179 条第 1 項

		の規定によりまして令和7年3月13日付で建設工事変更請負契約の締結に係る専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により本議会において報告し承認を求めるものでございます。
		細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いいたします。
		〔唐澤町長降壇〕
建設水道課長		補足説明
議 長		これから質疑を行います。
		質疑ありますか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		質疑なしと認めます。
		これで質疑を終結します。
		これから討論を行います。
		初めに原案に反対討論はありませんか。
		次に賛成討論はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		ほかに討論ありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		討論なしと認めます。
		これで討論を終結します。
		これから第8号議案 飯島町鳥居原地区町道鳥居原横断線ほか道路改良工事に係る建設工事請負変更契約の締結に係る専決処分の承認を求めることついてを採決いたします。
		お諮りします。
		本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		異議なしと認めます。したがって、第8号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。
		暫時休憩。
休 憩		午前11時55分
再 開		午前11時55分
議 長		休憩を解いて会議を再開いたします。
議 長		次に、
		日程第12 第9号議案 令和7年度公立学校情報機器整備事業に関する物品売買契約の締結について
		を議題とします。
		本案について提案理由の説明を求めます。

町 長	〔唐澤町長登壇〕	
	第 9 号議案 令和 7 年度公立学校情報機器整備事業に関する物品売買契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。	
教育次長	G I G A スクール構想における児童生徒 1 人 1 台の情報端末購入に関する物品売買契約を締結するため、地方自治法及び飯島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものでございます。	
	細部につきましては担当課長から説明させますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。	
議 長	〔唐澤町長降壇〕	
	補足説明	
議 長	これから質疑を行います。	
	質疑ありませんか。	
議 長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕	
	質疑なしと認めます。	
議 長	これで質疑を終わります。	
	これから討論を行います。	
議 長	初めに原案に反対の討論はありませんか。	
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕	
議 長	次に賛成の討論はありませんか。	
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕	
議 長	ほかに討論はありませんか。	
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕	
議 長	討論なしと認めます。	
	これで討論を終わります。	
議 長	これから第 9 号議案 令和 7 年度公立学校情報機器整備事業に関する物品売買契約の締結についてを採決します。	
	お諮りします。	
議 長	本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。	
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕	
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 9 号議案は原案のとおり可決されました。	
	日程第 13 第 10 号議案 飯島町道路線の認定について	
議 長	日程第 14 第 11 号議案 飯島町道路線の変更について	
	以上 2 議案を一括議題といたします。	
副 町 長	それでは本 2 議案について提案理由の説明を求めます。	
	〔宮下副町長登壇〕	
副 町 長	第 10 号議案 飯島町道路線の認定について及び第 11 号議案 飯島町道路線の変更に	
	ついての 2 議案につきまして一括して提案理由の説明を申し上げます。	

	第 10 号議案 飯島町道路線の認定についてにつきましては、町道認定の申請があったもので、申請に基づき調査したところ、当該道路沿線には新たに宅地が造成されることなど生活道路として公共性が高いと認められるため、道路法第 8 条第 2 項の規定により町道鎌倉支 4 号線として認定をお願いするものでございます。 また、第 11 号議案 飯島町道路線の変更についてにつきましては、舟久保住宅解体に伴い敷地内の一部区間が町道としての必要がなくなりましたので、道路法第 10 条第 3 項の規定により町道舟久保線の一部を廃止する道路区域の変更をお願いするものでございます。 両議案とも細部につきましては御質問により担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。 〔宮下副町長降壇〕
議 長	これから質疑を行います。
2 番	質疑はありませんか。
坂本議員	鎌倉支 4 号線なんですけれども、図を見ると行き止まりの先に小さく道路があるんですけど、これは通り抜けできなくて、ここで止まりということでしょうか。
建設水道課長	今回御提案した鎌倉支 4 号線についてでございますか。(坂本議員(「はい」と呼ぶ)行き止まりでございます。
議 長	ほかに質疑ありませんか。
2 番	はい。関連で。
坂本議員	行き止まりの道路というのは何か使いにくいと思うんですけど、この道路の先には、もう既に宅地があったんでしたっけ。
建設水道課長	この路線を囲むように 8 区画の宅地が計画されております。
	また、幅員も 6.5 メーターと広いこともありまして、十分回転も取れますので、ここが行き止まりであっても、十分、認定しても町道として機能はあります。
議 長	ほかに質疑ありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。
	これから議案ごとに討論、採決を行います。
	初めに第 10 号議案 飯島町道路線の認定についての討論を行います。
	原案に反対の討論はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	次に原案に賛成の討論ありませんか。
	ほかに討論ありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。
	これで討論を終結します。

	これから第 10 号議案 飯島町道路線の認定についてを採決いたします。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 10 号議案は原案のとおり可決されました。 次に第 11 号議案 飯島町道路線の変更についての討論を行います。 初めに原案に反対討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	次に原案に賛成討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	ほかに討論ありませんか。 討論なしと認めます。 これで討論を終結します。 これから第 11 号議案 飯島町道路線の変更についてを採決いたします。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 11 号議案は原案のとおり可決されました。 以上で本日の日程は全部終了しました。 本日の会議を閉じ、これで散会とします。 御苦労さまでした。
事務局長	御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼「お疲れさまでした」）
散 会	午後 0 時 0 5 分

令和 7 年 6 月飯島町議会定例会議事日程（第 2 号）

令和 7 年 6 月 9 日 午前 9 時 1 0 分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

質 問 者	質 問 事 項
吉 川 順 平	1 防災計画について 2 猛暑・高温対策について 3 官民地域づくりについて 4 エーコープ飯島店閉店について 5 学校給食米について
星 野 晃 伸	1 町内空き家の状況と活用の考えは 2 空き家の防犯対策は 3 認可外保育施設について 4 各自治会の役職について 5 中学校プールの利用について
宮 下 秀 和	1 七久保北村小段の与田切川南側、中央道西に接する地域の盛土について 2 大型ダンプや大型トラックの通行による道路の傷みと補修について 3 中学生の通学のための J R 定期代など保護者の経済的負担について 4 防災訓練の避難所設置、運営訓練について
伊 藤 秀 明	1 エーコープ飯島店閉店と対応について 2 土地の利活用について 3 タウンミーティングに開催は 4 土地所有者不明について 5 相続登記について
堀 内 学	1 事業者への物価高騰対策を問う。 2 飯島駅前周辺の開発と主要拠点化を問う。

質 問 者	質 問 事 項
折 山 誠	1 七久保診療所再開の取り組みは 2 移動購買車の運営状況は 3 少子化対策・子ども子育て支援の現状と今後は 4 年度契約職員の処遇を問う

○出席議員（１２名）

１番	池上 明	２番	坂本 紀子
３番	伊藤 秀明	４番	宮下 秀和
５番	三浦寿美子	６番	荒川みずき
７番	折山 誠	８番	堀内 学
９番	星野 晃伸	１０番	浜田 稔
１１番	吉川 順平	１２番	宮脇 寛行

○欠席議員（０名）

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 唐澤 隆	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 堀越 康寛 企画政策課長 座光寺満輝 住民税務課長 林 成昭 健康福祉課長 小林 正司 産業振興課長 斉藤 鈴彦 建設水道課長 片桐 雅之 会 計 管 理 者 曾我 弘恵
飯島町教育委員会 教育長 片桐 健	教 育 次 長 藤木真由美

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	那須野 一郎
議会事務局書記	松下 知冬
議会事務局書記	眞弓 歩

本会議再開

開 議	令和7年6月9日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。 これから本日の会議を開きます。 議事日程についてはお手元に配付のとおりでございます。
議 長	日程第1 これから一般質問を行います。 通告順に質問を許します。 なお、一般質問は通告制ですので、質問の趣旨にのっとり明確に質問するようお願いいたします。 11 番 吉川順平議員。 〔吉川議員質問席へ移動〕
11 番 吉川議員	おはようございます。(一同「おはようございます」) いつも先頭バッターで非常に緊張しておりますけども、お手柔らかに、よろしくお願いいたします。 通告により始めさせていただきたいと、そこにありますように、今回は5つの身近な問題をちょっと取り上げていきたいと思っております。5つありますけども、前半の1番2番についてはさらっと、3、4、5についてはちょっと重くという形で、時間配分の関係、お願いします。 1つ「防災計画について」、2つ目「猛暑・高温対策について」、3つ目「官民地域づくりについて」、4つ目「エーコープ飯島店閉店について」、5つ「学校給食米について」、以上でございます。 質問事項1「防災計画について」。 1―1、南海トラフ巨大地震における政府の新たな被害想定を受け、町の防災計画の見直しについて問うということであります。 補足資料を作っておりますので、資料1のP1をお開きください。 信濃毎日新聞さんにもちょっと許可を得ておりますけども、これは信濃毎日新聞2025年4月に出された資料を印刷してきております。 南海トラフの巨大地震が発生した場合のライフラインなどの被害は2013年に試算されておまして、今回の県内の被害想定は多くが悪化したという状況であります。 揺れが最大の場合、断水人口は2013年比30万人増の約150万人、道路施設被害は100か所増の約1,300か所とされ、被災1週間後の避難者数は1万5,000人増の約4万2,000

人余と想定されております。社会基盤が甚大なダメージを受け、暮らしへの影響が長期化する可能性が改めて浮き彫りになっております。

資料1にありますように、震度6弱以上の揺れが想定された飯田・下伊那・上伊那・諏訪地方の全28市町村と木曽郡等が防災対策推進地域に指定されておるということで、我が飯島町についても6弱ですから——ちょっとカラーじゃないんで申し訳ないですが、6弱ということで想定されております。

それで、問題は、これも県のほう、阿部知事が4月1日定例会見で、こういうことを受けて、死者数を減らす応急対応を検討したいということで、県の地域防災計画を見直す考えを示しております。

については、飯島町の防災計画見直しを考えているのか、お答えください。

〔唐澤町長登壇〕

町長

おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

議員の通告をいただいた質問はどれも重要な課題でありますので、真摯にしっかりとお答えしていきたいと思っております。

御質問いただきました南海トラフ巨大地震における政府の新たな被害想定を受けて、町の防災計画の見直しはどうかということであります。

今回の政府の新たな被害想定ですけれども、これは南海トラフ巨大地震が発生した場合に国全体としてどのような影響が出るのかをより詳細に、そして最新の科学的知見に基づいて見直されたものでございます。

具体的には、地震の揺れや津波による被害に加え、地震後の社会経済活動への影響なども含めて多角的に分析がなされているところであります。

今回、新たにこの想定で注目すべき点でありますけれども、シーンによる被害想定が設定されております。これは3つのシーンということで、冬の深夜、それから夏の昼間、そして冬の夕方、こういった3つの想定で、こういったときにどのようにすべきかというのを想定しているところであります。

また、被害の関係ですけれども、やっぱり復旧にはかなりの時間がかかるという想定がされております。また、経済的な被害も甚大であるということ、それから、もう一つは津波ですね。こちらの当町には関係はあまりありませんけれども、そういった被害の拡大、そういったことが想定されております。

そのような中で、どうした地域防災をしていったらいいかということで提案もなされていまして、まずは津波からの避難行動の徹底、それから耐震化の促進、そして地域防災組織の強化、この3つを中心に想定されているところでございます。

下伊那南部ではちょっと被害の拡大も少し想定されていますけれども、幸いなことに飯島町全体におきましては直接的な大きな被害の変更はありませんでした。

しかしながら、これはあくまでも国の想定でありますので、いつどこでどのような災害が発生するかは予測困難でございます。そのため、町としましては、いかなる状況でも対応できるように、常に防災意識を高め、準備を進めていくことが重要だと考えているところであります。

こうした状況を踏まえまして、飯島町では令和7年度に地域防災計画の見直し作業を行う予定でございます。この見直しでは、政府の新たな被害想定も考慮に入れつつ、これまでの課題や近年の災害から得られた教訓を反映させ、より実効性の高い計画としてまいりたいと思います。

具体的には、まず南海トラフ地震に関する情報が発表された際の対応を計画に追加することや、国の避難情報に関するガイドライン、これを踏まえた避難方法、さらに避難所マニュアルの運用を想定しまして、災害時には地域で助け合う共助の力を最大限に発揮できること、また防災士の活躍に期待しまして防災士が各地域の避難所で活躍できるようにすることなど、地域の防災力の底上げを図ってまいりたいと考えております。

これらの見直しを通じまして飯島町の防災力を一層強化し、住民の皆様の安全・安心を守ることに全力を尽くしてまいりたいと考えております。

〔唐澤町長降壇〕

吉川議員

令和7年度に見直しを図るという答弁でございました。ぜひとも、いつやってくるかわからない地震に対して、町としても十分な対策を取っていただきたいと思っておるわけでございます。

資料の次のページを見て、2つありますけど、これは、議長と一緒に、せんだって――5月27日に東京フォーラムでありました議長、副議長の研修会に出された内閣府の防災担当より御説明がありました。これもひとつ参考にしていただきたいと思います。

細かくは触れませんが、「南海トラフ地震における物資輸送に係る計画の概要」、この2つの丸だけ、

○南海トラフ地震では、被災地方公共団体及び家庭等で備蓄している物資が数日で枯渇する一方、発災当初は、被災地方公共団体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下すること等から、被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難であります。

○国は、被災府県からの具体的な要請を待たないで、必要不可欠と見込まれる物資を調達、輸送手段・体制を確保し、プッシュ型支援で被災府県に緊急輸送するという形でございます。

それで、次のページ、それで新物資システム――B―P L oという新しいシステムができたわけであります。

要は、飯島町の物資がどのくらいあるかっていうことを新しいシステムに入れ込んで、例えば隣の駒ヶ根市、あるいは中川村でいろいろ被災があったときに、これをやはりお隣のところへ調達するとか、こういう物資がないので頼むっていったときに、そういう手助けをするシステムという話であったように思います。

飯島町も多分やっていると思うんですけど、それをよく聞けという講師の先生の話でしたが、回答は要りませんが、そういうことがありますので一応紹介をしておきたいと思っております。

次、質問事項2、これも猛暑・高温対策ということで、今週は、明日だかあさってか

ら梅雨の時期というふうに入ってくるということですが、大雨対策ではなくって、熱中症対策ということでもあります。

今年も全国的に高い気温が予想される中、暑さ対策としてどのような手段が考えられるか、町民の体を守る対策と、これはＪＡのほうかと思いますが、農作物の猛暑・高温対策、技術対策を問うということでもあります。

資料の——これはちょっと古くて申し訳ないです。資料２、これも新聞のほうで、これは５月のあれでしたので古いわけですがけれども、１か月後、３か月予報を見ますと５０％ぐらい高温になるという形で、昨年も暑かったわけですが、今年も暑い夏が到来してくるという形でございますので、どうしたらいいかということでもあります。

資料３からは、これは「る～らる」という、組合員の方につきましてはお配りをしたもので、今月号に出ておりました。これも許可を取っておりますけれども、高温対策ということでＪＡが出したのもであります。

細かくは触れませんが、品目的な高温対策、野菜、米、花、果実、あるいは体を守る高温対策ということで、資料５にありますように暑さ対策のものが出ておるということでもあります。

資料６につきましては、特に、この６月から熱中症対策が義務化されたという、ここですね。厚生労働省において労働安全衛生規則の一部が改正されて、６月１日から農業者——法人、家族経営を問わない、町役場もそうですが、労働者への熱中症対策が義務づけられているという形でありますので、特に、罰金だとか、そういったのが出てきておりますので、ここら辺も徹底をお願いしたいということでもあります。いずれにしても、今から始まっている高温対策の周知について、飯島町の住民に対して命と暮らしを守る対策の答弁をお願いしたいと思います。

町 長

前段で、先ほどの御質問で御提案もいただきました、Ｂ—ＰＬｏの話も出ましたけれども、そういった新物流システムを展開していくためにも、やはり道路——緊急輸送路をどのように確保していくか、そういったところも重要でありますので、町では４３の団体の皆さんと災害応援協定を結んでおりますけれども、まずはそういった緊急輸送路の確保、町にあります建設水道防災協会、そういったところと連携をしながらやっていくことはもちろんですが、地域にありますいろいろな団体と物流についてはしっかりと協定を結びながら対応してまいりたいと考えています。

２番目の御質問の高温対策でございます。

町民の体を守る対策についてでありますけれども、熱中症予防に関する記事を今月の町の広報に掲載させていただきます。そういった周知を図るほか、国からの熱中症警戒アラートの発出に基づきまして、町のホームページ、あるいは公式ＬＩＮＥにメッセージ等を送りまして注意喚起を促してまいりたいと思います。

熱中症予防の注意喚起はテレビ等で取り上げられることも多いので、そちらも御覧いただきながら、暑さを避ける取り組みとして適切な冷房の使用や不要不急の外出を控えること、こまめな水分・塩分補給を行っていただくことなど、御自身でも身を守る対策を取っていただきたいと考えているところであります。

先ほど議員からお話のありましたように、6月1日から労働安全衛生規則の一部が改正されまして、事業者に対する熱中症対策が義務化されました。この改正によりまして、熱中症のおそれがある方を発見した場合に対応できるよう、早期発見のための体制整備、それから重篤化を防止するための措置の実施手順の作成、またその内容を職場関係者に周知することが義務づけられるようになっております。

特に外の作業の多い農業者等に関しましては——農業者ばかりではありませんけれども、建設業の皆さんや外の作業の多い皆さんにつきましては、広報いいじま5月号、あるいはホームページ、CEKの営農センター便り等で周知を図ってまいりたいと思います。

そのほか、町の公共施設の暑さ対策としましてですけれども、小中学校の各体育館、こちらにおきましては、今年度はスポットクーラーをレンタルで対応してまいります。また、B&G体育館につきましては、また予算を審議していただきますけれども、スポットクーラーを今年度購入する予定でございます。そういった形で施設の環境を整えてまいりたいと思います。

また、各地区の公民館、こちらにおきましては、既にエアコン等については整備済みの状況でございます。

なお、図書館ですとか、まちの駅いいちゃんのほか、役場のフリースペースなどの公共施設も開館時間内であれば気軽に涼むことができる施設として御利用いただけますので、今後、このような場所の周知と拡充を図ってまいりたいと思います。

吉川議員

ちょっと資料が、すみません、資料7であります。

これは、危機管理のほうから南消防署等に照会していただき、昨年度の熱中症の疑いを含む搬送人数を調べさせていただきました。

それで、この一番下、伊那から始まりまして書いてありますけど、下のほうの「伊南 飯島町内発生 内飯島居住」って書いてありますけども、これを全体、上伊那中を見ますと、まだ飯島は少ないほうであるわけでありまして、御承知のように、高齢者の65歳以上がやはり多いということ。

それから、程度につきましても重症、中等症、軽症と3つに分かれる、死亡はないわけですけども、搬送人員は伊南南消防署12と、昨年は8人だったということで、昨年も暑かったわけでありまして、こういったことで、他の市町村よりは少なくはなっておりますが、そうはいつでも、熱中症については死亡に至らなくても長期間にわたって後遺症が残る可能性もあるということで紹介申し上げておきたいというふうに思っております。

いずれにしても、広報を通じながら、ぜひともよろしく願いをしたいと思っておりますし、技術対策につきましては、J Aとタイアップしながら、役場も重要でありますけど、タイアップして技術対策、特に、今年もカメムシが多いとか、いろいろ言われておりますけども、そういったこと含めて、米のこともありますので、よろしく願いしたいと思います。

次に行きます。

		「官民地域づくりについて」という形でございます。
		これは、まあ済んだことかと思えますけど、町は、令和6年度末に連携協定を結んでいたコンサルタント会社、地域力創造——東京との協定を3月末で解除したと、事業導入に当たり総務省の地域力創造アドバイザー650人超が登録している人物からこの会社を選んだ背景はということであります。
		記憶ですけども、議長室において、副町長、あるいは町長がお見えになり、議会へかける前に、そういった話があるが、このコンサルタントも紹介していただき、面談した経過を思い出しました。
		いずれにしても、650人超がある中でこの会社選んだ背景、当然、そういうことが、総務省の関係で国のお墨つきがある以上、疑う余地はなかったというふうに思うわけでありますけども、総務省にも責任があるかと思えますけども、そういった理由といえますか、背景はどうだったのかというふうに思います。御答弁ください。
町	長	地域力創造株式会社との契約を締結して、その人物を選んだ背景ということでありまして、これらにつきましては、今までの全員協議会でありますとか、また2月27日の一般質問の答弁でも答えさせていただいております。
		地域力創造株式会社を選んだ背景につきましては、当町の空き家担当職員から紹介してもらいまして、その後、面談、そして地域力創造株式会社からの営業もありました。また他自治体での取組状況の視察や実績の確認、またおためし立地チャレンジナガノ事業の実績などから総合的に判断をしたところであります。
		様々な場面でお答えしておりますけれども、何で選んだのかということであります。
		地方創生の事業は、いろいろ、もう10年間、それぞれ全国で取り組まれていますけれども、やはり都会のこういった会社が、コンサルタント事業をやっている会社等が地方に来て、地方で地方創生の事業を行いながら、地方のお金がそういった都会のほうに流れていってしまう、これは地方創生ではないんじゃないかと、やはり地方創生っていうのは地方のお金を地方でしっかり使っていく、それで地域おこしをしていくっていうのが地方創生だと思います。
		ですから、そういった意味で、地域力創造株式会社がソーシャルベンチャーを立ち上げて地域の課題を解決していく、特に、地域創生ですとか、あるいは活性化、住民サービスの向上、こういったことをソーシャルベンチャーが中心となって町と相互連携しながら展開していくという取組、またチームで取り組んでいく、チームで地域課題を解決していく、こういった取組が非常に重要なということで地域力創造株式会社を選ばせていただいたところであります。
議	長	ちょっとマイク。
吉川	議員	マイクが……。何だこれは……。
議	長	暫時休憩とします。
休	憩	午前9時34分
再	開	午前9時34分

議長
吉川議員

再開します。

すみません。

直近の信濃毎日新聞の6月5日付でこの会社が破産手続を開始したという記事が出ておりました、4月4日付です。5月28日付で、負債額少なくとも1億500万円ぐらいということでございました。先ほど町長が御答弁されていましたが、この記事の中でも事業を進める中で連絡の取りにくさや報告書提出の遅れといった事務の停滞は危惧していたということでありまして、本当に残念だと述べておるわけであります。

そんなわけで、3―2にありますように、小さな自治体にとって外部の知見、人材は貴重であります、議会は問題と捉え、事業実施を第三者に任せずに、町も積極的に関与すべきだと指摘し、契約前の書面提出、事業の途中経過報告を求める決議をしたが、今後の見解はということです。

我々議会も認めた案件でありますけれども、責任もありますが、特に空き家対策の外部人材を入れての事業が滞ってしまったことは遺憾であります。3月で契約提携は終了したとのことではありますが、空き家対策、今後の展開をどうしていくのか、再度、外部人材を入れてやっていくのか、今後の見解をお願いしたいと思います。

町長

ちょっと質問の内容と少し変わっていると思いますけれども、やっぱり飯島のような、8,000人、今月は8,821人ということで、非常に、27人も減ってしまって、人口減少が止まらないわけですが、こういった小さな自治体にとっては、やっぱり外部のいろいろな力を借りてやっていくということが非常に重要かと思います。

そういう意味では、この事業だけでなく、いろいろな事業でコンサルタント等をお願いしておりますし、また令和5年のときにはALIVEというような外部の企業の皆さんとまちづくりを考えていくような仕組み、それとか、自分が東京で参加しましたビジネスピッチのようないろいろな企業の提案を受けてそれらを精査しながら地域の活性化に協力していただくというような取組、こういったことは非常に重要なことかと思っています。

それで、3月定例議会のときにもありましたけれども、予算調査の中で、どうも丸投げではないかという御意見をいただきました。これは決して丸投げではないんですね。今までのコンサルの事業もそうですし、いろいろな外部との関わりの事業、これはしっかりと職員がコンサルや対応する民間の業者と連携を取りながら進めている。

過去には、そういった丸投げ的なところもあったものもあるかもしれませんが、現在はしっかりと職員がそういった業者と向き合いながら仕事をしているということ、まずもってお話をしたいと、第三者任せではないということを強調したいと思います。

それで、空き家の問題ですけれども、この後、議員の方からも奈義町のお話が出ます。合計特殊出生率が2.95ということで奇跡の町と言われているところでありますけれども、人口は飯島町の半分ほどであります、非常に子育て支援に力を注いでいるということで御質問いただきます。

なぜその町が子育て支援で成功しているかという、やはり子育てということをきち

んと条例やいろいろな法規にうたいながら、町長が替わってもその事業が継続される、そういう担保をつくりながら事業展開をしているというところが——それだけではないと思いますけれども、いろいろ、高校生までの毎月の給付金等がありまして、経済的支援もあると思いますけれども——やはり、きちんとそういった制度に基づいて町長が替わっても継続的に取組がされると、そういうことが重要かと思います。

そういった意味では、町では生物の多様性の条例を今回お認めいただきましたけれども、町長が替わっても環境共生がきちんと進められるような、そういう仕組みをつくっていく必要があるかなと思います。

そういう意味で、空き家対策もそういった継続的な事業が展開できるような仕組みづくりをしていく必要があるかなというふうに考えています。

現在、組織が機構改革で変わりまして、担当部署も変わりましたが、積極的にそういった空き家の活用を進めていく事業を展開しているところであります。

また、先般、奥出雲町を訪問したときに、当町とゆかりのある三沢地区、ここは人口が600人で、世帯数も200を切るような超過疎的な地域なんですけれども、そこにあります空き家を積極的に活用して町並みを再興しているという姿を見てきました。

その中で何が重要かという、やはり、そこに力を注いでいただける外部の人材が非常に重要だということを感じました。地域おこし協力隊の方が10年ほど前に赴任されてきて、その方は、今は議員として、先般——4月に行われた議員選挙ではトップ当選を果たしましたけれども、やはり地域に信頼された人材がそういった事業を展開しているという、またそういった方に同調する皆さんが都会から集まってきて同じように事業を起こしているということがあります。

先ほど申しあげました制度の確立と、もう一つは人だと思えます。人材が一番重要なところだと思いますので、そういった人材確保、また外部の様々な力をお借りしながら、空き家対策については積極的に取り組んでまいりたいと思います。

飯島町でも地域おこし協力隊で御尽力いただいた方が地域で空き家を活用しながら宿泊施設を運営したり、またレストランの計画もあるようでございます。そういった外部の力をしっかり生かせるような仕組みづくりを考えてまいりたいと思います。

吉川議員

外部人材は大事だというお話であります。

いずれにしても、丸投げではないかということでありましたけど、そうじゃないということ、答弁であります。

私も前にそういう話をしましたが、やはり外部人材も入れて構築していく、逆に職員も一緒にやっていく、そういうことが大事になってくると思いますので、空き家対策はちょっと滞っておりますので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

質問事項4「エコープ飯島店閉店について」であります。

この問題は、後の同僚議員も何人か共通の話題として、多くの住民の声から、願いでもありまして、資料のP8にありますように、写真が出ておりますけれども、中心の場所がぼそっと抜けた寂しい風景に今はなっております。

飯島町の中心に位置し、前身を含めると半世紀以上の歴史があるスーパー、エコー

プ飯島店が閉店しております。近隣ではＡ・コープ七久保店があるわけでありまして、買物客に広がる不安がいっぱいあると、それは御承知かというふうに思っております。

2019年に建物老朽化などで運営会社が閉店を一時検討したという経過がございます。これは当時の下平町長のときであります。私はＪＡの理事をやっており、地元の理事でありましたので覚えておりますけど、町と農協を交えた３者で協議し、町は中心部の店舗としての重要性を考慮していただいて、農協に補助金４,０００万円を支出して台所の改修を含めて建物を改修、営業継続にこぎつけておるわけでありまして。

そんなことで、宮下副町長が申しておりますけども、経営状況が非常に厳しかったということで、特定店舗の営業継続のために町がさらに補助金を出すということは考えていないという意味でありました。

同僚議員からもあるかと思いますが、それぞれ、女性の方、高齢の男性の方から御意見もいただいております。非常に困ると、足がない、車で行かなければ駄目だ、ガソリンは高いから困る、運転できるから私はいいが、やはり徒歩でしか買物へ行けない近所のお年寄りには困ると思うと、こんな意見も聞いております。

そんな中で、４－１、買物に広がる不安の解消と。宴会ができないという交流の場としての利便性確保に向けての対策は急務と考えます。

直近で行った上伊那農協との事業継承の協議内容とはということで、５月２０日の町長答弁、全員協議会の答弁にて、エーコープ飯島店の件については各方面で調査しておると、早い段階で対策をしていく、２階の利用については、セキュリティーもあるのでＪＡ上伊那飯島支所と連携していきたいとの答弁がありました。

その後の直近での具体的な動き、早い段階とはいいつなのか、相手があることなのでなかなかしゃべれないこともありますが、分かっている段階で御答弁をお願いしたいと思います。

副町長

それでは、これは私が主に担当しておりますので、お答えをさせていただきたいと思っております。

今、議員さんがおっしゃったように、買物客の声というか、もう直接、私にも何件か電話をいただいております。

あそこは、多分、町の中心で、それから、買物の場ではございましたが、コミュニケーションの場だったんだろうということも考えております。

現在のところ、そういうことも踏まえて、いろいろ、５月２０日のときに町長が答えたように、各方面にこのところでスーパーなどの営業はどうかということは声をかけて――実際にかけておりますけども、なかなか、あそこを利用していただけるという方は、今のところ見つかってはおりません。

上の宴会場という、今までは宴会を一体でやっていたので、スムーズに皆さんも申し込んでやっている環境があったという理解しております、旧エーコープ飯島店がなくなってしまったので、今、管理はＪＡ上伊那飯島支所が中心でやっております。セキュリティーの関係もございまして、今までにないような管理を支所のほうでも

しなきゃならないので苦慮しているっていうことはお聞きをしているところでございます。

そういうことで、営業をする店舗、それから宴会と、そこら辺のところが2つあるのかなというふうに考えてはおりますけども、正式な事業者の決定には至っていないのが現状でございます。

そのため、J A上伊那とは、まだ細かい話はしておりません。後継となる事業者が決まってきた段階で協議はするということになっておりますけども、今までの環境を維持できるかどうかはまだ不明でございますので、そういうことを踏まえて、決まった段階でJ A上伊那とは協議していきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

吉川議員

なかなか、まだ決まっていないということで、本当に早急な必要性——私も直接J Aのほうにまた申し入れてしていきたいと思っておりますので、困っている方にやはり早くに手当てしてやるのが大事だと思っておりますので、ぜひともよろしくお願いいたしますと思います。

最後の質問、質問事項5、学校給食米。

令和の米騒動の背景から、学校給食米の値上がりについて各地で心配する声を耳にする、地元の米——越百黄金を100%使用しておりますが、飯島町の学校給食米の実態はどうか、週何回の米の提供と、値段についてはどうか、特に地産地消で値上がりがなければ結構でありますけども、米だけでなく、野菜ほかも高くなっております。ぜひとも、飯の島、飯島町特産の米を子どもたちにいっぱい食べさせてやりたいというふうに思っておるわけであります。

資料の9にありますように、これは日本農業新聞の調べであります。

飯島町も調査があったかと思えますけども、2024年度当初につきましては、1kg単価、これは全国的なものでありますので、2024年当初は283円～399円、それから新米ときには292円～592円と急上昇、2025年度当初は——今年の当初は過去最高額400円～700円、ちょっと幅があるわけです。

多くの学校給食が仕入先と交渉し価格を抑えたほか、地場産米を県産米に変更だとか、米飯給食回数を減らす自治体があるとか、そんなような話がありました。

問題の本質は、米価ではなく——米価もあるんですけど、給食のコストだというふうに思っておるわけでもありますけども、そこら辺の飯島の学校給食米の実態、これをちょっとお聞かせいただければと思います。

教育次長

それでは飯島町の学校給食米の実態について私のほうから答弁をさせていただきます。

飯島町の学校給食では、今、議員もおっしゃいましたとおり、町内で生産されている越百黄金を使用しております。

価格につきましては、やはり令和6年度に比べますと令和7年度は3割から4割近く上がっている状況でございます。

学校給食における米飯については週4回提供されておまして、米の供給につきましては今年度分の確保がされているというように確認をしているところでございます。

以上です。

吉川議員

やはり3割から4割上昇しているということで、ぜひとも、飯の島ということでありますので、ぜひとも……。

それで、それを踏まえて、5—2ほう、政府は学校給食へ重点支援地方交付金の活用を呼びかけている、町としても同交付金を活用しての地産地消や給食の質の維持につなげていただきたいがということですが、資料にありますように、資料10・11については、内閣府が出しました事務連絡、令和7年度で重点支援地方交付金の取扱い、そのP11のほうの上段、要は、令和6年度に実施したものについてはダブってはいけないという、令和7年度は駄目ですよという内容であります。学校給食の関係です。

それで、P12にありますように、これは全協に企画政策課のほうから出された年度内完了分、物価高騰における学校給食におけるものであります。

小学校29円、中学校34円の補填をしたわけであります。今——今というか、補填しましたけど、それ前は、給食費が小学校は1人295円、それから中学校は340円、そういうことで補填を今はしておっているということで、2026年度、国から無償化という話が出ておりますので、それはいいんですが、それを待てなくて、早めに、やはりいろいろ上がっておりますので、何とか手だてができないものかということであります。

前に町長は答弁しました。無償化にすると5,000万円ぐらいかかっちゃうという話もありましたけども、国の政策も出てきますけども、ぜひとも、物価高騰に対して、1円でも安く、子どもたちのために、御家庭の負担を少なくする、例えば単費により町費で幾らかでも少なくする、そういった考えはないでしょうか。

教 育 長

今、吉川議員の御指摘のとおり、物価の高騰は学校給食に使用する材料についても影響が少なからずございます。

安心・安全な給食の提供を継続するために、今お話がありましたけれども、令和6年度には国の重点支援地方交付金を活用して給食費の補助を行っております。

また、今年度においては、物価高騰分と3学期分の給食費を公費負担として、保護者の負担軽減を図りながら、御指摘の地産地消を含めた、そんな取組に向けて給食の質の維持に引き続き努めていきたいと思っております。

吉川議員

農業地帯の飯島町、ぜひとも、農業も大事にする、子どもたち、あるいは農業で何を作っているか、そこら辺も、食育といいますか、そういった形の中で、やはり安心・安全な地産地消の地元のものを主に考えながら、健康で過ごしていただくということが大事かと思います。

また、何だ、管理栄養士のほうにもまた話を聞きたいと思っておりますけれども、ぜひとも子どもたちに対して御努力をいただきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

町民の命と暮らしを守り、さらなる飯島町の発展のため、改革と実現で町政が住民のために前に進んでいくことを念願し、6月の一般質問を終わります。

以上です。

〔吉川議員復席〕

議 長	9 番 星野晃伸議員。 〔星野議員質問席へ移動〕
9 番 星野議員	それでは一般質問を始めたいと……。すみません、ちょっと……。(マイクの位置調整を行う) ちょっとおかしいな。すみません、ちょっとマイクを……
議 長	暫時休憩。
休 憩	午前9時57分
再 開	午前9時58分
議 長 星野議員	休憩を解きます。 それでは一般質問を始めます。 町長、昨日は飯島F Cの応援、御苦労さんでございました。惜しくも1対0という結果でしたけれど、応援に行ってくれた皆さんの中から後援会をつくってみてはどうかというような声もあったので、町民全体で応援をしていきたいと思います。 それでは一般質問を始めます。 取りあえず4項目の質問をさせていただきます。 まず初めに、町内の空き家の件数と持ち主との連絡は取れているのかということをお聞きします。 そして、空き家のこれからの活用というものを町ではどのように考えているのかをお聞かせください。 〔唐澤町長登壇〕 御質問の空き家の現状と活用の基本的な考え方というところでの御質問であります。 町では、空き家対策を総合的かつ効果的に進めていくため、平成31年3月に飯島町空き家等対策計画を策定しております。この計画に基づきまして、庁内関係課による空き家空き地対策4局部会を設置しまして、空き家等の情報共有、また町民からの相談への対応、利活用に関わる提案や対応など、庁内を横断的に取り組んでいるところでございます。 また、建築士会、不動産組合などの関係機関によります飯島町空き家等対策協議会を設置しまして、専門的な立場からも御意見をいただく体制を整えているところでございます。 町内における空き家の状況であります。 昨年度、地域力創造株式会社により実態調査を行いまして成果物をいただきました。その結果、令和6年度末で175件となっています。年数回の利用があるものや物置として利用している物件は空き家等の定義から外れておりますので、この数字には含まれておりません。 175件の空き家をどのように活用していくかというところであります。 現在、新築物件は非常に物価高騰のあおりを受けておりまして、新築するには非常に
町 長	

高価なお金がかかります。ぜひとも、町にある空き家を有効に活用することによって町民の皆さんが豊かになったり、あるいはそれを求めてくる外部の皆さんで町が活性化されるような取組を進めていきたいというのが基本的なところであります。

先ほど前段の議員の質問にありましたように、やはり活用していくには人が大事であります。人の活用をどのようにしていくかというところを中心に据えながら、空き家の活用についてのやはりきちんとした計画に基づいた実行計画をつくってまいりたいと思います。

〔唐澤町長降壇〕

建設水道課長 持ち主との連絡は取っているかという質問がございましたので、私のほうからお答えさせていただきます。

空き家等の持ち主の把握や連絡についての今の御質問でございますけども、町では空き家等の現状を把握するため、空き家と思われる物件の所有者または管理者に対しまして、空き家の管理状況と今後の空き家の使い方の意向、例えば再びお住まいになるのか、貸出しとか利活用を望んでおられるのか、または解体、除却を望んでおられるのか、そういった意向調査を定期的に行っておりまして、連絡を取っているところでございます。

議 長 先に言います。

質問書の1と2と一緒に答えてくれたと思うけど、それでよろしいですか。

星野議員 2はこれから……。え、1と2ですか。

議 長 はい。内容とすると、持ち主の把握と連絡を取っているかっていう……

星野議員 あ、そうです、そうです。それでいいです。

議 長 それでいいですか。

星野議員 次に1―2に行きますので。すみません。

議 長 1―3ですか。2まで答えておると思いますけど。

星野議員 あ、すみません。はい。

あれ、俺のは1と2になっておるけど……。

あ、いいです。続けます。すみません。

それでは、今、空き家対策のことはお聞きしたんですが、再三、私のほうでもお伝えしていると思うんですが、今は中学校の三石先生を頼って30チームほどが飯島に来て合宿をしたりとかしているんです。

空き家の持ち主さんとの連携で、何とか、中をリフォームで、合宿の子どもたちなので本当に寝るだけでいいと思うんですよ。それで、飲食については私たち飯島町の飲食店の皆さんで協力したりとか、そういった面でお手伝いができると思うので、町のほうでも各チームの合宿所、宿舍みたいな形の連絡を取れないのか、そういう考えはないのかっていうか、進めることはできないのかということをお聞きします。

議 長 通告書に今の内容は載っていないですけども、よろしいですかね。(星野議員「すみません」と呼ぶ) 町長、よろしいですか。(町長「答えられる範囲で」と呼ぶ)

町 長 空き家の活用ということでありまして、空き家っていうのは個人の財産ですけ

星野議員
議 長

星野議員
議 長

星野議員

議長
星野議員

総務課長

議長

星野議員

議長

星野議員

議長

- 17 -

星野議員　ダブって聞いていて申し訳ございません。そうなんです。

議　長　そうなんです？

星野議員　一応、今、空き家の対策のこと、空き家と空き家に入る空き巣のことについて防犯カメラが必要じゃないかというような質疑をしたかったんですが、すみません、ちょっと順番を間違えてしまいまして、申し訳ございません。

議　長　続けてよろしいでしょうか。

星野議員　はい。

星野議員　すみません。

　それで、今の防犯カメラのことなんですが、私の調べによりますと、今画面上にございます自治会には2分の1、市町村には3分の1というような補助金等もございまして、ぜひ考えていただければと思います。

　それで、これを使いまして、何とか——要するに、犯人の検挙率も上がるっていうことは間違いないし——サクライ署長が言われていたのは、1人捕まったそうです。検挙できたそうですので、飯島町の皆さんにお知らせしておいてくれということでした。これからの防犯対策としてはかなり有力なものになると思いますので、このような補助金を使ってぜひやっていただければと思います。よろしくお願いします。

　それでは3に入ります。

　3—1で、自治会の役職についてですが……。え。あ、すみません。4だね。

議　長　違いますけど。

星野議員　あれ……。間違えちゃったのかな……。すみません。

　認可外保育園ですか。

議　長　3は認可外保育園……

星野議員　あ、すみません。はい。すみません、間違えました。すみません。

　それでは認可外保育園についてお聞きしますけれど、Ma i t r e y a という施設があるんですが、御承知なのかどうかということと、この認可外保育園は恵幸堂の歯科医の先生——中塚先生が自己資金で保育士を雇い経営されていますが、病児・病後児保育との違いがあれば教えていただきたいと思います。

　事実、今、中塚先生のやられているMa i t r e y a というところは、全然補助金とかがないそうなんですけれど、違いついてというのはどんな点があるのかを教えていただきたいと思います。

教 育 長　町内の認可外保育施設に2か所っていうところは承知しておるところです。

　やはり、同等の扱いというか、そういう対応については、していかなければいけないと思っております。

星野議員　先日、中塚先生のほうにお邪魔してお話を聞いた中では、やはり病児・病後児保育との違いで補助などを受けられなかったということがあるんですが、医者にかかりたいという町民の皆さんが子どもを預ける際に——ここにデータの的にもあるんですが、本当に、宮田から松川までの間の子どもさんたちを預かっている、これを独自でやられているっていうのは日本で初のやり方だそうなんですけれど、そういったものをやっている先生に、

	ぜひ温かい支援と、それから、できれば褒章などを与えていただければなと思いますが、その点のお考えはいかがでしょうか。
教 育 長	それぞれの認可外保育施設の運営については、設置されている医療法人等に対しまして本当に感謝するところであります。
	町としましては、今御指摘の施設の運営に関わってでき得る支援につきまして今後検討してまいりたいと考えておるところです。
議 長	星野議員、すみません。
	今の認可外保育の件については通告の範囲を超えている部分が見受けられますので、範囲でうまく説明をしていただくようお願いします。
星野議員	はい。分かりました。
	すみません。
	認可外保育園のことは分かりました。ですが、中塚先生もそのように本当に飯島のために頑張ってくれているので、お願いしてもらいたいと思います。
	次に「自治会の役職について」お聞きします。
	自治会も今本当に高齢化してきて、役をもう二度も三度もやる方が多くなっていると思います。
	その中で、私の支援者の中から、自治会の中の交通安全協会、いわゆる安協なんです、これは警察のものであって、自治会でやることではないんじゃないかというような質問をされました。
	その点で、各自治会の役職の軽減について町としていろいろのお考えがあるのかどうかをお聞きします。
総務課長	ただいま御質問いただきました自治会の役職である交通安全協会の理事の負担軽減について町の考えをお答えいたしたいと思います。
	交通安全協会の理事という役職が警察の所管であるという認識は、御指摘のとおりでございます。
	地域の交通安全活動は警察と地域が連携して行う取組であり、地域の代表が交通安全協会の皆様となっている一面がございます。
	また、大きな負担があるという意見の一方で、地域の交通安全のために鋭意的に取り組んでくださっている方が多数いらっしゃることも併せて認識しており、日頃からの皆様の御尽力に心より感謝申し上げるところでございます。
	なお、自治会の皆様の負担軽減は地域活性化のための喫緊の課題でもありますので、引き続き努力してまいる所存でございます。
星野議員	すみません。
	行政として自治会の役職の負担軽減っていうことを考える所管というか、そういうところってというのは行政の中にあるかどうか、また、そういうのを考えて、いわゆる自治会の役職の軽減を考えていく考えはあるのかということをお聞きします。
副 町 長	昨年までは地域創造課の地域係というところがございました。今年度からは企画政策課の企画係に地域担当をつくっておりますので、そこで地区の担当というか、軽減も全

てそこでやっていくということになるというふうに思っております。

安協の役員の関係もそうですけども、警察のほうでも人選をするのに多分困るんだろうというふうに思っております、そういうことで、こっちへ下ろしてきてまく、伊南の4市町村も全部そうなんですけど、そこで選んでいく。

それで、安協の理事さん、それから、いろいろの関係もございますので、一本釣りでやる場合もございます。今の役員の方が次の役員の方を選んでいくっていうようなこともありまして、人によっては物すごく負担になる方がいらっしゃるのかなというふうに考えております。

理事会の役員も2回目3回目っていう方は随分いらっしゃいますし、その辺も踏まえて今年度は組織的に軽減をやっていかなくちゃなんなというふうに思っておりますし、広報の配布からはじまりまして、そういうものも御意見を聞くことになっておりますので、その点を踏まえて軽減を図ってまいりたいと思っています。よろしく願いいたします。

星野議員

それでは最後の質問に入ります。

現在、中学校のプールは老朽化によって使用されていないと思いますが、今後の何か使用についてのお考えはあるのかをお聞きます。

教 育 長

御指摘の中学校のプールに関してであります。

老朽化が進みまして、現在、中学生の体育の授業の水泳については、町のバスを利用してB&Gのプールのほうで行っているという状況であります。

当該のプールにつきましては、本当に水を張ることができなくなって長年使用していないということもあります。ほかの用途への活用については、教育委員会としても、今後検討していく必要がある、あの施設について何らかの対応をしていく必要があるというふうには考えております。

星野議員

私からの提案というかなんですけれど、あれは50メートルのプールですので、ぜひあそこに砂を入れていただいて大きな砂場を造っていただく、そうすることによって、今ははだし健康法っていうのもありますし、50メートルのプールですと、もちろんビーチバレーボール、またビーチサッカーとかもできることもありますので、ぜひそういったことを考えていただければと思います。

ビーチバレーボールに関しては、再三出させていただいていますが、三石先生はオリンピックの選手やなんかともつながりがありまして、先生がはだし健康法のレクチャーなんかもしていただけるっていうことも情報としてあります。

また、高森の教育委員会のほうへ行ってお聞きしてきましたが、今度の国スポでは高森がビーチバレーボールの会場になります。ですが、常設か仮設かはこれから決まるところらしいんですが、もし仮設ということになりますと取壊しになりますので、ビーチバレーボール等の砂は非常に貴重な砂で、高額らしいです。ですので、そういったものをうまく使えるような形で、ぜひ生かしていただければと思います。

何しろ国体のほうでいろいろなお金もかかるかと思いますが、町民の皆さんが何かレクリエーションとしてできる、また子どもたち、またお年寄りが集まれる、町長の言わ

教 育 長

れる居場所というものを、ひとつそういったアウトドアでも考えてみたらと思いますが、いかがでしょうか。

具体的な御提案、ありがとうございます。

御提案のように、砂を入れて町民の皆さんが集まれるような場ということですが、本当に一つのアイデアとして受け止めさせていただきたいと思っております。

しかしながら、実施に当たっては、整備費用、それから維持管理に関わる経費、それから安全面での配慮、運営等をどのような形にしていくかということについて考えていく必要があると思っております。それに当たっては一定のコストも必要になってくるということも想定されております。

今、高森の提案もありましたけれども、高森のほうもまだ方針等は未確定だということふうにお聞きしております。

現時点においては、直ちに対応していく課題っていうふうに私どもは位置づけておりませんけれども、今後、学校とも協議しながら、費用対効果や地域の皆さんのニーズを踏まえた形で段階的に検討を進めてまいりたいと考えております。

星野議員

取りあえず始めてみないと分からないっていうことが多いと思いますし、やっぱりリスクを恐れていると何も始まりませんので、ぜひその点も考えて、これから町の行政っていうものは行っていつてもらいたいなと思います。

すみません、順番をいろいろ間違えてしまって、失礼しました。

それでは、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

〔星野議員復席〕

議 長

ここで休憩とします。再開時刻を午前 10 時 45 分といたします。休憩。

休 憩
再 開

午前 10 時 25 分

午前 10 時 45 分

議 長

会議を再開します。

一般質問を続けます。

4 番 宮下秀和議員。

〔宮下議員質問席へ移動〕

4 番

宮下議員

宮下です。質問を始めます。初めてですので、よろしくお願いいたします。

質問通告をたくさんしておりますが、ちょっと時間の関係がありますと思いますので、何か所か省略させていただきますので、それはそのたびに省略するということを言いますので、よろしくお願いいたします。

まず、私は初めての議員活動で地元の皆さんの声をいろいろ聞いてきました。そして、まず地元の方から一番気になっているということをお伺いして、この質問から始めさせていただきます。

北村に小段という地域があります。そこでキャンプ場を造るというので、土砂が搬入されています。

それで、これは、今お見せしている写真は私の土地の田んぼの上から撮ってもらった写真です。大体上空 30 メートルぐらいから撮ったそうです。その写真を提供いただきました。

このように広く、キャンプ場だということで作業が進んでおります。

この土地は、令和 4 年——2021 年の頃から、開発というか、作業が始まっております。これは様々な資料で確認しております。

そして、この業者に直接お会いしてきました。そうすると、ぜひキャンプ場を造りたいというふうにおっしゃっていました。

それで、何か町と最初から話に通じているようなことをおっしゃっていたもので、ちょっとその辺をまず確認したいと思います。

質問の第 1 ですが、令和 4 年前後にここにキャンプ場を造るという業者からの問合せなり、相談とか、またそういう約束とか、そういうものが町としてあったでしょうか、まずそこから伺います。

〔唐澤町長登壇〕

町 長 最初の質問ということでございますけれども、北村地籍の小段にあるキャンプ場予定地の開発行為について、町で関わりがあるかというところでございます。

町は、令和 4 年 8 月に当時の北村自治会の自治会長さんから当該地域の造成に関して相談を受けたことによりまして、造成が行われているということは確認をしているところであります。

今、写真を見せていただきましたけれども、いろいろな情報の中では、令和 3 年には造成は始まっていませんけれども、令和 4 年 6 月頃から造成が始まったのではないかと言われているところであります。

その後、現地を確認しまして、事業者から造成理由などを聴取しまして、キャンプ場の予定地として造成していることを把握しているところでございます。

業者との契約等は交わしていないところであります。

こういった開発行為ですが、やはり町も、当然、いろいろな法律に基づいて対応していくことはもちろんですが、やはり一番は、こういったところは地元の皆さんがしっかりと力を合わせて対応していくことが必要じゃないかと思います。

私ごとですが、自分の自治会では昭和 40 年代から工場団地ができておりまして、その後、産業廃棄物処理業者が 3 者ほど入りまして、地域の課題として、いろいろな開発行為や建物、造成、そういったところで地元としてどのように関わったらいいかということで話を重ねながら進めてきたところであります。

現在は 5 つの協定を結んでおりまして、川を挟んだ駒ヶ根市側の業者との協定もあります。それは排水に関わる協定でありますけれども、そういった隣接するところですか、あるいは大手の製造業者、それから産業廃棄物処理業者、そういったところと契約を結んでいるところであります。

もう 50 年、契約からたったところもありますし、先日、契約を整理して——先日というか、5 年くらい前に契約を整理して、更新も進めてきたところであります。

そういった中で、やはり地域の皆さんは、いろいろな場面が出てくると思います。産業廃棄物業者ですと、いろんな建物が始まったり、いろんな資材が搬入されたりと、そういったところは、町ではなかなか確認ができないところがありますので、やはり地域の皆さんがしっかりと日常的に観察をしていただきながらやっていく、それで、できてしまったときには、やはりしっかりと協定を結んで、当然、環境破壊がないような、また地元の皆さんが安全・安心して暮らせるような、そういった協定を結んでいく必要がありますし、協定の中では年に 1 回は必ず業者に立入りして経過観察をしていくということも含めて、あります。

そういったことで、区の皆さんですとか、あるいは町と協力しながら協定を結んでいくところがございます。

そういったことで、町としては、当然、そういった法律に基づくことはやっていくんですけれども、地元の皆さんと十分に連携しながらやっていく必要があるかなと思います。

特に、こういった産業廃棄物の業者につきましては、なかなか、反社会勢力が裏にいる場合もありますし、いろんな場面が考えられます。

自分も以前には幾つもの、有害図書の自販機の排除問題ですとか、あるいは太陽光発電が、与田川の右岸、そちらに造られたときとか、また中田切川の上流の猿ヶ城用水の上に盛土がされたときには宮協議員さんとも一緒に対応しましたけれども、やはり個人に攻撃がかかってくる——攻撃というか、個人にいろいろな嫌がらせがかかってくる場合もありますので、やはり組織として対応していくというのが一番大事なことだと思います。

ですので、私の自治会では環境対策委員会というのを代表者によってつくっておりますけれども、ぜひ地元としても、そういった課題が起きれば、必要に応じてそういった委員会をつくっていただいたりしながら協定を結んでいただいて、町と連携して対応していくということが必要かと思いますので、ぜひとも、地元の代表ということで選ばれておりますので、そんな点に御留意いただきながら今後も対応していただければと思います。

町もしっかりと対応してまいりますので、よろしくお願いいたします。

〔唐澤町長降壇〕

宮下議員

次の質問です。

地元での対応が大切だということはよく理解しております。

地元の対応として、この業者が産廃のことで処分を受けている業者だということを心配して、自治会から町に対して要請が出されています。この要請書に対して町としてどういう対応をされているのか、お願いします。

住民税務課長

御質問の関係でございます。

北村地籍での造成工事の事業者と今お話のありました駒ヶ根市内で発生しました不法

投棄事案の事業者、こちらは同一でありますので、地元の皆様方は御心配がひとしおであろうと拝察をしております。

町としましては、北村自治会からの要請を受けまして、改めて事業者からの聞き取りを行っております。

あわせて、こちらの造成地に不法投棄されていないか、確認を行ったところでございます。

また、毎週行っております不法投棄のパトロールの巡視ルートにも当該地を加えまして、町としましても今後はこれまで以上に不法投棄に対する監視体制を強化してまいりたいと考えております。

宮下議員 町としても関心を持って監視してくれているということでした。

ただ、産廃関係に対しては県が様々な権限を持っています。それで、この地に産廃が不法投棄されてないかどうかについて、県に調査しろというような要請は町としてされているのでしょうか。

住民税務課長 こちらの北村地籍の造成地につきましては、かねてから上伊那地域振興局と情報共有をしてきたところでございますが、改めて不法投棄の調査を含めた今後の対応につきまして協議してまいりたいと考えております。

議長 宮下議員、すみません。

挙手をしたら呼んでもらうようにお願いします。

宮下議員 失礼しました。不慣れなもので、申し訳ありません。

県の振興局のほうへ、まだ具体的に要請はしていないということでしょうか。

住民税務課長 こちらについては、先ほど御回答させていただいたとおり、かねてから情報共有もして、この事案に対処しております。今回の状況等も含めて、調査、同一歩調で今後も対応していくということでお話をしてまいりたいと考えております。

宮下議員 これは、ぜひ町のほうからも具体的に要請していただきたいと思います。

それで、次の質問に入ります。

当該事業者が購入した土地及び開発予定の面積というのか、それは、いわゆる現行の法律での規制との関係ですが、それは規制がかからない面積なんでしょうか。

住民税務課長 御質問が2項目ありますので、まず前段の関係を私のほうからお願いしたいと思います。

当該事業者が購入した土地面積につきましては、町では、直近で法務局の土地全部事項証明書により確認し、取得面積を把握しておりますけれども、私有地につき、面積等の詳細な答弁は控えさせていただきたいと思います。

また、開発予定の面積につきましては、令和4年8月に事業者から直接聞き取った計画面積は3,000平方メートル未満とのことでありましたが、これまでの間、開発予定面積の変更の連絡は受けておりません。

今後も県と相談しながら監視体制を強化してまいりたいと考えております。

建設水道課長 私のほうからは規制に関する部分について御説明をいたします。

まず、開発行為ということでもありますのが、都市計画法での規制があるかと思います。

宮下議員

こちらにつきましては、建築物を伴って3,000平米以上の区画形質の変更を伴う場合に県知事の許可を受けないといけないとされておりますので、今回、3,000平米以下、また建築物は伴っていないと思われしますので、その部分に関して都市計画法での適用は難しいのではないかと考えております。

また、この後出てきますけども、盛土規制法がございますが、その前段で長野県が独自に条例で定めたものがございます。長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例でございまして、これは令和5年の1月1日の施行でございまして、これでいきますと、3,000平米以上、または高さが5メートル以上の土砂等の盛土を行う場合には県知事の許可を受けなければならないとされております。

いずれにしても、これらの規制につきましては所管権者は長野県でございまして、県とも共有をしてございまして、現在、県にこの事案の確認をしていただいているところでございまして、よろしくお願いいたします。

質問を続けます。

ちょっと1-5、1-6は、ちょっと細かな話になりますので省きます。

それで、先ほど盛土規制について答弁がありました。この規制にも現在のところはおかかっていないということだということで認識しました。

それで、最後、1-8の質問です。

やはり、こういう盛土を含んだ開発っていうのは、どうしても、これから水田の開発とか、そういうのがあると思いますので、やはりもっと身近なところで起こる可能性があります。そういう意味では、現在の盛土規制法とか、現在の県の条例では不十分なところがあると認識しております。町として、いわゆる小規模な開発でも対応できるような条例が必要だと思います。

実際に太陽光パネルのことでそういう規制がされていますけども、これは太陽光パネルを設置するときに、地元の自治会を含めて説明とか、そういうのをやるようになっていきます。それで、北村の近くにも太陽光パネルを設置するという業者がいて、そこはちゃんと説明会を開いていました。

こういうふうに地元での対応がしやすいように説明をしてもらって、ちょっとでも、やっぱり盛土をするとか、一定の開発がある場合は地元で説明をすることをお願いするような条例をぜひ検討してもらいたいと思います。

次の質問に入りたいんですけども……

議長
宮下議員

はい。

いいですか。

次の質問に行きます。

次は道路の問題です。

北村はダンプがたくさん通ります。それは千人塚の上のほうで様々な工事をしている関係です。

これは、質問としては1つだけにします。

まず状況の説明ですけども、この写真のようにマンホールの周辺がへこんでしまった

り、それから、車が写っているほうは、水路の周りが段差になっちゃうっていうんですか、水路があるためにそこがへこんでしまいます。これを車で通るとバンッとバウンドするくらいのショックを受けます。これは普通の道路では起こりません。やっぱりダンプという大型の車がそれにふさわしくない道路を走っているということです。

そこで質問です。

やっぱり、これは砂防工事を含めた国土交通省の事業に伴うダンプの通行です。こういう道路の破損を県だけに任せず、国にもしっかりと補償というのか、手当てをしてもらうということが重要ではないかと思っています。

そういう意味で、そういう道路の補修に関するような要請を国に対してもやっているかどうかということをお伺いします。

建設水道課長

御質問は国への要請を行っているかということでございます。

国の砂防事業によりダンプが頻繁に運行している場合がございます。こういった経路の舗装の破損につきましては、町から要望を行いまして、国による舗装補修工事を実施していただいております。

七久保地区ではないんですけど、昨年も飯島地区のほうで修繕を大々的に行ってきたので、引き続き国への要請を行ってまいりたいと考えております。

宮下議員

これは、やっぱり国に対しては、しつこくしつこく言わないとなかなか実現しないというのも現実ですので、ぜひ、これは強く要請を続けていってほしいと思います。

また、ぐっと地元の話に入りますが、これはダンプではないんですが、通学路の問題ですので、あえてここで紹介させていただきます。

七久保小学校の通学路の途中の小さな丁字路があるんですけども、そこに明らかに大型車がこすったと思われる痕跡があります。ここは子どもたちが待機する場所ですので、これは早急に対策が必要だと考えています。

それで、これは提案を兼ねてですけども、まず、この丁字路の交差点の停止線の付近を広げられないかということと、それが至急にできなくても、少なくとも停止するときにボールの近くで停止しないように停止線をしっかり書いておく、また旗振り棒がボールにくっついているんですけども、この部分ですけども、ここに旗振り棒がついているんですけども、これは、ここに設置すると、ここに子どもが止まってしまう。これをもう少し交差点から外したところに設置してもらって、そこを、子どもたちなり歩行者の停止線をこうすると、当面は左折する車に巻き込まれる可能性が減ると思います。こういう対策をぜひ至急に取りいただけないかという要請です。

町 長

千人塚公園線の課題かと思います。

こちらにつきましては、昭和 55 年に都市計画道路として決定されておりまして、子どもたちの日頃の通学路として利用されているところであります。

道路改良につきましては、千人塚公園のほうからだんだんに進められてきておりますけれども、御質問にあります高坂衣料品店の四つ角——丁字路ですけれども、その北側の交差点、千人塚から下りてくる、小学校のグラウンドから下りてくるところの交差点、その 2 つの交差点を含めて、クランクの解消に向けて、現在、県に要望活動を行ってい

るところであります。

県では令和7年度に道路改良に向けた調査に入るという計画を伝えてきておりますけれども、着工年度は未定ということであります。

こういう状況でありますので、町としましては早急に対策を取る必要があるということとを認識しておりまして、去年でありますけど——令和6年度であります、交差点の北側の角の土地、こちらは空き家でしたけれども、空き家を壊しまして更地になっておりました。この土地に新たに不動産業者の住宅建設の計画があったということでもありますので、地権者の御理解をいただきながら町が取得をいたしました。これは、丁字路の改良を念頭に置いた買収ということで、議会の皆さんにも御了解をいただいたところでもあります。

これからの対応ですけれども、四つ角の隅切りがいいのか、隅切りして改良するのがいいのか、抜本的な改良がいいのか、今、県と協議をしているところでございます。

町としては、隅切りを先にやらせていただいて、安全対策を進めていきたいということとを、今、県に提案させていただいているところでありまして、抜本的な改良は県のほうにお願いしていくということでもあります。

それから、当面の安全対策として、今、議員さんの申された旗振り棒の位置の変更等々につきましては、学校、また地域の皆さん、そして警察等と協議しながら安全対策を講じてまいりたいと思います。

教 育 長 今、町長のほうからも話がありました。

旗振り棒の位置については、私は毎朝見ておりまして、毎朝見守りの方がおられて、旗を使って渡っている子どもたちはいません。

ただ、帰りについてどういう状況かっていうのは私もつかんでおりませんので、その辺を含めて、今、町長が言われましたけれども、学校と相談して、位置については検討させていただければと思います。

宮下議員 早急な対応をよろしくお願いします。

次に七久保地区の中学生の通学についての質問をさせていただきます。

中学生になると、制服を含めて、小学校以上に保護者の負担が増えてきます。ちょっとメモでも書いていますけども、大体10万～20万円くらい。それで、修学旅行とか部活のユニフォーム代なんていうのは、これには入っていません。それを入れると、本当に1年生のときに20万円を超えるような負担があります。

そこで、私として非常に理不尽だなと思うのは、七久保地域の中学生はJRを使って通学します。これには、やっぱり年間3万円ぐらいかかります。飯島地域の子どもたちは——もちろん遠いところがあるんであれですけど、田切のほうもJRを使っていいということになっているそうですが、やっぱり同じ中学校で、通学費でこれだけ、年間3万円の違いが出てくるというのは、やっぱりちょっと不公平ではないかというふうに思っております。

そういう意味で、町としては、ぜひ、こういう地域間格差をなくすために、まずスクールバスの検討はどうかということと、それから、それができない場合は、やはり中学生

のＪＲの定期代の全額補助、これをぜひ具体的に検討してもらいたいと思います。

答弁をよろしくお願いします。

保護者負担の軽減に関わっての御質問かと思います。

現在、小学生に対しては、小学校入学時にランドセル贈呈ということで、小学生に対しての補助はあります。

それで、中学生に対する補助を今後検討していく必要があるだろうっていうところで、今、町でも進んでいるところであります。

保護者の教育費の負担軽減につきましては、教育委員会としまして、今御指摘のとおり、順次検討していかなければならないと認識しておるところであります。

御質問の七久保地区からＪＲを利用している御家庭の保護者負担について御説明いたします。

義務教育である中学への通学においては、地域によって保護者負担に差が生じているのではないかと御指摘については、私たちも重要な課題であると認識しておるところであります。

現在、飯島町では、高遠原地区の生徒が電車通学する際、高遠原駅から七久保駅までの区間について、旧町村合併時の取決めに基づき通学定期代の補助を行っております。

一方で、七久保駅から飯島駅までの区間については、現行の制度では保護者負担としており、御質問にあるような課題が生じているところであります。

ただし、町内全体の通学実態を見ますと、七久保地区だけが特別に不利であるとは一概に言えないのかなと思っております。

例えば、電車の利用ができない地区であっても、学校から４キロ以上離れた場所に居住し、徒歩で通学している生徒もおるところであります。

七久保駅から飯島中学校までは約４キロであり、この距離を歩いて通学することも不可能ではないことから、電車通学はあくまで選択肢の一つとして位置づけているところであります。

また、近年の物価高騰を受け、通学費用を含め、学校教育における保護者の経済負担については、教育委員会としても数年前から課題として捉え、可能な範囲での対応を継続してきているところであります。

今後、通学定期代に対する補助の在り方につきましては、町全体の子どもたちの御家庭の公平性、財政的な持続性、他地区とのバランス等を踏まえ、慎重に研究、検討してまいりたいと考えておるところであります。

地域間の不公平感を解消し、全ての子どもたちが安心して通学できるよう、環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

また、今御質問の中にスクールバスの話がありましたので、スクールバスを中学にも拡大できないかということかと思われませんが、まず、スクールバスの拡大運行については、保護者、生徒の負担軽減という観点から非常に意義のある提案と受け止めております。

しかしながら、実施に当たり幾つかの課題が考えられます。

1 点目については運行ルートや時間帯の設定であります。中学校は小学校よりも通学範囲が広く、生徒の居住地もより分散しているため、全体的に対応するルートの設計が容易ではないことでもあります。

また、町内でバス運行を担っていただける事業者の確保についても現実的な課題となっておるところであります。特に朝夕の通学時間帯における運行体制の整備や車両、運転手の確保が可能かどうかは地域事情に大きく左右されるのかなと思っております。

仮にこれらの条件が整えられた場合でも、運行に関わる費用や継続的な負担が町の財政状況の中でどの程度可能であるかを検討しなければならないと思っております。

さらに、特定の地域やルートだけでなく、町内全ての生徒、その御家庭が公平に利用できる仕組みになるよう配慮することが必要になっております。

スクールバスに関わっては以上であります。

当然、スクールバスの運行というのは非常に複雑な要素が入ります。だから一気にっていうのがなかなか難しいということは、各地の事例を見てもはっきりとしています。だからこそ、できることからやるというのが重要ではないかと思っております。その一つとして定期代の補助、これがあるんじゃないかと思えます。

行政ですから、どうしても公平性というのが前面に出ます。しかし、それに中途半端にこだわると物事が解決していかないことが多々あります。少しでも保護者の負担が軽くなり、そして、子どもたち自身が安全に通学できるというためには、やはり J R の定期代の援助っていうのを具体的に考えるべきだと思いますし、その上でスクールバス、つまり J R で通えないところをスクールバスにするとか、そういうことも考えられるんじゃないかと思えます。そういう検討をよろしくお願いします。

次の質問に入ります。次は災害関係です。

吉川議員からも災害の問題っていうのは非常に切迫した問題だということで質問がありました。

それで、ここでも、やっぱり私、これまでの仕事の経験で様々な災害地を回ってきました。そして、様々な被災地で声を聞いてきました。

それで、今回の質問は1 点に絞らせていただきます。つまり、避難所をどう設置するのかという話で町の対応をお伺いしたいと思います。

大きな災害の場合、これは自治体職員含めて全員が被災者になってしまいます。それで、場合によっては、実際に東日本大震災でありましたが、多くの町の職員が災害で亡くられるということも起こっております。

その中で、やっぱり災害直後、避難所を設置、運営するっていうのは、やはり地元の住民のっていうか、生き残った人たちの仕事になってきます。

それで、そういう準備は、やはり日頃からしないと、災害に遭ってからでは、とてもじゃないけども、避難所の設営というのは右往左往するだけだと思っています。

それで、町の避難所運営マニュアルというのを見てみました。やはりこれは、もちろん行政の職員が前提で書かれていると思います。非常に細かく詳しく緻密に書かれています。

しかし、私がまず残念に思ったのは、避難所運営マニュアルの表紙には密集、雑魚寝の避難所を想定されていると。これは本当に過酷なものです。こういう体育館でシートを敷いての雑魚寝、これが1日や2日だったらまだ我慢できるかもしれませんが、これが二月、三月、場合によっては1年間ぐらいこういう生活が続きます。阪神・淡路大震災のときもそうでした。

そして、いわゆる仮設住宅ができるまではこの状態が続きます。東北の大震災のときもこの状態が何か月も何か月も続きました。当然、病気を発病される方もいらっしゃるし、亡くられる方もたくさんいらっしゃいます。

そういう意味で、今どきの災害救助っていうのは、テントは非常に注目されるというか、これを、こういう避難所をつくらうということになっていますが、これは、金銭的な関係も含めて、なかなか、いざというときにはこういうものができないというのが現実ですけども、ネットで調べておりますと、大阪府の熊取町でこういう訓練をしているってということで紹介されていました。

体育館にテントを張って、それぞれの避難者のプライバシーを守りながら、そして同時に、右手の写真にありますように、段ボールのベッドもテントの中にそのまま、そこに設置しています。こういうふうにしないと安心した生活っていうのはできないと思います。それで、こういう訓練を、熊取町の場合は、まずは自治体の職員が率先してやっておられます。

それで、そういうことがまず重要だと思いますが、私の問題意識は、これをぜひ町民自身がやっていけないかということです。

それでは、どういう訓練をしているのかっていうことで、もうちょっと詳しく説明させてもらいますと、テントを張る、これも慣れてないとなかなかぱぱっと張れません。

それから、段ボールベッド、これはいろんな種類があります。そういう意味では、町としてどういうのを備蓄するのかというの也有ります。

それから、一番重要なのが、やっぱりトイレです。これは避難したときから必要です。それも、避難したところのトイレが使えないという前提で、簡易トイレ、使い捨てトイレ、これをすぐに準備して使えるようにしないといけません。

それで、問題は、やっぱりこれを、写真の下にありますように、左手のようなトイレもあります。それで、これも実際に使わないと使えません。

そして、写真の下の右手のほうにあるように、これは一回一回、こうやって処理をします。これも経験していないと、どうやって処理をしていいのかが分かりません。

こういう経験というのは、やはり町民一人一人がやっていくことが避難所を開設するときに非常に重要なことだというふうに認識しています。

そういう意味で、ぜひこういう訓練を飯島でもやってもらいたいと思っています。

ちなみに、熊取町って、財政的には、ちょっと結構いいところです。関西国際空港の近くで、人口も4万人以上いらっしゃるベッドタウンです。だから、多分こういうことがしっかりできる財政があるんだと思います。

それで、話を続けますが、避難所では、当然、電気、ガス、水道などのインフラが使

えないという前提での訓練が必要です。

まず避難所内の配置、幼児や高齢者をどう優先していくのか、そしてトイレとか手洗い、そして、特に今重要なのは、問題にされているのが女性への細かな配慮ですね。どうしても避難所の運営という、自治会長とか、そういう、いわゆるおっさんたちが中心になって、おっさんだけで決めてしまって、トイレの設置が非常に遅れたりすることがあります。

それで、やっぱり一晩二晩の避難生活でもこういう配慮っていうのは絶対的に必要なものだということも、やはりこれは訓練をしてみないと分からないと思います。実は私もこういう訓練を受けたことがあります。それでやって、初めて、あ、こんなことが問題なんだということをいろいろ経験しました。

同時に、やはり避難生活という、車中での避難生活とか、また、このあたりは農業ハウスっていうのは非常に有効な避難所です。それも、そういうところでの生活の訓練というのも必要だと思っております。

これをしていると幾らでも話ができますので、飛ばします。

それで、町としてお願いしたいのは、4-2にありますように、町の指導員とか、町にある資材を使った出前講座というのを具体的に検討してほしいということと、出前講座をする場合、防災士などの資格保有者とか、避難訓練を受けた人とか、そういう人のグループで、そして対象は、自治会とか、そういうところじゃなくて、もうサークルとかグループでそういうことを受講してもらって、自治会の組織とか消防団にあまり負担をかけないようにして、こういう訓練をどんどんできないものかと。

それで、こういう訓練をしていくと、災害も具体的に自分のものとして感じる事ができると思います。

そういう意味で、ぜひこういう簡単に避難訓練をできるようなシステムというのができないのかということを提案します。

総務課長

今回、避難所設置、また運営等について、御質問、また御意見をいただきました。

全国で大規模な災害が発生しております。場合によっては、今までの訓練のやり方でいいのかどうか、ここら辺も問われていると思います。

前段で議員がおっしゃったとおり、やはり、今までの行政主体だけではなく、住民の皆さんが自ら開設、運営に主体的に関わるという、そういった認識をもつていただく、そういうところが大事なんではないかと思います。

それと、訓練内容におきまして、今おっしゃったような様々な要素があると思います。課題があると思います。一度にできないにしても、緊急性の高いもの、容易なもの、そういったものを取り込みながら訓練計画を練っていきたいというふうに思います。

4-2の質問にお答えしてまいりますけれど、防災訓練における出前講座の実施とそれを通じた防災力向上についてお答えしていきますが、町としまして、防災意識の向上と実践的な訓練の機会を増やすため、今御提案の出前講座のような仕組みは非常に重要だと認識しております。これまでも、町では地域の皆様の要望に合わせて出前講座による防災講座を実施してきております。令和6年度では4回ほどの防災講座に出向き、

御参加いただいた皆様からは御好評をいただいております。

今回御提案のような防災力向上を目指す出前講座のグループづくりを町が後押しできないかというお考えは大変素晴らしいものだと感じております。町としても、防災の出前講座を受け持ちたいというグループや個人があれば、積極的に支援させていただきたいと思います。

町として、既存の組織に過度な負担をかけることなく、町全体の防災力を高めていくために様々な可能性を探り、より実効性のある施策を講じてまいりたいと、そのように思っておりますので、ぜひ御理解と御協力をお願い申し上げます。

宮下議員　　そういうことで、ぜひこういうことに取り組んで、やっぱり実際に防災の活動をしな
いと防災意識っていうのは伴わないと思いますので、こういう取組をぜひお願いしたい
と思います。

　　以上で私の質問を終わります。

〔宮下議員復席〕

議　　長　　ここで休憩を取ります。再開時刻は午後 1 時 30 分といたします。休憩。

休　　憩　　午前 1 時 3 2 分

再　　開　　午後　 1 時 3 0 分

議　　長　　会議を再開します。
休憩前に引き続き一般質問を行います。
なお、議長より申し上げます。

一般質問は通告制でございます。どこのことについてかを明確に分かるように、飛ば
す場合、または質問をやめる場合につきましては、事前にその旨を通告して質問に入っ
ていただくようお願いをいたします。

3 番　伊藤秀明議員。

〔伊藤議員質問席へ移動〕

3 番

伊藤議員　　それでは一般質問の午後の 1 番目の質問をいたしたいと思います。

まず私からは農協の店が閉鎖したことを中心に答弁を求めます。

まず初めに、資料の「買い物における地域志向」、この表を見てください。

この表を見ますと、70 歳以上の高齢者は、家の近くで買物をしたい人、「そのとおり」
という答えと「ややそのとおり」を含めると 90%が近くで買物をしたいとのアンケート
結果であります。いかに高齢者は家の近くで買物をしたいかが分かります。

逆に、若い人は遠くでも構わない、これにはいろいろな事情があると思いますが、こ
れは 2004 年の統計ですが、年度が替わってもこの傾向は変わらないと思っています。

その下の表を見てください。

下の表の閉店、廃業の主な理由を見ると、一番多いのが高齢化と後継者不足です。こ
れは、商店だけでなく、農業、林業、会社、同じ問題を抱えております。

町 長

また、地域の人が利用する商店は地域の人たちの大事な交流の場でもあります。

このように、駅前で長い間親しまれてきた店がなくなるということは、飯島町にとって大問題と認識することが大事だと思います。このことを前置きして質問していきます。

まず1―1といたしまして、エーコープ飯島店がこの4月に閉店しました。閉店の話があったとき町はどう受け止めたかをお答えください。

〔唐澤町長登壇〕

エーコープ飯島店の閉店の対応についてということで、大問題として捉えろということでございます。これは、もう、もちろん、そのとおりでございます。

4月の全員協議会でも申し上げましたとおり、経過については、町の商業の展開も含めましてお話を申し上げたところであります。

以前はコスモ21等がありまして、平成4年には23億円を売り上げてきた、大きな地域の店でございました。それが、平成6年に大店法ができまして、なかなか地域の小売店は厳しい状況に置かれてきました。

そのような経過の中で、エーコープ飯島店につきましても、以前からいろいろな相談を受けたり、また支援をしてきたところであります。

今回、4月3日に閉店したということで、これにつきましては、町なかの買物の関係を維持する必要があることから、一貫して継続の要望をしてきたところでありますけれども、閉店となって、本当に大変残念であって、誠に遺憾であるというふうに大きな問題として受け止めているところであります。

要因については全員協議会で申し上げたとおりでございます。

町内にある数少ない生鮮食料品を取り扱うエーコープ飯島店が閉店となったことから、町民の生活に直結する課題であるため、閉店に合わせて、町では今後の買物環境の維持に向けて様々な取組をしてきているところでございます。

〔唐澤町長降壇〕

伊藤議員

町は大変重要な問題だと受け止めていることがよく分かりました。

これを受け止めるだけでなく、解決、対策等を速やかに考えて、ぜひ早めに手を打ってほしいことは、町民のこれは願いだと思います。ぜひそれを要望いたします。

1―2に移っていきます。

閉店の原因と経過は全員協議会でも説明がありましたけれども、町民への説明責任として、もう少し具体的に細かく、分かる範囲で教えてください。

副 町 長

今、町長が申し上げましたとおり、4月の全員協議会で申し上げましたことが全てでございます。

個人事業者でございますので、個人的な理由、そういうのも多分あるというふうに思っておりますので、その辺のところはちょっと除いて話をさせていただきたいというふうに思います。

直近でエーコープ飯島店の閉店の相談をいただいたのは今年3月上旬でございます。以降、有限会社の旧エーコープ飯島店、それから我々、それからJ A上伊那、それからエーコープの経理を担当します税理士さん等で協議を何回かいたしました。打合せもい

たしてきております。

その中で、エーコープ飯島店の財政面というか、財務面と言っていいかわかりませんが、そこら辺のところが大変厳しい状況であったということでございます。利益率の問題を考えましても、ちょっとこれから継続していくには大分に厳しい状況であったということを確認ができました。

それを考えて、やっておられた方の体調面、そういうのも配慮いたしまして、今言いました本人、それから役場、J A上伊那、税理士等で話し合った結果、閉店することはやむなしということで、これからエーコープを続けるとあまりいい結果ではないというように見えてきたところで、ここで会議の結果、閉店ということで、4月3日に閉店をしたということが事実でございます。

以上でございます。

伊藤議員

原因には様々な要因があると思います。

私の耳に入ってくることから言いますと、ほかにも直接の原因があったと聞いております。これは言わないでおきますが、ほかにもあるんです。

それで、1—3に移ってまいります。

それで、令和元年第5号補正予算により、町はエーコープ飯島店を存続するため建物改修費約4,000万円の支援をした。支援当時、10年間は存続させるとの話を聞いたが、結果は、投資に対し効果が得られなかった。町としての責務をどう感じているかを伺います。

副町長

当時、多くの住民の皆様が生活するためには必要な商業施設ということや地域の生活インフラを維持することを目的として約4,000万円の支援を行って、J A上伊那のほうで店舗の改修等を行いました。

それで、継続ということで、10年間はやっていただきたいということでやっておりますけれども——閉店の前のエーコープ飯島店は、1日当たり約320人、1か月当たりに換算すると延べ約8,000人の皆様に利用されておりました。支援を行い、営業を継続したことで、地域の皆さんの買物環境の維持につながったとは考えております。6年ぐらいはやったのかなというふうに思います。

10年間というのは、その当時、覚書を結んでございましたが、経営だとか、そういうことに対してもし支障が出た場合には、経営をやったJ A上伊那、それからエーコープ、うち、そういうのを入れて協議して決めていくという一項がございます。それに従いまして我々は協議し、閉店もやむなしということで決定をいたした次第でございます。

以上でございます。

伊藤議員

資料に覚書というものがあると思います。これを見ながら質問してまいります。

第1条の「営業期間」というところに、エーコープ飯島点店との覚書の中に、締結以来10年間、営業を継続することを最大限求めるものとする。

これは令和元年に覚書をしたものですが、10年営業できず、今年で7年、10年になるにはあと3年間足りません。平均すると、単純計算で4,000万円を10年で割ると1年400万円の計算ができますが、3年間は継続できなかったという、400万円掛ける3年

で1,200万円が町の不利益というか、損失になってしまう、これも大変、町民の税金を4,000万円使って、その効力がなかったと捉えます。

また、第2条には営業継続不能の場合としまして3か月前までに甲及び丙へ申し出ることを条項としてあります。

この話は3月に話題になったということで、3か月前に3者での話がなかったんですね。この条項というか、覚書を守っていなかったと捉えられても仕方ないことだと思います。

町側が契約書、覚書の条項を守ることは町の信用問題に関わることであり、今後はそのようなことが起きないことを、私、また町民も求めると思いますが、このことは通告書にありませんが、もし答えられましたら教えてください。なければ結構です。

町 長 覚書を締結した平成元年10月、これに至る経過も、かなり複雑な、いろいろな経過がありました。それで、町民の皆さんの本当に大事な税金をかけてAコープを継続するという当時の町の思いを託しながら4,000万円を使わせていただいたところであります。

ここに至るまでには、もう既に建物についてはかなり老朽化しておりまして、もう営業ができないような状況になっておりました。

そのような中で、Aコープ飯島店を廃止するのかどうかの瀬戸際に立たされて、当時、JA上伊那、それからAコープの店主、それから町と3者で協議をしまして、町で4,000万円を負担するので、施設的に営業継続できるような状況に持っていくので、ぜひとも営業継続してほしいということで、10月25日に覚書を締結して、12月5日にリニューアルオープンしたところであります。ここまでも本当に何回も協議を重ねながら進めてきたところであります。

そのような中で、4,000万円、10年間ということでもありますけれども、やはり当時の思いとしては、存続させなければいけないということで、改修費として4,000万円を負担したところでございます。ですので、10年はあくまでも目標でございまして、当面10年継続して営業してほしいというところでの覚書でございました。

そういう意味で、10年たったのかと言われれば、まだたっていませんけれども、当時の思いとしては存続ありきの中での4,000万円の投資ということでありましたので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

なお、3か月前の通告でありますけれども、もう既に去年の6月にありましたし、またそれ以降も存続についてエコープ飯島店からは申入れがございました。その都度協議をしながら、何とかして継続していただきたいということで協議を進めてきましたので、直近ではこの3月にお話がありましたけれども、それ以前からのお話もあるということで、遡っていきますと平成4年のときからずっと協議を進めてきたところでありますので、その点は、覚書にある3か月というのではなくて、もっと以前からの協議があったということで御理解をいただきたいと思います。

議 長 町長、通告外の回答、ありがとうございます。

ただ、今、町長の回答の中で令和元年のところを平成元年って言ったような気がするけど……。

町 長	申し違えたのであれば訂正します。平成元年 10 月 25 日、それで、平成元年の 12 月 5 日にリニューアルオープンしたと思います。あ、令和、すみません。令和です、すみません。令和元年 10 月 25 日になります。
伊藤議員	令和と平成では全然違いますので、よろしくお願いします。 事前に話があったということならば、ぜひ町として全員協議会にでも聞かせていただきたかったなと思います。突然こういうことになって、町民もびっくりして、議会議員もびっくりして、ぜひ、情報公開、できる範囲で議員に知らせがあってもよかったかなと思います。 それで、1—4に移ってまいります。 4月の議会全員協議会で、4月1日に買物支援対策会議を設置したと説明があった。 その後の会議の回数と内容は——内容というか、会議をそれ以降やったかどうかを教えてください。
副 町 長	すみません。ちょっとこれを答える前に、今、相談があったんならってということを伊藤議員さんはおっしゃいましたが、先ほど私が申しましたとおり、経営上の問題が大部分ありますので、そのところを申し上げると大変不安を抱かせるということでございましたので、我々としては、令和4年あたりから何回かそういうことを経験してきておりますので、経営状態には常に気を配ってきておりました。 それで、それをこの場で言ってしまうと大変なことになるということを判断いたしましたので、本当に駄目になる前までは申し上げてまいりませんでしたということで、ちょっと御理解を願いたいなというふうに思います。 それでは質問にお答えをいたします。 会議の回数、内容でございますけども、4月4日と4月21日の2回、対策会議を開催しています。 内容としましては、町民の買物環境の困窮状況やエコープ飯島店閉店に伴う買物困窮者に対策について協議を行い、それぞれ対応を図ってきているところであります。 そこで、まず新規参入者の確保、4月7日に運行を開始した移動販売車の事業、運行ルート、エコープ飯島店の代替えとなるスーパーやドラッグストア等への移動手段などについて協議し、検討しております。 また、社会福祉協議会の取組ではございますけども、エコープ飯島店の閉店に伴い、町内店舗を巡る買物ツアーや、昨日、多分開催をしているわけでございますが、旧エコープ飯島店駐車場においてふれあい市場を開催し、地元野菜や食料品、パンなどの販売を行ってきております。 ということでやってきておりますが、ちょっと今は成果が出ていないというのが現状でございます。 以上でございます。
伊藤議員	それでは1—5に移ってまいります。 買物支援対策の資料にうえたん号巡回の課題として生鮮食品の販売とありますが、現在、非常に生鮮食品は少なく、あれでは主婦が見ても少な過ぎて料理にできません、男

産業振興課長

が見ても少ないなと思いますが、そこら辺の生鮮食品の販売についてはどう考えていますか。

お答えいたします。

うえたん号やベースとなるウエルシアでは、スーパーの品ぞろえにはかないませんが、小パックでの肉やカット野菜などを購入することができます。また、冷凍食品では肉や野菜の購入もできます。

十分ではありませんが、エーコープ飯島店の閉店を受けウエルシアへ相談したところ、物流や仕入れの都合もあり、生鮮食料品はあまり増やすことができないということなんですが、お弁当や総菜など、すぐに食べることができる商品の取扱量は増やしてきていただいているところでございます。

伊藤議員

そもそも巡回の車が小さ過ぎますよね。

昔、私が子どもの頃っていうか、小学校の頃、農協でバスを使って移動購買車っていうのを——御存じの方もいると思いますが——あれは人が乗って買物できたという、したがつて量も多く、日常生活には大変利用しておりました。

ですから、あれは、もう少し容量を大きくして、町民の利用が便利になるような、ちょっとあまりにも少ないかなという感じがいたします。これは私の感想であります。

1—6に移ってまいります。

過去に高齢者でエーコープ飯島店を目的地としたタクシー利用者が何人いたかを把握しているか、お答えをお願いします。

健康福祉課長

それではお答えいたします。

エーコープ飯島店を目的としたタクシー利用者につきましては、福祉タクシー券交付事業を含めまして、統計データとしては把握していないところでございます。

なお、福祉タクシー券の事業を委託しておりますタクシー事業者に聞き取りを行いましたところ、1日に平均五、六人のタクシー利用者がエーコープ飯島店に立ち寄っていたとのことでございました。

残念ながら、実際の人数など、これ以上詳しいデータは把握できない状況でございます。

伊藤議員

1日に五、六人ということは、私もタクシー会社に聞き取りをして、そういう答えであります。

延べ人数で何人使っていたかということも知りたいわけですね。五、六人が毎日使って、20日として100人、それ以外に——それは交通手段がない方だけでありますので、近隣の方でもっと利用して、歩いていたりとか、車で利用していた人が多いわけであります。

1—7移ってまいります。買物のことに関係してまいります。いいちゃんバスに生鮮食品が購入できる路線を追加した、これは伊那福岡の商店ですが。エーコープ飯島店を使っていた人でこのことを知らない人が多いと思うんですよね。それを、今度利用できるようになりましたっていうことを住人に周知徹底したのかどうかをお尋ねします。

企画政策課長

いいちゃんバスの路線につきましては、定時定路線の病院線、それから、予約が必要

でありますけれどもデマンド型の地域線、この2つの路線がございます。どちらを利用しましても従前より——以前より生鮮食料品店へのアクセスは可能でございました。よって、今回の件に伴いまして路線の追加というものはしてございませんが、現在、ウエルシア上伊那飯島店へバス停を新設することに向けて国と協議を行っているところでございます。

議員の御質問の近隣住民への周知につきましては、民生委員さんやまちの駅いいちゃんスタッフによる状況の聞き取りやバス時刻表の配布及び利用方法の案内などの対応を行ってきたところでございます。

また、広報いいじま4月号にも時刻表を掲載したところでございます。

伊藤議員

タクシーとか乗り物の関係になりますが、1—8に移ります。

福祉タクシー券をふだん買物に利用している人からすると、ましてや、今度はウエルシアまでタクシーで行ったりすると、今の交付枚数では少な過ぎる、これは前にも私は、以前、宮田と比べて、宮田の半分しかないということであります。

このことについて再度御確認をいたしますが、この枚数でよいのか、増やす予定があるのか、お聞きします。

健康福祉課長

お答えいたします。

当町の福祉タクシー券交付事業につきましては、障がい者及び65歳以上の高齢者の社会活動の範囲を広げること、また外出の経済的負担の軽減を目的としたものでございます。年間最大36枚、2万5,200円分のタクシー券で助成をするものでございます。

したがって、ふだんの買物の全てを福祉タクシー券で賄うことは想定もしておりませんし、到底できるものではございません。

交付枚数を増やすとなりますと財政負担の検討も必要になりますので、買物の場合には、先ほど申し上げましたけれども、循環バス、それからJRを御利用いただくほか、家族や親族の支援、それから民間の移動販売車や宅配サービスなどを御活用いただくことが前提ではないかなというふうに考えております。

伊藤議員

確かにほかの交通機関を利用することも大事ですが、一番身近なタクシーが利用できることが住民にとっては必要だと思います。

宮田でできて、なぜ飯島はできないのか、それは財政負担だけのことでしょうか。

2番に移ります。

「土地の利活用について」お聞きします。

ウエルシア東の空き地、それを最初は緑地帯にするという話がありましたが、これはあのまんまの状態でおくわけかどうかをお尋ねします。

産業振興課長

それではお答えいたします。

開発行為における緑地でございますが、都市計画、法律の中では交通や建物など特定の用途によって占有されない空地を空地のまま存続させることを目的に確保した土地ということになっております。今回はいわゆる隣地との緩衝帯になっております。

御質問のウエルシア薬局東側の用地につきましては、既に緑地としての要件を満たしておりますので、今後も、草刈り等、適切な管理を行ってまいります。

伊藤議員	私の感覚の違いでしょうか。ウエルシアの東側の空き地は砂利になっていると思いますけど、あれは緑地とは私は考えづらいことなんで、最初に聞いたときは、あそこに木でも植えて緑地帯、芝でも植えて、そうするのかなと思って期待をしておりましたが、町との意見の食い違いなんではないかな。
	それで、次、2―3に移ります。あ、すみません、2―2です。
産業振興課長	ウエルシア薬局の南側、土地は造ったが、なかなか事業者が来ない。現在どのようになっていますか、状況を教えてください。
	御質問のウエルシア薬局南側の商業施設用地につきましては、複数の事業者または開発業者へ営業をかけているところでございます。建設資材の高騰などの理由もあります。新規出店が今のところはまとまらない状況です。
伊藤議員	町の商業の充実のためにも速やかな誘致に努めてまいりたいと思っております。
	ぜひ速やかに誘致をお願いいたします。
	2―3に移ります。
	町長の8つの基本構想の中にふれあい公園を文化館に併設とあります。この話を聞いたときに、私も、ああ、あそこにふれあい公園を造って町民の憩いの場にするのかなと思って非常に期待をして聞いておりましたが、その後、状況とか進展とか、計画はどのようなになっているか、教えてください。
町長	公約に掲げた文化館周辺のふれあい公園化ですけれども、私もいろいろ町民の皆さんの声を聞くと、やはり町の中に子どもさんを連れていって遊べるような公園が欲しいというのは、もう以前から大きな要望として聞いているところであります。その中で、8つの構想ということで掲げた公約でございます。
	この周辺に居場所づくりをしていろいろな方々が集い楽しめるようなところにしていきたい、またここを中心として、小さな拠点として、ほかの拠点とのネットワークで町内を結びながらにぎやかなまちづくりをしていきたいというのが構想でございます。
	現状を申し上げますと、図書館の東側に小さなお子さん向けの遊具が設置してあります。これも人気がありまして、親子や祖父母とお孫さんなどに御利用いただいておりますし、あずまやもありまして、こういったあずまやでは林の中で大人の人がくつろいだり、また待ち合わせをする子どもさんたちもいらっしゃるところでございます。
	駐車場には愛好者が設置していただいたバスケットゴールが設置してあります。今日も何人かの生徒さんが利用しておりましたけれども、夕方や休日に中高生など若者が集まったり、あるいは早朝にも使われているところであります。
	文化館の西のエリアですけれども、昨年、ミヤマシジミの里の会によりましてコマツナギを1,000株植えたところであります。ミヤマシジミが放チョウされる計画もありまして、こういったところに美しいチョウが舞うようになればということで、期待もしているところであります。
	現状も、まだふれあい公園はできませんけれども、このような安らぐ空間づくりのために、ちょっと木が大きくなってきたりしておりますので、そういったものも整理しながら様々な年代の皆さんが交流できる環境整備を行っていきたいと思いますし、またそ

ういった催物も行っていきたいと考えています。

それで、その中心にあります図書館、文化館でありますけれども、やはりこちらを有効利用していくような方策を再検討していく必要があるかと思います。

また、歴史民俗資料館、陣嶺館等も 50 年を過ぎて、新しい施設への検討も必要になってきております。こういったことも総体的に含めまして、社会教育全体の課題解決とふれあい公園を含む文化館周辺の再整備、この方向について、現在、社会教育委員会などで議論をさせていただいているところであります。

来年には、文化館の在り方についても、以前、議会にも指定管理の方法を御提案申し上げましたけれども、そういった形でのにぎやかな活用ができるような仕組みをまた検討して、御提案してまいりたいと思っております。

伊藤議員 文化館の周辺には、今言われたように、非常にいろいろの、遊具とか、ミヤマシジミが来るようになれば非常に素晴らしい。

それで、地形が斜めっていうか、木も確かに大木で、斜めではありますが、その傾斜を利用した公園も考える手だての一つかなと思います。

あそこにはいろいろあります。ツリーハウスもあります。総合的な取組をすれば素晴らしいものができるかと思って私も期待しておりますので、構想で終わるのではなく、ぜひ町長の実行力、行動力でお願いしたいと思います。

2—4、豊岡・舟久保住宅の取壊し跡、この前、舟久保住宅の周りに拡幅した道路をぐるっと回すという計画がありましたが、跡地利用は現在考えているのかどうかをお伺いします。

企画政策課長 豊岡住宅、舟久保住宅につきましては、令和 6 年度中に取壊しが完了しておりますけれども、跡地につきましては、今後、町の行政財産としての活用は考えにくいところでございます。

これまでも、未利用財産につきましては、それぞれの財産が持つ規模や立地条件等の特性を考慮しまして個別事案ごとに判断して売却や貸付けなどを行ってきたところでございます。

今後、土地が有効に活用されますよう、不動産業者等にも相談するなどしまして民間への払下げ等の研究を行ってまいりたいと考えているところでございます。

伊藤議員 ぜひ有効利用して、売却なり、町のお金になりますので、ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

3—1 に移りますが、以前、タウンミーティングについて質問をしましたが、その際、現在は未定だが今後開催していきたいという答弁でありましたが、開催したんでしょうか。

産業振興課長 御質問のウエルシア南側商業施設用地に関するタウンミーティングの開催の有無につきましては、令和 6 年 8 月に 2 度、飯島町文化館中ホールにおいて飯島町のまちづくりを考えるワークショップとして実施し、43 名の御参加がございました。

その結果につきましては都市計画マスタープランの改定資料として町のホームページで公表させていただいております。

伊藤議員

商業施設など、貴重な御意見をたくさんいただいたところでございます。

その 43 人の意見をうまく活用してまちづくりに生かしていただきたいと思っております。

4 番の質問に移ります。

国土調査終了土地で所有者不明の土地は宅地、農地、山林ごとに何筆あるかを教えてください。

建設水道課長

飯島町におけます国土調査につきましては、平成 6 年度の調査開始から令和 6 年度まで 30 年間実施してきており、現在 31 年目を迎えております。

この間の調査実施済み面積の合計は 13.98 平方キロメートルとなっております。当町の国土調査の全体計画面積 18.89 平方キロメートルに対しまして、令和 6 年度末時点の進捗率は約 75% となっております。

御質問の国土調査を終了しました土地で所有者不明の土地は何筆あるかにつきましては、令和 6 年度までの 30 年間の合計で 15 筆となっております。これにつきましては、国土調査を終了した合計筆数の約 2 万筆に対しまして 0.04% でございます。

御質問の地目ごとの内訳でございますけども、公衆用道路で 1 筆、用悪水路で 8 筆、雑種地が 1 筆、墓地が 3 筆、原野が 1 筆、山林が 1 筆となっておりますのでございます。

伊藤議員

2 万筆のうちの 15 筆、意外と、ほとんどないという、土地所有者が逆に言うに分かっているということで、非常に安心しました。

この結果を聞くところによると、水田、宅地の所有者不明とか、そういうのってなかったということなんですかね。なければ大変いいことなので、非常に喜ばしいかなと思います。

5 番目、最後の質問に移ってまいります。あ、すみません。4—2 がありました。

今後、土地所有者不明のところや管理不十分な空き地などが増えると予想されていますが、所有者不明土地の措置、対策という質問でしたが、ほとんどが原野とか山林とか墓地とか、水路、道路なんで、これは省略します。

5 番「相続登記について」、5—1、相続登記、令和 6 年 4 月 1 日から所有者不明土地を減らし土地の管理を円滑にするために不動産名義変更が義務化になりましたが、このことを町民に周知徹底しておるかをお聞きいたします。

住民税務課長

御質問のありました相続登記の申請の義務化につきましては、不動産を相続した場合、その取得を知った日から 3 年以内に登記することが義務化されており、義務化前のものにつきましても令和 9 年 3 月末日までに相続登記をする必要があります。

そのため、町では、固定資産税納税通知書の送付に合わせてお知らせに一文添えているほか、税務窓口での制度周知パンフレットの配布、土地や建物などの固定資産をお持ちの方がお亡くなりになった際には、相続人の方に対し法務局での登記が必要である旨を説明するとともに、登記事務を行う長野県司法書士会のパンフレットをお渡ししております。

そのほか、昨年度は広報いいじまに相続登記義務化の記事を 2 回掲載したほか、町公式ホームページの固定資産税のページにおいても法務省の相続登記専用ページへのリン

クを掲載しております。

所有者不明の土地は、土地取引で支障を来したり、荒廃により近隣へ悪影響を派生させたりするなど問題が起こるきっかけになることから、職員が正しく制度を理解した上で、引き続き町民の皆様へ周知と丁寧な説明を行ってまいります。

伊藤議員 以上で私の質問を終わりとさせていただきます。

〔伊藤議員復席〕

議 長 8 番 堀内学議員。

〔堀内議員質問席へ移動〕

8 番

堀内議員

それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は物価高騰対策と飯島駅周辺の利活用について質問をさせていただきます。

まず初めに事業者への物価高騰対策について質問をしていきたいと思います。

1—1 としまして、物価高騰対策の効果と支援企業の反応についての伺います。

世界では、戦争や侵略、国家間の貿易摩擦などにより、原油や穀物などの物価が高騰していることによる影響が多く出てきております。

日本でも政府の労働賃金の増加というところで支援をしているところですが、物価高騰によるインフレが賃金の上昇率を超え、実質賃金がマイナスに転じているような状態です。

最近においては、異常気象による野菜収穫量の激減や令和の米騒動と言われている米の不足と価格高騰により、多くの消費者は事業者に影響が出ているところでございます。

町の状況を見ると、ガソリン代はガソリンスタンドに行くと 200 円を超えてくるんじゃないかというような時期もありました、今は、大分、ちょっと落ち着いてはきましたけれども。というところで、高騰していることにより、生活の足として欠かせない車というものにとってはかなり、皆さん、町民には痛手になってきているんじゃないかなということが思われます。

そして、町として物価高騰対策として事業者から住民まで幅広く支援をされてきていることは評価するべきものだというふうに考えます。

そこで、改めて、個店、要するに小さい企業や民間の業者に対する物価高騰対策支援の効果と支援を受けた事業者の皆様の反応がどうであったのかというところをお尋ねいたします。

〔唐澤町長登壇〕

町 長

町民の皆様は、本当にこの間の物価高騰で非常に生活が苦しく、大変な状況だと思います。

また、事業者の皆さんにおかれましては、物価高騰で諸経費が値上がっているのはもちろんですが、やはり賃金の上昇もかなりの影響があるかと思います。

また、アメリカの関税問題に端を発する様々な影響が事業者の皆さんにかぶさってきて、経営が大変な状況かと思います。

そのような中で、昨年度、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、これを活

用しまして飯島町エネルギー価格高騰対策事業者支援交付金事業を実施したところでございます。

御質問にあります個店も含めて、町内の事業所が対象となりましたけれども、240 の事業者に対しまして3,248 万円を交付してまいりました。

交付のあった皆様へアンケートを実施したところ、交付事業の満足度、これにつきましては「満足している」「やや満足している」の合計が91.9%でございました。「負担軽減となりましたか」という問いにつきましては、「軽減となった」「ややなった」の合計が87.8%となっております。おおむね期待した効果が出たと認識しているところでございます。

〔唐澤町長降壇〕

堀内議員

答弁があったとおり、賃金の上昇っていうところもかなり痛手になってきているのかなというふうに思います。私も個人事業主ではありますので、賃金の上昇に合わせて、やっぱり賃金を上げないといけないんですけれども、それを上げるにはさらに売上げを確保しなきゃいけないっていうところもあるので、アルバイトをたくさん雇われている方については結構大きな痛手になっているのではないかなというふうに私も痛感しているところでございます。

また、令和6年臨時交付金において240事業者へ3,000万円強の補助があったというところで、満足度も91%と、高いというような形の話でございました。

これは、先日、全員協議会の中で説明のあった事業者に対する物価高騰対策支援の効果検証っていうところで説明があったものだと思います。その中身をちょっと確認してみますと、令和5年度繰越分の事業検証と課題っていう部分には、負担軽減となった事業者が8割弱、8割には行かなかったところでしたけれども、課題として、事業自体はうれしいが支援額が少ないとの課題があったと記載されておりました。

それで、その後行いました令和6年度のこの対策支援金、同じような形のものとございますけれども、この事業検証と課題には、負担軽減となった事業者が8割を上回る結果となったと、少し伸びているところでありますけれども、課題として、事業自体には満足しているが支援額が少ないとの課題があったと記載されておりました。

これだけ見ると、1回目に出した支援金と2回目に出した支援金、内容はだいぶよくなっていたと思うんですが、課題についてはあまり検証がされていなくて——1回目と2回目がほぼ同じような課題の書き方であったので、そこについてはあまりうまく対策ができていなかったんじゃないかなというふうに考えられるんですけれども、町として、新たに個店に対する検討すべき課題、内容等がありましたらお尋ねしたいと思います。

産業振興課長

物価高騰により原材料費や運営コストが上昇する中で、個店の事業主さんは資金繰りに苦むことが多くあります。特に、売上げが減少した場合や仕入価格が急激に上昇した場合には、キャッシュフローが厳しくなり、事業の継続が危ぶまれることもございます。そのため、現行の町の制度資金の拡充などをまた検討する必要もあると考えます。

2つ目に、物価高騰の影響を受けている個人事業主は、コスト上昇分を顧客に転嫁することが難しい場合がございます。特に、小規模な事業者は顧客との関係性を重視して

おりますので、価格を上げることに對して慎重になります。そのため、消費者である私たち町民が適正な価格に對して理解を示し、事業者が適正に価格設定を行いやすくなる環境を整えることが課題と考えております。

以上2つを課題と認識しており、個人事業主が物価高騰に對しても持続可能な経営を行えるよう、支援策を講じることが必要であると考えております。

堀内議員 今話がありました2つの課題というところで、資金繰りの関係とコスト上昇の上乗せ部分が難しいかどうかというところでございます。

ちょっと通告に関連する内容なんですけれども、資金繰りが厳しくなるだろうっていうのは大体想定ができてくるのかなというところであったんですが、令和5年の繰越分で事業をやった後、令和6年の事業まで半年ぐらいあったと思うんです。その中で、もうずっと価格上昇が続いている中で、資金繰りに對する支援っていうのが、その時期にはなぜ、何かできなかった要因があるのかなと思うんですが、そのあたり、もしあれば教えてください。

副町長 令和5年分と令和6年分を比べると、若干単価は上げたというふうに理解をしております。それと、価格転嫁もできていないっていうことを見て、それで、あれを正しく受け取っていただくということの指導もしたというふうに私は理解をしております。事業者数も多分令和5年度分より令和6年分のほうが増えたのではないかとというふうに理解をしております。

そこら辺の説明を丁寧に担当のほうはして、できるだけこれを受け取っていただいて役立てていただくという方向で6年度分はやったというふうに理解をしておりますので、そんなふうに御理解願いたいと思います。

以上でございます。

堀内議員 令和5年度の繰越分よりも令和6年度の事業についての金額はかなり上がって、使いやすくなったかなと思います。

私のほうに相談があった中で、令和5年度の繰越分のほうをやると、下手すると2,000円とか3,000円になってしまうと、ってなると出すのはどうなんだっていう利用者の方もいたので、出せるなら出したほうがいいんじゃないですかっていう話はしたんですけど、やっぱりそれならいいわっていう人もいました。

令和6年度の分については、最低でも1万円もらえるという話ではあったので、皆さん頑張ってなさっていただいたところではあるので、そういうところで利用しやすくなったかなというところではありますけれども、目下の資金繰りにについては、やっぱり難しい課題だったのかなというふうに私は感じております。

それでは1―3に移ってまいります。

先ほど説明いただいた内容については、エネルギー支援っていうところが主体に置かれておりました。ガソリン、ガス、灯油などの燃料費と電気料のエネルギーに関するものでございました。

しかし、町で多くを占める製造業につきましては、加工するために購入する鉄鋼など、トランプ関税とかも出てきておりますけれども、かなり金属が上がっておったりとか、

	電子部品がかなり高騰しておって、業績に影響することが多く見られてくるというところでありました。 先ほど課長から答弁もあったとおり、本来であれば企業が請求するときに上乗せできればいいと思うんですけども、それがなかなか難しいところもあるというところで、これが、今、下請法についても、かなり是正をしてくださいというふうに国から要望が、強制力があるようなもので出てきてはいるので、そういうところで、しっかり上乗せできる環境っていうものをやっぱり構築していかないと、ずっと下請が厳しいという状況は変わらないのかなというふうに感じております。 また、飲食関連の事業者では、野菜や米などの仕入れ品目がかなり高騰——乱高下っていったほうが正しいのかもしれないですけど、キャベツとかも、400 円になったり、今ではもう 100 円ぐらいになっているとか、乱高下する中で、かなり資金としても厳しい状況というふうな声を聞いております。 これらの事業者に対して、製造業とか飲食関係のものについては、町としてどのような影響を捉えているのか、改めてお尋ねします。
産業振興課長	御質問にお答えいたします。 先ほどの質問の回答にも同じようなところがありますが、製造業、それから飲食業、それぞれ仕入品目の高騰分を商品の価格に転嫁することが難しい業種では、どうしても薄利——利益が小さくなり、業績への影響が大きいと考えます。
堀内議員	今、課長から答弁があったとおり、上乗せにするにはなかなか厳しいところがあるというふうにお聞きをいたしました。 飲食店についても、メニューを一回決めると、なかなか金額を上げるっていうのは難しく、一気に 500 円だったものが 700 円とか 600 円になると、ちょっと買わなくていいかなっていうような形になってしまってお客さんが離れていってしまうっていう可能性もあるという中で、厳しい状態があるというふうに感じます。 今話があったとおり、町としては、資金繰りについてはかなり厳しいところがあるというところで支援をしなきゃいけないというのが話として聞かれたんですけども、ここの部分について、国の支援事業っていうのを待たずに町独自で新たに枠組みを拡充して実施するっていうことをしたほうがいいのかと思います、そのあたりについて、町長、所見をお尋ねします。
町 長	この間、町の制度資金、県の制度資金の借入れ状況を見ますと、この 3 月はかなりの借入れがあった状況でございます。資金繰りがかなり厳しくなっているのかなというのが現状です。 そういった資金繰りに対応する制度構築につきましては、毎月、商工会と町との懇談の席を設けておりますので、そういった席で協議をしながら、また金融機関の皆さんと協議をしながら、制度設計が必要なのかどうかというところから議論を進めて、やってまいりたいと思っております。 町の制度資金、県の制度資金については、借入れのほうは丁寧に説明しながら対応しておりますので、それにプラス借りやすい制度資金ができればということで、考えてま

堀内議員

いりたいと思います。

3月に借入れの人が増えているというところもあり、商工会との懇談をされているというところですが、その中で、何だろうな、厳しいよってところがどういう対策がほしいってのがうまく話ができていればいいんですけども、そこがうまく話を聞き出せていないとあまりよくないのかなと思いますので、しっかり中を聞いていただければというふうに思います。

また、借入れについては、物価高騰に関わるものっていうのはそんなに長期的なものではないのかなというふうに感じております、関税等もあると思いますし、米の騒動もあると思いますけれども。なので、少額でもいいので一時的に物価高騰の対策ができるようなものっていうものがあつたらいいのかなと思いますので、そのあたりも商工会の方に懇談も含めて御提案できればいいのかなというふうな形もありますので、ちょっと御考慮いただければと思います。

それでは1—4に移ります。

エネルギー並びに食料品などの物価高騰の影響による節約志向——若者の節約志向っていうのもありますけれども——節約志向っていうのが進んでくこととコロナ禍により外食をする機会が減っているということが予測されております。

飲食関連施設は町のにぎわいを創出するのに大切な場所であり、町長からも地方創生をっていうところがあつたと思うんですけども、町内における所得循環の向上にも影響のある事業者であるというふうに思います。町内の事業者が飲食店を使いながら、うまく循環、農業とかに回っていくと思いますので、町内から町内に所得を循環させるという大事な役割を担っていると思います。

また、外食や会議での懇談会の減少によって町民同士のコミュニケーションの機会が減少し、家を出ない高齢者が増えてきてしまうと認知症やフレイルっていうものが進行しているのではないかなというふうな懸念がされております。

方や、都市部では、飲食店の状況は、もうかなりにぎわっております。私も東京に毎月行っておりますけれども、上野の高架下なんて、もう夜までずっと入れないぐらいにぎわっている状態であります。松本とか、都市部に行けば、かなり飲食店もにぎわっているんじゃないかなというふうに感じております。

しかし、田舎の飯島町とか、隣の駒ヶ根等を見ても、なかなか、広小路、何人歩いているんだろうみたいな形になってしまうので、大分差があるのではないかないうふうに感じております。

これらの課題を解決するためにも飲食関連事業者に対する支援っていうものをしていくことが必要であるかなと思いますので、それについて町独自の新たな考えがあるかっていうのをお尋ねいたします。

産業振興課長

物価高騰の影響による外食機会低下への行政の検討は、新しい政策はということでございます。

コロナ禍において国からの臨時交付金を活用したくらし復興券や飲食店応援券といった事業で、これまで外食機運を高める取組を行ってまいりました。

御質問の個店活性化の検討としましては、国の有利な交付金が出てまいりましたら、また改めて検討してまいりたいと考えております。

また、御承知のことと存じますが、商工会では、例年、商業事業者の皆さんと連携して、生ビール半額フェアやスタンプラリーなど、集客のための企画を実施しております。

また、経営改善や新メニュー開発なども商工会では相談に乗ってくださっておりますので、そういったところとの連携も大切になってくると思います。

経営者の皆さん自ら集客のための工夫をしていただき、個々の事業者が連携して実施するような企画がありましたら、今のところありませんが、役場、それから商工会に御相談いただき、一緒に進めていけたらと考えております。

堀内議員 今の話、答弁の中からすると、国の交付金がなければ、取りあえず検討はないというような、今、話に聞こえたんですけれども、その認識でいいのかどうかというのを改めてお尋ねします。

町 長 国の交付金を待たずとも対応していく必要があるかと思います。

特に、エーコープ飯島店の2階が今は使えない状況であります。これは早急に解決していかなければならないと思います。ああいった大規模な宴会ができる会場、そこから2次会へ流れていくお客様は非常に多いと思いますので、できるだけ早く、そういったエーコープ飯島店の2階、営業が再開できるように支援をしていきたいと思います。

それで、一部の業者でありますけれども、あそこの業を担って、地域の皆さんが少しいろいろ賄い等をやりながら運営していきたいという声も聞いておりますので、できるだけ早い段階でエーコープ飯島店の2階が開業できて、支援ができるような形をつくっていききたいと思います。

また、ほかにもいろいろな、商工会を通じてフェア等を開催しておりますけれども、これも単発的に終わらずに、商業者だけではなくて、地域の居場所や人が集まるいろいろなイベント等を重ねて開催しながら、総合的に地域がにぎわいを取り戻せるような仕組みをつくってまいりたいと思います。

堀内議員 町長から頼もしいお言葉をいただけて大変うれしく思っております。

私たちも消防団の中で総会をやるときにはエーコープ飯島店2階を常に使っていたんですけれども、それが使えなくなって文化館を使わせていただいたときもあります。文化館だと、やっぱりちょっと距離が、歩いていくとかなり酔いがさめてしまうので、またしっかり飲み直さなきゃいけないんですけれども、そういうところで、近くにあればそのままふらっと寄っていけるところもあるかなと思いますので、ぜひ、エーコープ飯島店の2階といわずに、近くには大人数が入れるような「むさしや」さんだったりとか、天七の部分もあったりとかしますので、よく、うまく活用していただいて、そういうコミュニティの循環っていうものをしっかりつくっていただくということが大事なのではないかと思います。

先ほど付け加えて商工会の事業についても単発ではなくというところもありましたので、しっかりそのあたりも商工会の方と懇談をされるときに伝えていただいて、町と協力してというところで目的を持って事業支援をしていただければよいのかなというふう

に思いますので、そのあたり、御提案しておきます。

それでは2番、大項目2番の飯島駅前周辺の開発と主要拠点についてお伺いをさせていただきます。

2―1としまして、今年度は、J R 東海としては七久保駅の駅舎を取壊しまして、新たに小さい待合所を造るというお話を3月の全員協議会でお話しいただきました。

また、町としては、その横にトイレの設置ということで、大変評価されるべきものができるという話を聞いております。

それで、令和9年度には飯島駅のほうも取壊しをしていかなければいけないというふうになっておりますけれども、町としてこの駅舎をどのようにしていくか、もし決まっているのであれば、その部分についてお尋ねをさせていただきます。

町 長

飯島の駅舎をどうしていくのかという御質問であります。

これ、歴史をたどっていきますと、大正7年、飯島駅は大正7年7月に開業しております。大正6年に駅舎はできているんですけども、開業したのは大正7年です。

それから、七久保の駅が大正7年7月、7月ですね、7月……。あ、すみません。飯島駅は大正7年2月です。それで、七久保の駅が7月で、それで高遠原の駅が12月ということで、大正7年には七久保の高遠原までの駅が全部開通したということで、今から110年くらい前になりますけれども、当時は伊那電ですが、非常に活況を呈していたということで町史にも書いてあります。

それで、開業した経過が非常に重要かと思います。っていうのは、なかなか、この伊那電、お金がないもんですから、地域の皆さんが協力して伊那電をずっと開けてきたんですね。それで、田切の中田切の橋なんかは、地元の皆さんが石を寄附して、その石で今の鉄橋ができたりしていますし、飯島の駅も地域の皆さんが皆さんで寄附をして、それで駅舎ができているという経過があります。本当に地域の皆さんの期待で今から110年ほど前に伊那電のそれぞれの駅ができた、そういう経過がございます。

飯島の駅につきましては、令和6年4月にJ R 東海から町に対しまして——それだけたっています。当時の古いものを少しずつ改修してきたということがありますので、耐震化もできていないということで、トイレも含めてスリム化をしていきたいという申出がございました。

町としましては、以前からシルバー人材センターへ委託しまして有人駅として切符や定期券の販売を行っていること、また少子高齢化によります交通弱者対策の観点からも、やはり駅は必要ですし、町の顔と思っておりますので、以前からの町民の皆さんの思いも込めまして、やはり、ぜひとも、J R と協議をして、町がある程度介入して設置していく方向で研究を進めていきたいと思っております。

それぞれ町民の皆さんの思いもありますので、御意見をお伺いしながらこれからの在り方を検討してまいりたいと思っております。

ただ、七久保駅につきましては、もう既に議会でも御承認いただいたように、既に今年のうちにということでありましたので、ああいう結果になってしまいましたけれども、できるだけ町民の皆さんの御意見を賜りながら、駐車場を確保したりとか、そういった

堀内議員

点では対応してまいりたいと考えております。

飯島駅は大正7年にできて、110年近くたっているってということで、すごい歴史のある建物ではあるんですけども、大分傷んできているなというふうに感じております。

その中で、町の顔としてどうやって行くかっていう話がありましたので、そのあたりはしっかりJRと協議をして進めていっていただきたいというふうに思うところであります。

それでは2—2に移ってまいります。

昨年度、議会が主体となって開催をしましたまちびと政策プランナー会議に多くの中学生が参加し、飯島町の課題について提案を行ってまいりました。その中の一つのグループにて飯島駅前の利便性や活性化っていうものを課題に取組をしました。

現状の駅前の問題点として、人が集まる場所がないということ、また町の玄関口であるにもかかわらず町の案内マップっていうものがないので観光客が困ってしまうのではないかとということが列挙されてきました。

この問題点について改善する方法として、まず1つ目の改善策として、駅を改修できるのであれば複合施設として新設できないかというような案が上がってまいりました。

飯島駅周辺は、タクシーや飲食店など、多くの施設が個別に点在をしている状態です。タクシー会社の営業所や飲食店、お土産販売などを集合させた施設を新設してもいいのではないかとというふうに考えますけれども、町の所見をお伺いします。

副町長

今、議員さんがおっしゃったとおり、議会会で開催のまちびと政策プランナー会議にて、駅舎の在り方について検討の意見が大分ございました。駅舎の西側駐車場をなくし人が集まれる複合施設を造るすとか、駐車場を移動する、観光客に向けた案内板を設置するというような御提案をいただいたのは確かだというふうに思っております。

駅舎の設置または改修における全体構想っていうものにつきましては、今はまだJRと協議をしている段階でございます。これから検討を始めることになると思いますけれども、これまでにいただいた意見を参考にしながら、できるだけその方向に沿ったものを考えていかなくはならんというふうに思っております。当然、地方創生なり、そういうものの補助金をまた考えて財源確保をしながら、町の複合施設として検討を始めなければならんというふうに思っております。

投資等の関係につきましては、JRと今協議中でございますので、またそれが整い次第、御報告をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

堀内議員

全体構想についてはJRと協議をしているというお話でした。今話があったとおりであれば、まちびと政策プランナー会議で提案したものっていう、中学生たちと一緒に考えたものっていうのが幾つかでもかなえば、その子たちも自分たちが頑張ったものの成果が見えてくるという意味で町に愛着が湧いてくるのかなというふうにも感じますので、期待をさせていただきたいと思います。

また財源の確保というのも、予算が足りなくなつては困るので、しっかり町や県の補助金を、交付金をしっかり取ってやっていただければというふうに思います。

それでは2—3のほうに移ってまいります。

次に居場所や交流場所の設置について御質問させていただきます。

飯島の町の中を考えますと、子どもたちと地域住民と一緒に滞在したり交流ができる場所というのがなかなかないのかなと現状を把握しております。

方や、隣の駒ヶ根市を見ると、駅前の商業ビルの2階のところにはフリースペースがあつて、誰でも利用できる場所として置かれており、平日でも、高校生なのか学生なのか、利用されている方っていうのをよく見ます。あとは仕事で使われている方っていうのもいたりしております。

飯島を見てみますと、駅前でフリースペースとして利用できる場所っていうのがないため、歩道で遊んでいる生徒が、かなり走り回っている子どもたちをよく見ますので、そういう児童が多いかなという印象を受けております。

まちびと政策プランナー会議においても中学生から勉強ができる場所やゆったり休めるところがあったらいいなという話がありました。

また、高齢者においても、タクシー待ちをする場所っていうところが今は多分営業所の中ぐらいしかなくて、あとは外になってしまうので、ちょっと待つには大変かなというところもありますので、そういうときに休める場所っていうのがあったらいいのかなというふうに考えております。

待っているうちにフリースペースの中で児童とかと高齢者が話す機会っていうのも生まれてくるので、交流のスペースとしていいのかなというふうに感じておりますけれども、そういうフリースペース、交流スペースという場所の設置を求めますが、その所見をお伺いします。

副 町 長

あそこら辺のスペースですと、駅としての利用ではなくて、交流の場所として町民同士の関係を持てるところは必要だというふうに理解をしております。その部分につきましては、提案のとおり考えていかなければならないなというふうに思っております。

うちのまちの駅いいちゃんも含めたあそこの場所、あそこら辺の周辺の構想をきちっとつくるのが大事なんだなというふうに考えておりまして、議員の御質問の生徒や児童、地域住民が交流できる場所の設置につきましても、そこを含めて検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

堀内議員

大切な交流スペースだと思いますので、設置をしっかり要望していきたいと思います。

また、まちかどベンチというものも町長の構想の中にありますので、しっかり交流のできそうな場所にはある程度のベンチっていうものをしっかり設置していただければというふうに思っております。

それでは2—4に移ってまいります。

次にコンパクトシティに対する町の考え方についてでございます。

昨年12月の一般質問にて、同僚議員に対して、将来の町の在り方を、町長からはコンパクトにしながら各拠点を交通でつなぐ構想というのが答弁でありました。

現在の役場や新しくできたウエルシアなどについては、車を利用できる方については

町 長

駐車場がたくさん用意されており便利な場所なのかもしれませんが、高齢化している中で、運転免許証が返納できない大きな足かせになっているのではないかと危惧されるところでございます。

高齢者の運転による事故や逆走というものが増えてきている中で、免許を返納してシニアカーや徒歩で買物ができるような町にしていく必要があるのではないかと私は考えております。

その中で、飯島駅前に食料店や病院の設置を進めることで、飯島駅前に来ればほとんどのことができるという場所にしていくべきだと考えますけれども、所見をお伺いします。

飯島駅前の開発のことです。

コンパクト・プラスワンという言葉で以前申し上げたと思いますけれども、町内にいろいろな小さな拠点づくりを進めながら、それをネットワークで結んでいくというのがコンパクト・プラスワンの発想でございます。

コンパクトシティーのように全部の機能を1か所に集めるということではなくて、地域ごとにそれぞれいろいろな機能がございまして、そういった機能を結びつけて、そこを循環バスや自動運転のバス等々を運行させながらネットワークで結んでいくというのが自分の構想でございます。

そういう中で、飯島駅の改修ということに3年後にはなつてまいりますので、それによります飯島町駅前のまちづくりをどのように進めていくかということを検討していきたいと思っております。

先ほど副町長が申し上げましたように、全体構想の中でどのようなまちづくりをしていくのか、それはしっかりとこれから研究してまいりたいと思います。

今、議員さんの申されましたように、食料品店や病院の設置というのは——ちょっと病院というのはハードルが高いかもしれませんので、これらについては、先ほどの拠点のネットワークではありませんけれども、昭和伊南総合病院、そういったところへのアクセスを有効にできるような仕組みをつくっていく必要があるかと思えます。

いずれにしても、町民の皆さんが本当に安心して、そこに来ればいろいろなことに——人も含めてですけれども——過ごせるような居場所づくりを進めながらこの地域の全体構想を検討してまいりたいと思います。

堀内議員

答弁があったとおり、構想の中でしっかり考えていただくところかと思えます。

町長の公約にもあった居場所づくりという中でも、ちょうど駅の改修っていうのは、とても有効活用できる場所なのかなというふうに考えております。

病院は難しいという話ですけれども、そこにフレイル予防体操の会場とか、少し体を動かせるような場所っていうものがあれば、高齢者が気安く集まって、じゃあちょっとその周辺で飲み——飲みじゃないや、お茶にちょっと行かないかとかいうのでも大分いい交流が生まれると思います、中にはそのまま飲む人もいますけれども。そういう中で、新たに元気な飯島町というものがこれでできていくのではないかとこのように私は期待をするところでございます。

		その中で、ちょっと1つ、小さな拠点をしっかり主要拠点とつないでいくという構想の中で、交通の手段については現状どのようなお考えがありますか、お聞かせください。
町	長	現在、地域公共交通があるわけですけど、いいちゃんバス等々がありますけれども、これらについては運行事業者の課題もあります。様々な課題がありますけれども、やはり近隣市町村と連携しながら、そういった有効な地域公共交通を構築していきたいと思っております。 ですので、町にとらわれずに、いろいろなところ——商業関係者に言わせるとあんまり外に出ていってもらっては困るっていうこともあるんですけども、やっぱり外とのつながりもしっかりつくりながら町の中も巡回していけるような仕組みをつくっていきたいと思っております。
堀内議員		答弁があったとおり、事業者の枠にとらわれないというところで、町内だけではなくっていうところですけども、これが、うまくすれば、ほかの中川とか松川とか駒ヶ根から飯島に来てもらえるっていう可能性も生まれますし、中川に行ってしまうという可能性もありますけれども、そういう新たな交通、交流っていうものが生まれてくるという中では、積極的に構築していただければというふうに私は求めまして、私の一般質問を終わります。 〔堀内議員復席〕
議	長	ここで休憩とします。再開時刻を午後3時20分とします。休憩。
休	憩	午後3時01分
再	開	午後3時20分
議	長	会議を再開します。 一般質問を続けます。 7番 折山誠議員。 〔折山議員質問席へ移動〕
7番		
折山議員		通告順に質問をいたします。 質問項目1「七久保診療所再開の取り組みは」。 質問内容1、新年度からの医師確保を主任務とする職員体制と現在の活動内容は、これについて伺います。 新しい体制で始まったばかりですから、ここではどのような方針でこの一年取り組もうとしているのか、その点を中心にお伺いをいたします。 〔唐澤町長登壇〕
町	長	七久保診療所の御質問でございます。 これにつきましては議員からその都度お話をいただいております、私も大きな公約の一つだと掲げて対応しているところであります。 以前にもお話ししましたように、七久保出身の医師の方との連絡を取りながら、大変

今お忙しくなっております、副理事長という立場になられて、日本中、また世界を飛び回っておりますので、なかなか連絡をつけて飯島町への医師の確保について指導いただくような方向っていうのは時間が取れない状況であります。

そんなことを含めまして、町の職員の体制でございますけれども、医師確保を主任務とする職員の体制でございますけれども、職員数が限られる中での配置となるため、医師確保を主任務とする専任体制につきましては実現できませんでしたけれども、この4月から健康福祉課保健医療係に兼務で地域医療担当幹を配置したところでございます。

現在の活用内容でございますけれども、4月下旬に、従来から開業医の支援サポート業務を委託しているコンサルティング会社があります。そちらとの懇談を担当者レベルで実施したところでありますけれども、今月、私も含めまして、担当者とコンサルティング会社との間で情報交換の機会を設け、現状の課題や今後の方向性、医師確保の手法等を含めて、助言をいただきながら検討していただく予定であります。

昭和伊南総合病院もこの4月に内科医が2人着任しまして、医師が増えたと思っていたところ、今度は整形外科の医師がこの7月末をもって退任されるということでございまして、ああいった病院でも非常に医師の確保というのは厳しくなっているところであります。

そんなことばかり言っておれませんので、地域連携を含めまして、いろんなところと連携を取りながら医師確保に対応してまいりたいと思います。しっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔唐澤町長降壇〕

折山議員
副町長

湯澤先生のところへは、担当者の紹介、御挨拶、行っているんでしょうか、伺います。
まだ担当者の紹介はしておりません。

ちょっと、先ほど町長が申しましたように、もう少し効果的な、SNSの出し方ですとか、いろいろな募集の方法があれば、コンサルティング会社と今月半ばにやることになっておりますので、それを踏まえて、また対応させていただきたいと思っております。

折山議員

いろいろ言っているよりも、担当者ができたら御挨拶くらい早急にするのが一つの動きかなということを期待してこの項はお聞きしております。

それと、コンサルの話は、去年でしたかね、おつといしでしたかね、私はお願いしたんですが、どんな内容をやっているのかって言ったら、ここで開業できる可能性あるかどうかを町内全体について言うもんで、いや、そうじゃないでしょ、七久保診療所の再開で、地域を限定して取り組んでもらいたい、こういうことを求めてきたんですが、ちょっとお聞きしておると、そこからどうも進んでいないようなんで、またこの先の経過は9月にお伺いします。

質問事項2「移動購買車の運営状況は」について伺ってまいります。

質問内容1、運行後の状況について、事業としての見通しと買物弱者支援としての効果、この点について伺います。

4月から始まった事業です。2か月を経過します。新田の1つの販売所の状況を御近所の御婦人方に、お二人から聞きました。利用が今ところ少ないということのようで、

心配をしておりました。

道の駅田切の里が事業としての厳しさから撤退した、そこへ全国では数多くの移動販売実績を持つウエルシアさんが引き継いでくれたという、ぜひ成功してほしいなという思いで、以後伺ってまいります。

町も補助金という形で関わったこの事業の見通しについて、立ち上げ段階の現在、どのように受け止めておられるのか、その点、伺います。

町 長 期待して運行しているうえたん号でございますけれども、今、議員さんの申されたように、七久保の方にお伺いしたところ、あまり、利用が少ないということであります。

利用状況は後ほどまたお話をしますけれども、七久保地区は少しお店がある関係で利用者が少ないというのが現状でございます。

地域づくりの推進等に関する連携協定に基づきまして4月7日に運行を開始しましたウエルシア薬局によります移動購買車うえたん号ですけれども、月曜日から金曜日まで、町内48か所を巡回しまして販売を行ってきておりまして、移動手段を持たない町民の皆さんの利便性確保にも期待を寄せているところでございます。

約2か月が経過しまして、各停留所での利用者数等を報告いただき、現状把握に努めておりますけれども、まだまだ利用が少ないのが現状かなという状況であります。

福祉施設や一部決まった利用者さんがいる停留所では利用が多く、重宝いただいておりますけれども、買物弱者のみに絞ってしまいますと利用ニーズが高くないことが原因かと分析しております。

今後ルートの見直しを図ってまいりますけれども、利用者が少ない停留所を安易にやめてしまうのではなくて、地域の実情を聞き取り、場所や時間を修正しながら事業継続していただけるよう連携をしていきたいと思っております。

状況を少し申し上げたいと思いますけれども、4月5月の2か月でありますけれども、4月の利用者数は18日運行で約614人でございます。1日当たり34人、1か所当たり3人ということで、売上げは約58万円ということで、目標の100万円にはほど遠かったような状況でございます。客単価は940円ということでございました。

5月は22日の運行をさせていただきましたが、ちょっと車両が、ミラーを破損したりしまして、一時期運行できない時期がありまして、他の車両で運行していた関係もありまして、こちらも利用者数については711名ということで、1日当たり32人、1か所当たり3人ということで、4月と状況が変わっておりません。ただ、売上げは81万円ということで、客単価も1,000円台、1,145円ということで、増えてきております。

今後は、しっかりと利用状況を把握しながら、また利用者の声も調査しながら運行をお願いしていきたいと思っております。

ちなみに、田切の里の利用者数は年間4,000名でした。売上げは570万円ということでございました。

以上、現状を報告させていただきます。

折山議員 報道によれば、町長は官民連携で地域の手助けになるように取り組みたいというふう
に決意を述べられております。

	一方、事業者は、買物を通じて地域コミュニティーを育み、健康増進を図ると、こういう決意表明をされております。 それで、そういったような薬の相談とかといったようなことも併せてされておるといような報道がありました。 町と事業者のこうした崇高な思いを乗せたこの事業であります。 しかしながら、田切の里道の駅と同様に各地区の拠点へ出向き来客を待つという運行形態、足の弱い弱者支援を、そういった効果をどのように考えるのか、その点、お答えください。簡潔で結構です。
産業振興課長	うえたん号の運行表を作成する段階で、健康福祉課の協力により、介護・福祉施設や、それから健幸教室など、人が集まる会場を停留所に選定した経緯がございます。 また、ケアマネジャーや民生委員の皆さんがうえたん号の運行表を利用者さんや地域の高齢者へ配布するなど、福祉の面で関わりも持って対応していただいております。 営利事業者が行う移動販売車事業でございますが、本事業が飯島町民の健康と地域づくりにつながるよう連携して始めておりますので、もうからないから撤退ということにならないよう、連携しながら末永く続けてまいりたいと考えているところでございます。
折山議員	今、福祉の視点の考え方を聞いたんですが、産業振興課長からの答弁でしたんで、またまとめのところで申し上げます。 質問内容2、福祉の視点での行政の関りはあるか、このことについて伺います。 移動販売を買物弱者支援という福祉の視点で捉えると、民間企業の事業的な成否とは別に福祉政策の一貫として町も関わっていかなければならないんじゃないのかなというふうに考えて申し上げたところです。 現在、今、産業振興課長から答弁ございましたが、福祉部門との連携した関与が今なされているのかどうか、その点はいかがでしょう。
産業振興課長	先ほどの回答とダブるところはあるんですが、健康福祉課との協力により、今のところは町内福祉施設5か所を回っているところでございます。 また、状況に伴いながら、今後は、その部分について検証しながら、場合によっては、状況によっては変えていくということもあると思っております。
折山議員	それじゃあ、この項のまとめとして伺うんですが、実は、田切の里道の駅の移動販売事業、そういった計画が持ち上がったときに、議会の当時の社会文教委員会、ここは阿南町の道の駅へ移動販売事業の成功事例として視察を行いました。 今日のお昼のニュースでもちょっと出ていて、多分皆さんは勤務時間中だで見えなかったと思うんですが、道の駅で移動販売の皆さんが——ここはまた後で申し上げますが——熱中症が危ないからってということで、安否確認を兼ねて、移動販売を兼ねて熱中症対策を行っている、こんなようなニュースが流れました。 阿南町では戸別訪問の移動販売事業を行っているんです。購買車が選んだ商品を玄関まで届けて、運ぶサービスを行っております。——おりました、このところ状況をお聞きしておりませんので。 それで、これは何かっていうとね、車から何十メートルか、10メートル離れた玄関ま

で荷物を運べない方が多いからそういうサービスを始めている。販売の担当者が荷物を持って玄関までお届けして、その方が玄関の中へ入るのを確認して次へ移っていく、こういった事業されているわけです。

それで、その結果、時間をかけて販売員と利用者の信頼関係が構築されていくわけなんです。そうすると、そのことによっていろんなメリットがあるというお話を伺ってまいりました。

事業としても黒字経営を続け、成功している、福祉面でも事業面でも成功している、こうしたことを社会文教委員会として見聞きしてきて、結果を町側へお届けしました。そのときは、声をかけて、時の担当者も同行した記憶がございます。

ですが、結果、田切の里ではそういった検討がなされずに、いつの間にか、経営が厳しい、こういった判断の下に、今のウエルシアさんが全国展開のノウハウを持って今頑張っとなっていていただくわけなんです。

ですが、ちょっと都市部と違って、移動販売の需要っていうのは、そういう福祉面の影響が大きいのかなというふうに思いますので、改めてで結構です。一回、成功事例、事業として成功しておところがあるんですから、町としてお話を聞きしに行ってくる、ウエルシアさんと一緒にどんなふうにやっているか行ってくる、ウエルシアさんも地域コミュニティを育て上げるっていうような決意でやってくださっているんですから、ぜひ町も共々にやっていただきたいなということで、次にお聞きするときには福祉の課長のほうから御答弁をまたいただければというふうに思います。

質問事項3「少子化対策・子ども子育て支援の現状と今後は」、この点について伺うものです。

大変失礼をいたしました。私の通告内容の一連の番号が間違っておりました。記載順に、1番から、最後を8番に御訂正をいただいて、これから私が申し上げる通告内容番号ということで訂正をいただいて、御理解をお願いしたいと思います。

質問内容1、人口5,000人の町で出生率2.95の報道があつて、先ほど他の議員の答弁の中で町長も触れられておられました。

これは、5月17日、信濃毎日新聞で元白川日銀総裁の取材記事として報道された内容であります。大きな見出し「出生率2.95の「奇跡」なぜ」、小見出し「岡山県奈義町 創意工夫の子育て政策」、こういった取組でございます。

2019年に合計特殊出生率2.95達成し、その後も2以上を今日まで保ち、海外からも行政視察団が訪れる人口6,000人弱の町だそうであります。

通告してありましたので記事の内容は省略しますが、予算面でも町を挙げて子育て政策に重点を置いた行政運営を行っているということでございました。

さて、当町の出生率はいかほどでしょうか、数字だけ端的にお答えいただければ結構です。

健康福祉課長

当町の合計特殊出生率でございますけれども、令和6年度末の実績で計算いたしましたところ1.08という状況でございます。

折山議員

まあ、3人か1人かっていう、こういったことなんですね。

先ほど、人口減少に歯止めがかからない、ちょっと町長はショックっていうような顔をされながらね、21人も減っちゃった、これが続いていくと本当に危機的な状況になるかと思うんですね。

質問内容2、人口・少子化対策の多くは、これまで若者の移住・定住支援が柱になっていた、町の今後の方向性は、この点について伺います。

互いに移住者を取り合う政策は国の人口減少に歯止めをかけられず、特に地方間の移住定・住促進ではその傾向が顕著になるかと思います。

駒ヶ根から何人来てくれた、飯田から何人来てくれたという取り合いの政策っていうのは不毛かなというふうに最近は言われ始めております。

しかしながら、そういったやり方も、首都圏をターゲットにすれば、首都圏一極集中、こういった弊害、これについては効果があるということで、今日の報道見ていると、首都圏の女性をターゲットにした移住・定住施策、町も取り組んでいるということで、これはタイムリーでいいなというふうに評価できるものであります。

さて、これまで国の政策による人口減少対策を数々打ってまいりましたが、成果は上がっておらず、少子化は政府の推計よりも15年も早く訪れている、その方向性が反転していくという兆しは全くないということだそうであります。

当町が奈義町のような特化した政策を行うには、先ほど来、議員のほうから町民要求が上がっていますね、福祉、産業振興、いろんな意味で税を投入していかなきゃならない要望がたくさんあるわけです。したがって、やはりそういった特化した予算配分を行うためには、町民の合意が時間をかけて必要になっていくのかなというふうに考えるものです。

しかしながら、総合計画の見直しやなんかを今やっているかと思うんですが、そうした今日では、目指す方向性ぐらいはやっぱり検討していかなければならないかなということで、町長のお考えを伺いたいものです。

取り合いから出生率を上げていくために特化した政策への方向転換、あるいはそちらの方向へのシフト、こういったものについてのお考え、いかがでしょうか。

町 長 合計特殊出生率が2.95ということで、奈義町でございますけれども、奈義町の町長、奥町長でございますが、B&Gの育成士の先輩でございます、中央のいろいろな会議に行くたびにいろいろお話をさせていただいているところであります。

非常に独特なお考えをお持ちでありまして、先ほどの他の議員の御質問にお答えしましたように、やはり継続的な事業をいかに進めていくかというところで知恵を絞っているようです。

それと、子育て支援といっても、経済的な支援ばかりではなくて、非経済的な支援、やはり子どもさんを育てる親御さんがしっかりと不安を解消しながら地域に住んでいく、そういった施策を展開されているということでございます。

町では、これから人口ビジョンもお示ししていくような形で、今後、議会の皆様にもお諮りをしていく予定でありますけれども、やはり町を担っていく若い皆さんへの支援の施策というのは非常に重要かと思います。

それと、やはり特化した町独自の取組も必要だということは感じているところであります。

暮らし方の選択や結婚、出産のタイミング、子育てのスタイルなど、女性の判断や決断は大きな影響を与えていると感じておりまして、女性に選ばれる町、安心して女性が暮らせる町、そういったものを目指していく取組を取っていきたいと考えているところであります。

いろいろな報道で言われていますように、女性の3割——上伊那でいきますと3割が都会に出て行ってしまっているということで、やはり女性が働きやすい環境の伊那谷ではないのではないかとこのところでもありますので、仕事もそうですし、子育て、出産もそうですけれども、いろいろな形で女性の皆さんがここで暮らしたいというような取組をしていきたいと思っております。

先ほど議員さんも言われましたように、女性をターゲットとした移住促進、家族形成に向けた婚活事業の実施、それから子育て世帯のお母さんに選んでもらえるような住宅支援、働く女性が安心して子育てできる環境の整備、あらゆる方向から人口対策に取り組めるように、各課横断型のワーキンググループを立ち上げて進めていきたいとおもっております。

いずれにしても、若い皆様だけではなくて、そこに暮らす全ての皆さんが安心して暮らせる町をつくっていくということが基本かと思えます。それを進めながら、暮らしやすい、またここに住んでよかった、居心地のいい、そんなまちづくりを進めていきたいと思えます。

そのためには、奈義町も子育て宣言の町を進めて、それを柱に事業を進めてきております。何かしらのそういった柱になるものが町全体の町民の皆さんの共有財産として必要なというふうには考えておりますけれども、それらにつきましては、また今後検討していきたいと思っております。

折山議員

私は、端的に出生率の上がる政策に方向を、少しかじを切るのかなということを伺ったわけですが、そこらの言及がなかったんで、そういったお考えはまだ小さいんだというふうに理解をして、質問内容の3に移ります。

ユニセフによれば、子どもの幸福度について、日本の子どもの精神的な幸福度は低いというふうに評価をされた、当町の状況はどうでしょうか、これについて伺います。

2020年に発表されたものですが、データを掌握できる先進38の国を比較したところ、実に37位、幸福度37位と低かったそうであります。

調査の詳細は理解していませんが、要因としては、いじめ、友人関係の構築の難しさ、学力偏重主義や経済的格差など、そうしたものの影響ではないのかという分析もあるようであります。

当町の子どもたちの精神的な幸福度をどのように捉えているのか、教育長に伺いたいわけなんです、長く教育、子育て支援政策に関わってこられた教育長、公の見解がなければ教育長個人の今までの経験の中からの受け止め方で結構でございますので、お答えください。

教 育 長

今、折山議員の御指摘の幸福度の調査も承知していますが、2025年に同じユニセフのレポートカード19っていう同様の調査が行われています。その調査結果では、36か国の調査でありますけれども、日本の子どもたちの幸福度は総合で14位ということであります。

しかしながら、今御指摘のとおり、調査の中で最も注目すべき結果は、やはり精神的幸福度という指標が32位という結果になっています。

私が見る限り、比較的たやすく欲しい物が手に入り、物理的にはある程度満足しているだろう日本の子どもたちですけれども、それが精神的な幸福度には決してつながっていないっていうことを表しているかなって思っています。

このことは、今御指摘のように様々な原因が考えられますけれども、ずっと私は言い続けておりますけれども、子どもたちの自己肯定感の低さっていうのがやはり一番の課題かなっていうふうに思っています。

飯島の子どもたちはどうかというお尋ねですが、私が子どもたちと話をする中でやはり感じることは、これは私にはできない、僕にはできないとか、やっても仕方がないっていうような言葉を聞くことも正直あります。そういう意味では、飯島の子どもたちも自己肯定感は決して高くはないんじゃないかなというふうに感じております。

学校や家庭でも何とか子どもたちが自信を持つ、自己肯定感を高めようとして取り組んでくださっておりますけれども、私は、一番は地域の方々と子どもたちとの関わりが重要ではないかなというふうに思っております。知らない地域の方々と一緒に子どもたちが活動し、その存在を認められること、その可能性を認められることが何よりも自己肯定感を高めることにつながっていくんだと思っております。

幸い、本当にこの町は子どもたちと地域の方々との距離が近い町であると私は自負しております。今後も私がよく言っています寄せ鍋を大きなテーマとして、子どもたちと大人たちが交じり合いながら学んだり活動したりすることで多様な方々と出会い、多様な価値観に子どもたちが触れ、自己肯定感を高め、精神的な幸福度を高めていくことができたかなと思っています。

付け加えになりますけれども、子どもたちを支え、子どもたちの幸福度を高めるためには、まず親や地域の方々が元気に明るく過ごしていただけること、幸せを感じて生活していくことが何よりも大切ではないかなと思っております。

折山議員

ちょっと私が期待したのは、例えば今日も七久保の、何ていうんですかね、音楽、バンドっていうか、何ていうんだらう、音楽を、楽器をやっているクラブあるんですね、その関係者から聞いていると、本当に自分の子育てをしているような感覚でその活動をやってくれているんですね。これが、何だ、音楽のサークルだけじゃなくてね、サッカーにしろ野球にしろ、全て、いろんな地域の団体の中で結構地域の皆さんが子育てに大きく関わってくれている町ですから、教育長、自信を持って、よそもいいんだらうけど、飯島町は、精神的な子どもたちの幸福度、結構、平均より高いんじゃないかなと思うので、発言をしていただけるように期待しておったんですが、もうちょっと自信持っていたいただければいいかなと思います。

質問内容4、子育て支援センター、放課後児童クラブ、学童クラブ、各地区子ども広場、子ども食堂、第三の居場所など、子育て支援環境がここんところうんと充実してきているっていう気がするんですね、特に唐澤町長になってね。

そこで、体系的な取組、いろんな団体が出てきているんで、補完的な相互連携、こういったものっていうのはどうなんだろうなっていうことをお伺いするもんなんです、最近、野々村医師ほか住民有志の皆さんが、町まるごとスクール——まちスク！、これを立ち上げていただいて、過日の報道によれば、中学生のボランティアまで参加して小学生が喜んでくれるような授業をやっている、新聞さんにこういったことを大きく取り上げていただいていますよね。

様々な場所で住民の皆さんがよりよい子育て支援に関わってくださっている、飯島町はすごいじゃないかというような思いでそういう記事を見させていただいてきました。

しかしながら、これまで様々な町民参加の事業が立ち上がっては、なかなか継続が途中でできなくなってきた経過が多々ありました。

そこで、せっかく芽生えてきたこうした町や地域、団体の取組を、町は俯瞰的に——ちょっと上のほうから全体的に眺める中で、それぞれの活動が世代をつないで続いていくように、大切に関わりを持って必要な側面支援を行っていくべきではないのかな、そういったことを求めて、お考えを伺います。

いろんな子育て支援に関わる取組が行われているところであります。

町でも、この4月に教育委員会内にはこども家庭センターを設置いたしました。今までもこども室として飯島町は運営してまいりましたけれども、大きく変わるのは母子保健の部分がさらに加わってくる、統括支援員を配置することができたことかなっていうふうに思っております。

こども家庭センターにおいては、統括支援員の下、様々な子どもに関わる情報を収集し、共有しながら、関係機関や地域で取り組んでいただいている方々と連携、協働し、子ども、妊産婦、子育て世帯を包括的に支援する形を構築することができました。それに伴い、各機関との連携体制は今まで以上に充実してくるのではないかなと思っております。

今、折山議員の御指摘のとおり、本当に町ではいろんな方たちがいろんな形でたくさんの方のことを子どもたちのためにやってくださって、本当に感謝するところであります。

私たちのところにも御相談をいただいている方々については、やり方であるとか方法であるとかについてアドバイスをさせていただいているっていうところではありますが、今後のやはり一つ課題としては、そのいろんな方たちをどうやってつないでいくか、今、御指摘のとおり、私たちともがそういう子育て支援に関わりたいたいという方たちをどのように形としてつなぎ合わせていくかっていうことは課題になってくるのかな。

それで、やはり一番大事なものは、大きなことを打ち上げるのではなく、小さなことでいいので継続的に——先ほど町長も継続というキーワードをおっしゃいましたけれども——それが長く続いていくっていうことが何よりも大事なことになるかなっていうふうには考えているところです。

折山議員

ぜひ、1つ立ち上げて、思いのある皆さんが集まると1つはできるんですが、今度はそれを次の世代へつないでいく部分でなかなか難しいものがあるんで、ぜひその部分にも目を向けていただきながら、せっかく立ち上がった団体、何とか長く世代を超えてつないでいけるように、そうしたお取組を求めて、質問内容5、低年収世帯の子の69%が習い事なしという民間の調査結果が報道されました。当町の状況はについて伺います。

あるNPO法人が小学生のいる共働きの1,200人を対象に実施した調査結果が信濃毎日新聞に掲載されておりました。

詳細は省くものなんですが、ちょっとうろ覚えで申し訳ない、世帯年収で、子どもたちのいわゆる習い事、お稽古事、こういったものがやれている子どもの割合っていうのは劇的に違うんですね。うろ覚えでいけません。例えば年収1,000万円以上の世帯の子は7割以上だったかな、習い事をしているという結果、途中の段階があるんですが、300万円未満の世帯の子どもは逆に3割の子どもしか習い事ができていない。

これは、経済的な格差で子どもの育まれる環境が違うという、そういった結果で、これは、習い事も結構今は高額になってきているんで、そういうことが多分にあるかと思うんですが、飯島町の子は親の環境に関わりなく全てひとしく育んでいきたい、そういう町でありたい、そんなような思いで伺います。

子どもたちの習い事、飯島町はいろんな場面で、各地区に寺子屋があったりとか、いろんな、先ほどの楽器を教えてくれるサークルがあったり、いろいろなところがあると思うんですが、実態、習い事、学校外体験っていうものに、いろんな事情で、本人がやりたくないっていうこともあるんでしょうが、取り組んでいるような、そんな割合っていうのは、3割、7割、こういったものに対比できるような数字っていうのはつかんでいるんでしょうか、掴んでいなければ結構ですんで、あれば教えてください。

教 育 長

大変申し訳ありません。町では、年収別に習い事をどの程度しているかっていう数字については把握していない状況であります。

折山議員

このNPOも、実は1,200人をインターネットで、子どもを持つ親に聞いたということで、なかなか個人の中へ入っていく、そういう調査は難しいと思うんですが、無記名で、もしピンポイントで何かできるような機会があれば、またちょっと一回やってみるのも、よそとの比較も可能かなということで。

次の質問内容6、関係するんですが、学校体験の拠点としたニーズに応じたメニューに取り組む考えはということで、例えば英語、書道、ピアノなどなど、こういった、何でもいいんですが、多くの居場所が先ほど申し上げたように芽生えて、出てきました。

こうした場所を運営する皆さんに協力を求めて、子どもたちのニーズに応じた習い事などを学校外体験でできる取組、こういったものを模索できないのかなっていうようなことで、実際には、かなり多くの町民の皆さんが——習字も多分どっかでやっている、今まで座光寺先生が一生懸命やってくれとった、しかし先生もちょっとお弱くなって、今、習字のそういった講座があるのかどうか分かりませんが、町もかなりのそういった習い事のできる環境はあると思うんですが、そうしたものの考え、端的に伺います。

教 育 長

今お話のとおり、子どもたちにとって学校以外での学びの場っていうのは育ちにおい

ては大切な場だとは思っております。

習い事については、さらに、現状だと水泳ですとかダンスですとか、場合によっては塾等も、ニーズを情報収集していけばかなりたくさんの方が想定されるのではないかと思います。その全ての子どもたちのニーズに応じた場を提供、対応していくことは、現実的には非常に難しいかなというふうに思っております。

しかしながら、現在、英語については教育委員会主催でイングリッシュキャンプだとか異文化交流などを通して学ぶ場を提供したり、放課後学習の場としては未来塾やおにぎりゼミ等の学習の場を提供したりしてきておるところであります。

今後、学校外体験の拠点としての取組については、今御指摘の部分も含めて、教育委員会に寄せられる様々な相談内容、ニーズにより、例えば生涯学習センターの講座であるとか公民館の事業などにおいて、学校外での学びの場の提供について検討していくことができると考えておるところであります。

折山議員

質問内容 7、これらを全て町費で取り組む方向性は考えられないか、このことについて伺うものなのですが、これは奈義町なんですね、かなりあちこちの歳出削減を行って子どもたちのほうへ金を集める。

他方、例えばこの近くでいくと、泰阜村というところは、もう医療費を全額村負担、高齢者にも予算の配分をかなり大胆にやって、その代わり道路は一切造らない、造るときには村民が出て自分たちで造っていくくらいの、そういった取組が、両極端なものがあるわけですね。

それぞれの年齢構成やなんかに応じた行政の施策が必要で、当町でもそれをやるためには、よほど時間をかけた住民合意っていうものをしていかなきゃならないんですが、ちょっとこれは時間の関係で飛ばすんですが、ちょっとここの、さっきの奈義町の町長、何ていう名前だか、町長が言ってくれたけど、忘れちゃいましたが、この町長の言葉が紹介されておりました。

記者が高齢者の皆さんに、そういう子どもたちへお金を使うっていうことについて、ほかの町民の皆さんの理解は得られているんですかっていう質問に対して——その町長さんは確かに変わってらっしゃるんだね。安心して子どもを産み育てる環境づくり、そのためには、単にお金を配るのではなくて、いろんな子どもたちの習い事から何からを年間 100 円とか、そんな単位で、例えば英語を教える ALT っていうのかな、保育園から中学生まで 50 人に 1 人の ALT を配備しているとか、もうとんでもない特化した政策をやっている。

結果、私、子どもは 1 人でいいわって言っとった女性が、結局、子どもが 3 人になったとか、やっぱり何かの政策で子どもを産み育てようとしている人たちの感性に届くものが政策としてあるんだなというようなことをちょっと考えて、そのことで若い人たちがこの町に定住してくれるから高齢者の皆さんの生活を守っていくことができるんだと、こういったお答えだったようです。

その感想を町長にお伺いしようと思いましたが、時間、残り少ない、質問内容 8 に移ります。

居場所における障がいのある子の参加できる環境、ケアを心配する声が町民の皆さんからありました。今回こういう質問するよって言ったら、おい、障がいの皆さんへの対応はどうかねっていう心配をしていただきました。

それで、町は、放課後児童クラブとか、学童とか、そういうところで、例えばアレルギーの子がおれば人を張りつけてそのことに対応できるきめ細かな対応を現在もしていただいていることは承知しております。

しかしながら、障がいにはいろんなものがありまして、例えば、近年は発達障がいの認知度が高まって、判断基準が明確化されたことによって、診断ができるっていうことでそうした子どもの数が増加傾向にあるわけなんです。

そういうことを心配される住民がおりましたので、様々な居場所における受入れの可否や対応の考え方について伺いたいんですが、現実には受入れ可能なのか、それとももうちょっと対応を検討しなきゃいけないのか、時間がないんで1分くらいで答弁をお願いします。

教 育 長

1分より長くなったらすみません。(笑声)

今、町では、学童含めて、発達障がいであるからとか、そういったことで受入れを拒否しているようなことは一切ありません。

しかしながら、やっぱり若干難しいお子さんがいることも事実であります。それで、支援員の先生方をはじめ、本当に精いっぱい取り組んでくださっています。そういう意味では、正直言いますと支援員の先生はもう少し増やして対応できればなっていうふうに思っていますが、応募をかけてもなかなか見つからないっていうのが現状であります。

ただ、特に発達障がいを持ったお子さんについても、本当に精いっぱい、支援員の先生方がやってくさっていますので、今のところ大きな課題はないかなと思っています。

また、医療的なケアの必要なお子さんもありますけれども、とにかく私たちとしては受け入れるという前提の中で何をしていけばいいかっていうことを考えていければと思っています。

折山議員

教育長のそういった姿勢は本当に大事だと思いますんで、あとは町長の大きな気持ちで、そこに関わる予算、ちょっと教育長のできるだけ希望に沿った予算の配分ができるように、町長にはそういった意味で求めて、最後の質問事項4へ行きます。

私は年度契約職員だとか非正規の職員のことを何度も一般質問で取り上げて、その処遇改善をずっと言ってます。いつもそれは気にかけております。同一労働同一賃金、こうした中で、非正規の皆さん、会計年度契約職員がおってくれるから行政が回っているという実態はあると思います。以前みたいな臨時職員でコピー機の代わりになるような仕事をしている会計年度職員は、今は一人もいないと思います。

質問内容、前年度まで2種の会計年度任用職員が担当していた業務が今年度から3種の会計年度任用職員——2種のほうが3種よりも処遇がいいわけですね。だから処遇が悪くなった、その人が担当することになった職場があるという確認をしました。

担当する業務に軽減がないとすれば、これは理不尽な人事で降格人事かなと私は受け取るものであります。何ゆえでしょうか。

また、こうした同様の人事っていうのはこの４月に何件ほど行っているのか、副町長に伺います。

副町長

お答えをさせていただきます。

会計年度任用職員につきましては、令和５年度まで２種と３種の差というのが大きくございました。２種は月給、３種は時給という関係でもございます。期末勤勉手当の支給有無という点で差が大きくあったということでございます。

そういったことから、２種職につきましては専門的な業務について配置を行ってまいりましたが、令和６年度からは３種の会計年度任用職員も期末勤勉手当が支給されることになっております。率はまだまだ低いんですが、今年度もまた上げてまいりたいというふうに考えております。（折山議員「降格した理由を聞いています。現状を聞いておらんじゃない」と呼ぶ）降格……（浜田議員「理由がないんで」と呼ぶ）

それで、専門的な知識を有する職員につきましては相応の場で引き続き勤務をいただいておりますけども、いわゆる一般事務につきましては、２種、３種、業務的に分けのし難いところがございます。

議員のお聞きになった職場は、昨年度は２種の職員が勤務しており、今年度は正規職員及び会計年度任用職員について機構改革を大きく行った関係で、１種２種３種の人数、区分を見直した経過がございます。その中で、事務担当の職員とも相談しながら、３種でよいという判断をし、３種の配置をいたしました。

降格人事ではという指摘でございますが、適正配置をしたと考えております。

ただ、本年度はＤＸの関係でシステムも変わりましたので、４月以降、職員同士のサポート体制を整えるなどしてまいりましたが、常に職員全体の仕事量のバランスに気を使っていくことは必要だと考えております。

議長

時間です。

折山議員

次回に引き継いで、またお伺いします。

〔折山議員復席〕

議長

以上で本日の日程は終了しました。

これをもって散会といたします。

御苦労さまでした。

事務局長

御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼「お疲れさまでした」）

〔午後４時１１分 散会〕

令和 7 年 6 月 飯島町議会定例会議事日程（第 3 号）

令和 7 年 6 月 1 0 日 午前 9 時 1 0 分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

質 問 者	質 問 事 項
坂 本 紀 子	1 防犯カメラの設置について。 2 町の広報誌を自治会未加入者に配布をするべきだが。 3 結婚相談員だけでなく、現代はマッチングアプリでの結婚が増えている。 登録するための婚活事業補助金の創設を。 4 現在、買い物難民への対応はできているのか。
三 浦 寿美子	1 エーコープ飯島店閉店後の町の取り組みについて 2 生物多様性と外来植物・生物の駆除について 3 福祉タクシー利用への補助について
浜 田 稔	1 いわゆる「令和の米騒動」に対する町の認識・対応・今後の対策を問う。 2 町農業の将来像を描く地域計画が本年 3 月に策定され発表された。この計画は町農業者と地域住民が希望を持てる内容になっているか。

○出席議員（１１名）

１番	池上 明	２番	坂本 紀子
３番	伊藤 秀明	４番	宮下 秀和
５番	三浦寿美子	７番	折山 誠
８番	堀内 学	９番	星野 晃伸
１０番	浜田 稔	１１番	吉川 順平
１２番	宮脇 寛行		

○欠席議員（１名）

６番 荒川みずき

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 唐澤 隆	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 堀越 康寛 企画政策課長 座光寺満輝 住民税務課長 林 成昭 健康福祉課長 小林 正司 産業振興課長 斉藤 鈴彦 建設水道課長 片桐 雅之 会 計 管 理 者 曾我 弘恵
飯島町教育委員会 教育長 片桐 健	教 育 次 長 藤木真由美

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	那須野一郎
議会事務局書記	松下 知冬
議会事務局書記	眞弓 歩

本会議再開

開 議	令和7年6月10日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程につきましてはお手元に配付のとおりでございます。 なお、本日、荒川議員より欠席の通告がありましたので、これを許可しました。
議 長	日程第1 一般質問を行います。 通告順に質問を許します。 2番 坂本紀子議員。 〔坂本議員質問席へ移動〕
2番 坂本議員	それでは通告に従いまして一般質問をいたします。 今回は4つのテーマについて質問をいたします。1つとして防犯カメラの設置について、2 町の広報紙を自治会未加入者に配布を、それから3として結婚相談のためのマッチングアプリの活用への婚活事業補助金の創設を、それから4番として買物難民への対応はできているのかというテーマについてであります。 1の防犯カメラの設置についてをお尋ねします。 1—1であります。現在、防犯カメラの設置場所と台数は町内にどのくらいあるのかをお尋ねします。 〔唐澤町長登壇〕
町 長	おはようございます。 防犯カメラの設置場所と台数という御質問でございます。 今朝の新聞報道でありますように、町内の空き家に空き巣が入りまして、何件か盗難があったということで載っておりましたけれども、最近、空き巣被害が多発しております。 町ではいろいろな媒体を使いまして広報活動を行っておりますけれども、なかなか、警察も捜査に支障があるということで詳細な情報というのは流れてきませんけれども、何よりもそういった備えが大事でありますので、防犯カメラを含めて、いろいろな啓発活動を行ってまいりたいと考えております。 御質問いただきました防犯カメラの設置場所と台数でございますけれども、各事業所や団体、また御家庭でも防犯カメラの設置が進んでいると推察するところでもありますけれども、網羅的に把握するっていうのは非常に難しい現状がございます。

	町が把握しているものとしましては、町が管理しているものが43機ございます。 詳細につきましては総務課長よりお答えします。 〔唐澤町長降壇〕
総務課長	それでは私のほうから町が管理しているものの主な設置場所と台数をお答えさせていただきます。 飯島町役場に10、JR飯島駅に1、七久保道の駅に2、田切道の駅に2、まちの駅いちゃんに2、中央道飯島バス停留所駐車場に2、子育て支援センターに1、千人塚センターハウス2、千人塚公園櫻山1、飯島町消防団詰所9、以上を設置しておりまして、また学校関係では、飯島小学校4、七久保小学校4、飯島中学校3、以上でございます。
坂本議員	公共の部分が今のお話では多いということですが、この中には幹線道路というのはないんですね。ということで、結構台数も、43台あるということでした。 1—2に行きます。 近隣の市町村の中でも飯島は空き巣が多いという話を聞きました。 昨日、星野議員のお話では25件ということで、今日の新聞でも空き巣の被害の記事が載っていましたが、駒ヶ根警察署のお話では、先ほど町長が言ったみたいな形で、私も直接聞きに行ったんですけども、捜査上のことがあるので、きちっとした何か答えはなく、正式な犯罪件数ということになると6件ということでした。 それで、それは近年あまり変わっていないというお話でしたが、空き巣に入られても、通報はあるんですけども、正式な書類は面倒ということで提出しない場合が多いそうであります。 町として近隣の中でも飯島が多いという認識はあるのでしょうか、そこら辺はどうなんでしょうか。
総務課長	町の認識ということでお答えをさせていただきたいと思います。 昨日、星野議員の一般質問にもございましたが、少しこの点に触れさせていただきますが、令和6年における町内での窃盗事件の件数、これは警察の資料で公表されているものですが、ここには14件発生となっております。 そして、令和7年に入りまして、警察からの情報によりますと、飯島町内で空き家を狙ったと思われる窃盗被害が二十数件発生しているということでございます。これは町の安全・安心を脅かす大変憂慮すべき事態であると認識しております。
坂本議員	町の御意見を聞きました。 1—3であります。 防犯カメラというのは犯罪抑止のためのカメラでありまして、形も大きく、分かりやすい場所に設置いたします。 それで、監視カメラというものもあります。監視カメラは小型で、分かりにくいところに設置します。 それぞれの目的が違っております。防犯は防犯的に、監視の場合は監視するためにと いうことでございます。 これは駒ヶ根警察署のお話の中で出たんですけども、飯島のような家が離れている

ところでは、空き巣対策には空き家に設置するよりも主要な幹線道路への防犯カメラの設置のほうが効果があるというようなお話を聞きました。

防犯カメラ、監視カメラという両方のものに対する町長の所見を尋ねたいと思います。そこら辺はどうなんでしょうか。今後、防犯カメラのほうをもう少し強化していくとか、そこら辺はどうなんでしょうか。

町 長

以前は、防犯カメラの設置というと、個人情報の懸念があるということで、なかなか設置に対して積極的な場面がなかったところでありますけれども、やはり、このように様々な犯罪が出たり、また車には既にドライブレコーダー等が設置されておりますので、今映像というのは非常に重要なものだというふうに考えているところであります。

防犯カメラの設置につきましても犯罪の抑止に大変効果があるものと認識しておりますので、やはり、人目につきやすい場所に設置された防犯カメラは、その存在自体が不審者への警告となり、住民の皆さんの安心にもつながると考えます。

坂本議員

町長の所見を尋ねました中で、この中では、やはり犯罪の抑止のために防犯カメラというのはいいというような意見になっております。

その中で、駒ヶ根市の状況を警察署のほうで尋ねてみましたら、駒ヶ根でも、やはり駅、基本的には駅周辺に五、六機の防犯カメラを設置しているようです。

そして、警察としては、駅前の商店の街頭に設置してほしいということを希望というのか、要望しているようではございますけれども、なかなかそれが実現されていないというお話がありました。これは、予算的なこともあるでしょうけれども、個人情報の流出の取扱いとか、そういうこともあるのかもしれませんが。

駒ヶ根市ではそういう現状だということで、これは駒ヶ根市に直接聞いてないので、うちの町でも47台ということでしたんで、公共的なところだったらもっと駒ヶ根もやっていると思いますが、一般のところの商店にはまだ設置していないというのか、街頭には設置していないというお話です。

1-4に行きます。

昨日のお話でもありましたが、県の警察の街頭防犯カメラ設置補助金があります。個人、自治会は2分の1で、自治体では3分の1の補助率となっております。

それで、防犯カメラは、1台10万円台から、高いもので50万円台ということでございました。

自治会によっては防犯カメラの設置を望んでいるところも現在あります。ただし、書類がなかなか難しいということで、町が補助金申請のサポートをしてほしいという要望がありました。その点はいかがでしょう。

それとまた、自治会が設置する場合は個人情報の取扱いを一定のルールの下に設置するよう町は自治会に求めているので、サポートするようなことをしていただきたいんですけど、その点はいかがでしょう。

総務課長

ただいま御質問をいただきました自治会からの防犯カメラ設置に係る補助金申請のサポートについてお答えさせていただきます。

自治会の皆様が防犯カメラの設置を望んでいらっしゃるというお話、町としましても

大変心強く感じております。地域の安全・安心に対する意識の高さの表れであり、そうしたお気持ちを町としても全力で応援したいと考えております。

御提案いただいた県の補助金申請のサポートについてですが、町としましても情報提供や制度の説明、県とのパイプ役といったサポートを積極的に行わせていただきたいと考えております。

一応、あと、情報提供ということですが、今、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳で地域密着型の強みを生かした防犯カメラ設置を検討されていると伺っております。町としても大いに期待しておりますし、今後もエコーシティー・駒ヶ岳との連携を密に地域安全の推進に努めてまいりたいと考えております。(坂本議員「もう一個、個人情報のことに関してはどう考えていらっしゃるんですか」と呼ぶ)

副 町 長 先ほど町長も申しましたが、個人情報に関しましては、いろいろなものが流出する可能性はありますので、設置場所、それから位置、そういうものにつきましては自治会の皆様と協議をさせていただいて、こういうところがいいんじゃないかっていうことになれば、そこへ設置していただくような格好でいきたいというふうに思っております。

坂本議員 ちょっと質問にはないんですけど、先ほどの警察署の話では、幹線道路の街頭のところにつけるとというのが――防犯カメラです。つけるというのが結構効果があるというお話だったんですけど、町とはちょっと管轄が違うかもしれないんですけど、その点はどういうふうに考えていらっしゃいますか。

副 町 長 幹線道路、例えばCEKの情報カメラっていうのが各地についています。それで、あれを見ると確かに車の動きが分かるんで、そういうのでつけたりとか、人が動いたりするということが重要なのかなというふうに思いますけど、なかなか、幹線道路につけるとなると、県道、それから国道、そういうものもありますし、それから主要道路の町道の関係についても多分幹線になるんだろうというふうに思いますので、そこら辺は、ちょっと予算との兼ね合いもあるかなと。

それで、防犯カメラも、先ほど議員がおっしゃったように、きちっと画像を残すとか、それからデータを残していくように、そうなりますと結構お高いです。ですので、そこら辺のところも含めて検討しないと、ちょっと設置についても予算が大分要るだろうなと思いますので、駒ヶ根市さんの例も挙げていただきましたけども、そういうので、ちょっと若干の、やっぱり検討の余地があるのではないかというふうに思っております。

積極的に、今言われて、今ここで設置しますっていうのは、ちょっと言えないっていう状況でございます。

坂本議員 今後の課題として幹線道路の点も考えていただきたいと思います。

2に行きます。「町の広報誌を自治会未加入者に配布をするべきだが。」という質問であります。

2―1であります。現在、自治会未加入者の人数はどのぐらいいるのかを尋ねたいと思います。

企画政策課長 お答えいたします。

毎年10月1日を基準といたしまして、平成21年度より自治会加入率及び未加入率を

調査しております。

外国人及び民間アパート居住者を含めました人口に対します、まず未加入率を申し上げますけども、平成 21 年度の未加入率が 7 %、令和 6 年度が 13.8%となりまして、15 年で倍増している状況でございます。

御質問の自治会未加入者数でございますが、令和 6 年度の時点でございますけれども、世帯数が 761 世帯、未加入率は 20.8%、人数でございますが 1,227 人、率では 13.8%の方が未加入となっております。

坂本議員 今の数字を見ても未加入者の人数は増えているというふうに見ております。

広報なので関係する方々という意味なんですけれども、全部に配布するっていうふうに言っているわけではないので、特に……。

2—2に行きます。

高齢化の中で、特に独りになった方は自治会をやめる方が増えています。

また、今の話でいくと自治会未加入者も一定数はおりますけれども、その中で、高齢世帯のことを私は心配するわけであります。

広報を届けることは住民サービスの一環ですので、町の情報が詰まった広報紙を住民に届けるのは町の仕事だということで以前から何度となく求めてきておりますが、費用的な部分でできないということで止まっております。

それで、現在では郵送料がまた高くなりましたので、郵送ということは、財政を圧迫するということにもなりますので、それは、私はそういうやり方でなくてもいいかと思いますが、今言った高齢化の中、独りになった方々とか必要とされる方々に届けていただきたいと思っておりますけれど、町の対応を尋ねたいと思っております。

総務課長 現在、町広報紙は、自治会加入の方は自治会を通じて配布をお願いしており、自治会未加入で広報紙が必要な方は、役場のほか、町内 15 か所の設置場所から自由に持って行っていただいております。

このほか、申込みをいただいた方には、年間の経費負担をいただき、郵送で対応をさせていただきます。

それと、昨年の 6 月からになりますけれど、町は公式 L I N Eを開始いたしました。L I N Eから町のホームページを通じて広報紙を見ることができます。前回の 5 月号についても L I N Eでお知らせが行っておりまして、広報紙のところを触っていただきますとホームページを通じて広報紙が見られるようになります。それで表紙から 1 ページ 2 ページ 3 ページと見ることもできますし、ピンチアウト——指を使うことによって文字を拡大して見ることもできます。

町民の皆様へは公式 L I N Eの新規登録も御紹介をさせていただいております。

また、広報紙配布につきましては、自治会運営の負担軽減や自治会の加入、未加入に関係のない全戸配布などの課題に対する案の一つとして、今、ポスティング、これについても検討を行っております。令和 7 年度中に研究して方針を出していきたいというふうに思っております。

坂本議員 令和 7 年度中ということで、今年度中に方針を出したいということで、思っていたよ

りも少し進んできたかなと思います。

それで、1つ言えることは、車のない高齢者の方は持ちに行けません。車のない高齢者で、なおかつパソコンやIT機器を使えない方々がアナログの広報紙を非常に大事な情報だと思っているわけです。

それで、全ての方とは言いませんので、福祉的対応としてそういった方々にぜひ早急に対応できるような形を取っていただきたいんですけども、その点はどうなんでしょう。

総務課長

昨年からはLINEで広報紙を見られるということで、車を持っていない方も見ることはできます。今おっしゃったようにパソコン——ただ、スマホを持ってLINEにつないでいただければ、見られることは見られると思います。

それと、福祉の面、これも併せて早急に検討させていただきたいと思います。

坂本議員

ぜひ、それはお願いしたいと思います。

確かに今はほとんどみんなスマホに変わっているんですけど、スマホが苦手な方がいらっしゃるわけですね。それで、それって少数だとは思うんですけど、そういう方々がやっぱり取り残されていくのをちょっと心配するわけでございます。

それでは3番に行きます。結婚相談員だけでなく、現代はマッチングアプリでの結婚が増えていると聞いております。登録するための婚活事業補助金の創設をという質問であります。

3—1であります。

5年ほど前に地域おこし協力隊員が民間の結婚相談会社と町が契約して婚活を進めたらどうかと提案したことがありました。

しかし、課長のところでストップがかかり、結局このことは実現されなかったわけがあります。

それで、現在、宮田では、今年からながの結婚マッチングシステムと他のマッチングアプリに登録する費用を最大1万円ずつ——1人2か所までということで2万円っていうことですね、を補助する施策を始めております。

お話を聞くために電話をかけたら、具体的に教えていただいた職員の方も、実は僕もアプリで結婚したんですというお話をされました。

そういうわけで、全体の事業費は20万円と金額は小さいんですけども、大変よい事業だと思っております。

それで、初めてからもう何か月かたっておりますけれど、これを使っている方が、補助金を使っている人が結構いるというふうに言っておられました。

当町もこういったことを始めてみてはと提案いたしますが、いかがでしょうか。

企画政策課長

結婚っていうことへのアプローチとしまして、民間運営のマッチングアプリへの登録も大変有効な手段かと考えているところではございます。

御提案いただきました補助金につきましては、宮田村の様子をお聞きするなど、先進事例を研究して検討してまいりたいと考えているところでございます。

坂本議員

マッチングアプリっていうふうに言ったんですけど、これはいろいろあるんですよ

ね。

そういう中で、これは町が関わるということではなく、アプリを使って本人同士がコンタクトを取って交際から結婚に至るということで、結婚相談員の方が仲介してっていうのはまたちょっと違った感じであると思うわけです。

補助金をアプリ利用に使うっていうことで、アプリ利用にはお金がかかるわけで、それに補助金を出すっていうのは非常にいいと思いますので、ぜひこれを考えていただきたいと思います。

それでは4番に行きます。4番の「現在、買い物難民への対応はできているのか。」ということでございます。

この件に関しては昨日の一般質問で何人も質問しておられましたので、その中で、4—1であります。

エーコープ飯島店閉店に伴う買い物難民の人数はどのくらいとつかんでいるのかということで、伊藤議員の質問にタクシーの利用者が1日五、六人という町側の答えが戻ってきましたけれども、歩いて買物に行く人、それからタクシーで行く人、そこら辺の総体的な人数を町はどのくらいというふうにつかんでいたんでしょうか。

産業振興課長

ではお答えいたします。

まず、買い物難民っていうことで、日常生活に必要な食料品や日用品の買物が住む地域では不便や困難に感じている方々を指していると思います。

今回の閉店前のエーコープ飯島店は1日当たり約320人が御利用されておりましたが、そのうち、徒歩での来店者、またエーコープ飯島店で配送を利用していた方は約30人だとお聞きしております。そのため、聞き取りの中からではございますが、エーコープ飯島店閉店により、移動手段がなく、またほかのスーパー等へ行くことがなかなか難しいとなった方は30人程度と推察しております。

坂本議員

難民というか、大変だという方は30人ぐらいというお話でした。

4—2であります。

早急にということで、町は対応をした話も昨日出ておりました。いいちゃんバスを伊那福岡のスーパーで止められるようにしたり、ウエルシアの移動販売車が町内を回るようにしたり、その件数も何か所にも止まるということをやっております。

また、先日の日曜日に社協がエーコープ飯島店の駐車場で市を開催したということもありました。

これは町が早急な対応を取ったということで評価するものではありませんけれども、この2か月の中で出てきた——昨日の話を聞いていると出てきた問題もあります。つまり、高齢者の方は目で見えて買物をしたいと、そういう要望、欲望があるというか、そういう点がございました。

そういう中で、ウエルシアさんだけに生鮮食品の野菜や肉を売ってくれっていうのもちょっと酷な話だと思うわけですが、下の4—3とちょっと関連する話ですが、伊那市では複合的にやっておりました。中心はニシザワさんでございますが、ニシザワさんと花屋さんとお菓子屋さんの商品をまとめて移動販売車で持っていくという

こともやっておりました。あ、でも、これは、それはニシザワさんの車でございます。

それと、もう一つ別の話で、4—3の中にあります伊那市の施策ですが、伊那ケーブルテレビジョンに加入している方に向けて、テレビに商品を映像化して出して、そこで直接、午前10時までに映像の中で気に入った商品の点数と商品名をテレビの画面からあちら側に発注して、それをまとめて、午後、集落支援員という方たち4人が注文いただいた品を持って行って、直接戸別に配達するという制度をやっております。

集落支援員の方には時給2,200円をお払いしまして、4人いるそうですけれども、それをやっています。

それで、この制度を使ってやっていらっしゃる方は市内に115人いらっしゃるということで、これは伊那ケーブルテレビジョンに伊那市が1年間で1,000万円という費用を払って、契約をしてやっているということになります。これを使う方もケーブルテレビを見る意外に毎月1,000円を払って利便性を買っているわけでございます。

それで、戸別に向かうということは、戸別の行った先に本人がいてくれないと困るということで、留守のところに置いてくるということはないということを言っております。それは、行って、お宅から出てきた方の健康状態とか、そういうこともチェックするという意味もあって戸別に配達しているというお話を伊那市で聞きました。

そういう中で、方法はたくさんあっていいと思うわけです。そうやってバスで行かれる人はいいちゃんバスで買物に行けるし、全く動きが取れない車のない方は移動販売車でもいいですし——伊那ケーブルテレビジョンの事業をうちの町でやれるかという、それはちょっと、うちの町だけではちょっとできない事業費になってしまいますので、これは一つのアイデアとして、私は面白いアイデアだと思っております。

それに、もう一つは、伊那市は、移動販売車をニシザワさんと契約して、ニシザワさんに何台も車を出していただいて点々と遠い地区をやっているというお話も聞きましたし、あと、市内を走るバスが閉鎖されたことによってタクシーを使った事業も、タクシー会社と連携してタクシーを使って買いに行かれる利便性も確保しております。幾つも事業をやって、それで、買物弱者というか、買物難民を救おうという手だてをしております。

そういった中で、うちの早急にやった対応の中で、ウエルシアさんだけに生鮮食品を任せるのではなく、ウエルシアさんと、農協さんがあるわけですので、野菜とかお肉は手数料を払ってでもウエルシアに車に乗っけてもらう手だてが考えられると思うんです。

それで、その手数料をうちの町が持つということもできます。そうしたら、ウエルシアさんが単独で商品を仕入れてやるというのではなく、うちが福祉的な立ち位置で手数料を払って農協ルートの商品をウエルシアに持って行ってもらってやるということになると、多分、移動販売車は小さいと思うので、もうあと1.5倍ぐらいの大ききでやれば、生鮮食品、野菜とか、それから肉とか、そういうものも、魚も乗っかるような形になると思います。

なので、そこら辺の考え方はどういうふうに考えていらっしゃいますでしょうか。

坂本議員、いろいろおっしゃいましたけれども、今は、通告書の内容からしますと、

坂本議員
議 長
副 町 長

買物難民への対応、これを行政はどのように考えているかっていうことでよろしいでしょうか。

はい。

本件について回答はありますか。

今の議員さんの御提案は、福祉的な面、例えば介護関係のサービスだとか、そういうものも含めた形なのかなというふうに理解をいたしております。

今のところ、まだ閉店して2か月で、我々もどういう方法が一番いいかっていうのは結論が出ておりません。

それで、全体的な超高齢化社会に向かったときには、そういうことも考える必要はあるなというふうに思っております。

店と店をつないで、その間を行政が持つというようなことは福祉的サービスなのかなというふうに理解をいたしました。

今、重要なところということで、一番は全体的な問題として捉えるということだというふうに考えております。そこを間違えないようにして今回のエコープのところを考えていかななくてはならんというふうに思います。

ただ、今そこをやっている——エコープのところ、今、何か所かへ声をかけて、あそこで営業をしないかということもやっておりますので、それを含めて、今御提案いただいた内容につきましても、我々ではできない、民間事業者、それから商工会、例えばそういう物流関係で御協力をいただけたところがあれば、そういうものも考えながらやっていかなければならんと思いますので、これからの検討課題かなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

坂本議員

何点もいろいろ言いましたけれども、ここ何か月かやって、ちょっと頭の働き方を変えればもう少し広く考えられるという、例えば、ウエルシアさんだけに任せるのではなく、農協もそこにタイアップするとか、そういうこともやれば、少し何とかなる。

あと、もう一つ言っておきたいことがあるんですが、移動販売車も、集会所だけではなく、個人の家でいいよっていう方もいらっしゃいましたので、うちに来てくれば隣近所3軒ぐらいは買う人がいるからっていう方もいらっしゃいましたんで、そういう点の発掘も今後課題として見ていただければと思いますので、それを言って、この質問を終わりにします。

〔坂本議員復席〕

議 長

ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。

休 憩
再 開

午前9時48分

午前9時49分

議 長

会議を再開します。

一般質問を続けます。

5 番 三浦寿美子議員。

5 番

三浦議員

〔三浦議員質問席へ移動〕

それでは通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

最初に「エコープ飯島店閉店後の町の取り組みについて」ということ質問をしたい
と思います。

先ほど坂本議員からも質問がありました。昨日も多くの方からエコープ飯島店閉店
後のことについて質問がありましたが、私もエコープ飯島店を頼りにして生活してい
た人たちから困っているとの声を行く先々で聞いております。

私は5月初めに所用で天龍村に行つてまいりました。天龍村の平岡駅、龍泉閣とい
うところの食堂でお昼を食べておりましたら、以前旅館であったところにどうもスーパ
ーらしいものがあるということに気づきました。聞いてみたところ、スーパーができた
ということでした。

その日は寄ることができなかったので、改めて尋ねました。小さい店ですが、
商品は遜色なく、立派なスーパーでした。

このように、全体像ですが、2階が若者住宅になっております。6軒分ありま
す。

これが入り口から入ったところの様子です。

それから、こんなふうに傘とか果物とかが置いてありました。

それから、野菜とか総菜とか、おしょうゆとか。

これはお酒とか飲物ですね。

それからお総菜。

お菓子や文房具などがありました。

ということで、本当にスーパーとしては遜色のない、小さいけれどもいろんな商品が
そろっておりました。

店員さんは来た人がいろんな要望をするのでだんだん商品が増えているというふう
にも言っておりました。

店員さんに店内の写真を撮ってもいいかとお尋ねして、了解をもらって撮ってきた写
真です。

店員さんが飯島のAコープが閉店したということを知っていて、私はびっくりいたし
ました。後日、何と全国ニュースとして流れたことを知りました。

店員さんの話では、阿南町のスーパーが指定管理者になって、店員さんはそこから委
託をされているということでした。

調べてみると、天龍村が条例をつくってスーパーを設置しているらしいということが
分かりました。

後日、経緯を聞くために天龍村役場に行つて、地域振興課商工観光係の担当職員の方
からスーパーができるまでの取組についてお聞きをしてまいりました。

村では阿南町にあるスーパーにスーパーを開設するために必要なノウハウを教えても
らうための取組をしたそうです。

スーパーの店員さんから聞いた話では分からなかった村が条例をつくってスーパーを開設した経緯を知ることができました。

条例は平岡駅前活性化複合施設設置及び管理条例という条例がありました。

その事業は、第3条の中で、第1項目では「食料品、日用品、特産物等の販売及び配達などに係わる事業」、2項目に「コインランドリー事業」、3項目に「地域交流、地域活性化等に資するイベント等の事業」、4項目に「施設の目的を達成するため村長が必要と認める事業」という内容になっておりまして、第5条で「施設管理を、(中略) 指定管理者 (中略) に行わせるものとする。」というような内容の条例でありました。

10年近く前に住民から高齢で車の運転ができなくなると買物ができなくなるのではないかと不安の声が大きく聞かれるようになって、2017年に買物弱者対策検討委員会というのを設置し、翌年の答申を受けて買物弱者対策に関する拠点施設設立準備委員会というのを設置したそうです。

その後、村民アンケートも実施しました。

2020年に買物弱者対策準備室というのを設置しまして、買物弱者対策の一環として6月に見守り御用聞き事業というのを始めたそうです。

その後、デマンドバスでありますやまびこデリというものの試行運行を行って、2回目の村民アンケートを実施して、その結果、8月からやまびこデリの本格運行を始めたということです。

愛知県境や山間の集落などをどのように回っていくのかというふうに聞きましたところ、各地域を1週間に1回回って、買物をするためにお客さんを載せて町まで——町までというか、出てきて、そういう支援をしているということでした。

天龍村では、数年前、食料品店が廃業、食料品や生活必需品は村外に買いに行かなくてはならないというふうに聞いていました。

役場の職員の話では、1軒の食料品店は数年前に廃業しましたが、後継者がいないため、残っていた1軒も今年廃業したということでした。

各地区での村民懇談会を重ねて、2回の村民アンケートを行うなど、住民の声を聞く取組を丁寧に行っております。

コンビニを誘致してはどうかという提案には、ほとんどの村民がコンビニよりもミニスーパーが欲しいと答えたそうです。その結果、村が条例をつくって、平岡駅前にスーパーの入った複合施設を設置しております。

先ほど言いましたが、2階は村内の若者向けの住宅が6軒分あって、全て埋まっているということでした。

それで、ミニスーパーの隣にはコインランドリーが設置されておりました。

ミニスーパーは、阿南町のショッピングセンターと買物拠点施設に関する協定を結び、ショッピングセンター側は別の会社を創設して、指定管理者となってミニスーパーの経営をしているそうです。店員もこの会社の社員であるということでした。

ミニスーパーができるまでには、各地域で複数回の懇談会、1回目のアンケート後にやまびこデリを試行運行して、試行運行後に2度目のアンケートを実施して、その後、

本格運行を行っております。住民の声をしっかり受け止めた対策が検討されて形になってきたということでした。

全地域での懇談会やアンケート調査などを通して住民の声をしっかり受け止めた上で条例を制定したということで、議員も各地域の懇談会に参加していて、条例制定には異議がなかったということでした。

高齢化が進む中で、平成 29 年に多くの住民から運転ができなくなったときの不安を訴える声があったということで、すぐに買物弱者対策検討委員会を設置し、何年もかけて各地域で住民懇談会を行い、住民の声を尊重して、結果としてミニスーパーをつくることになったというのがミニスーパーのできた経過だということを知りました。

私は、このお話を聞きまして、こうした過程を経ることが大変に重要じゃないかなというふうに考えさせられました。

エコープ飯島店を頼りに生活してきた皆さんの声を実際に聞いているのかということが一番これから先の問題かなというふうに感じましたので、その辺についてお考えをお聞きしたいと思います。

〔宮下副町長登壇〕

副町長

三浦議員さんの御質問にお答えをしたいというふうに思います。

今、天龍村の事例を挙げていただきました。

指定管理をやっているということは公設民営なのかなというふうに思います。すばらしい取組だというふうに思います。そのところは、連携をして、よくそういうのをつくったなと思いますし、民間事業でございますので、その部分について、上に住宅があるとかいうのはよく考えられてつくっているなというふうに思っております。

この話については、私も承知はしております。

それを踏まえて、町のエコープ飯島店を頼りにしていた方の声を聞いているのかということでございますので、私も、困ったという声につきましては、民生委員さん経由でございましたり、直接電話でお話をされた住民の方もいらっしゃいますので、行くところがなくなってしまったと、それで活気がなくなるのではないかっていうようなことを何人かの方からお聞きしております。

先ほどの坂本議員さんの質問もございましたが、お年寄りの方がやっぱり多いです。そういうことの中で、お年寄りの方、動きが取れない方にとっては切実な問題なんだということは重々お話の中で承知をした次第でございます。

今、移動販売車うえたん号の情報が欲しい方や、移動販売だけでなく店舗も利用したい方は結構いらっしゃいます。品物を見て選びたいってことを言っておられた方もおりました。

それで、うえたん号のチラシやいいちゃんバスの時刻表を配布はしておりますが、まだまだ、そこら辺の取組がしっかりできているというふうには理解をしておりません。

先ほど申しましたように、1 日当たり約 320 人が使っておられました。それで、延べ 8,000 人くらいの利用がありましたので、それに伴って大変な御不便をおかけしているんだなというふうには思っております。

エーコープ飯島店を頼りに生活していた方の声を——そういう天龍村のようにいかどうか分かりませんが——今早急にスーパーが欲しい、スーパー的なものが欲しいという声は聞きましたので、何件かに声をおかけはしております。それがうまくいかどうかはちょっと分かりませんが、その中で、天龍村とは大分環境が違いますので、そこら辺も踏まえて飯島らしい取組をしなきゃならんというふうに思っておりますので、これからのやり方、それはまた議会の皆様と相談させていただいて進んでまいりたいと思います。

以上でございます。

〔宮下副町長降壇〕

議 長
三浦議員

坂本議員。(三浦議員「違います」と呼ぶ) 元へ、三浦議員。

それでは、今、副町長から前向きに、本当に住民のことを考えていただいているということは実感いたします。

生ものが食べたいけれども食べられない、七久保に電車を使っていったけれども、買ったものを持って帰ってくるのが本当に大変だった、うえたん号が近くに来るけれども欲しいものがない、今までは少しずつ毎日欲しいものを行って買ってきただけけれども、今度はたまに買物に行ってたくさん買ってこなければならなくて大変だ、傷みやすいものは持って帰ってこられない、タクシー券の枚数が心配だなどの声もお聞きしております。

高齢化が進んで自動車の免許を返上したという人も増えております。

天龍村と同じようにしろということではなくて、私は、天龍村で取り組んできたように、住民の皆さんの本当に切実な声をどうやって聞き出して、それを受け止めて施策にしていくかと、実現していくかというところの在り方というか、きめ細かに本当によく何回もかけて——時間がかかって、飯島町の場合はそれでは間に合わないと思いますけど。

でも、本当に困ったという人たちがどういうふうに困っているのか、どうしてほしいのか、どうあればいいのかっていうのは、私たちが想像しているのとはまた違うものがあるんじゃないかなというふうに思います。

ですから、ぜひそれぞれの皆さんから——天龍村では2回も、1回やって2回やってというふうにアンケートも取っているようですし、懇談会も何度も何度もやってそういう皆さんの声を聞いているようですので、やっぱり切実な、本当にどうしてほしいのか、うまく言えないけど思っていることっていうのはそういう中で伝わってくると思いますので、ぜひそういう取組を、自分たちで勝手に考えるんじゃなくて、本当に切実な思いをしている皆さんの声を受け止める取り組み方を私はしてほしいというふうに思って、今回、大勢の皆さんが質問しましたが、質問をしたいと思って質問しているところです。

ですから、今後の取り組み方、先ほど副町長からお聞きはしましたが、もっときめ細やかな取組って、そういうわけで必要かなというふうに思っています、その辺についてもう一回お考えをお聞きしたいと思います。

副 町 長

おとといの日曜日に社協があそこで市を開催いたしまして、簡単なアンケートを取るというふうに聞いておりまして、そういう声も参考にさせていただきながら、地元の皆

さん、どこまで広げるかっていうことはありますけども、少なくとも飯島区関係のところにはいろいろなことをお聞きしなきゃならんのかもしれんなというふうに思っております。

ただ、最初にお聞きしたときには、とにかく同等のスーパーをっていうお話でございました。そういう声がけをしろという声が強かったことは確かでございますので、今はそういう方向で進んでおります。それで、その辺がうまくいくかどうかは分かりません。同等なものが来ればいいなというふうには考えております。

それで、その段階で、またちょっと、今、三浦議員さんがおっしゃったようなことを考えてみなきゃ、区単位で考えるか全体で考えるかっていうこともございますけども、そこら辺のところは、ちょっとまたその状況を見ながら判断をしなきゃならんというふうに思いますので、その辺のところを踏まえていろいろな方法を考えてみたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは2番目の質問に移りたいと思います。

「生物多様性と外来植物・生物の駆除について」ということで質問をしたいと思えます。

私はこの頃やたらと気になる外来植物が3種類あります。

1つはフトエバラモンギク、これですね。

それで、2つ目がナガミヒナゲシ、3つ目はコウリンタンポポという植物です。今日は写真を入れてきませんでしたけれども、この3つがとても今気になっています。

それで、ほかにも特定外来生物のチョウチョウ、アカボシゴマダラというチョウがいて、これが繁殖しておりまして、在来種と交雑するのではないかと心配しております。

特に気になっているのが一気に繁殖しているフトエバラモンギクです。

この駆除は、私は喫緊の課題だというふうに思っております。特徴を理解した駆除をすれば広がることを防げると考えておるわけです。

ちょっとプロジェクターを見ていただきたいと思います。

これは引っこ抜いてみたところですよ。

これが何本も何本もあるんですよ。

それで、根本ですね、根元から切ると、その脇からたくさんもって芽が出て、このように増殖します。

それで、駆除するには、根を引き抜くか、根本ではなくて、根そのものを切り取るということをしないと生き続けます。

それから、そういうことと……。

これは伊南バイパスの石曽根ののり面です。ガード下を見たところ、一面、フトエバラモンギクが繁殖しておりました。

このように、一昨年は、私は一般質問で線路沿いに繁茂しているフトエバラモンギクを紹介いたしました。ぜひ南下を飯島町で食い止めてほしいと求めました。

しかし、十分な住民周知は行われずに、今年は伊南バイパス沿い、竜東線沿い、農道

町 長

沿い、線路沿いや空き地、民家の庭まで、あちこちに見受けられるようになりました。

役場庁舎の敷地内にもありましたね。公共施設の周りにもあります。

役場庁舎の周りでは、誰も駆除しないので、私は気になって何本も引き抜きましたけれども、そのときは、まだ引き抜いてそのままにしておきました。ところが、後日、茎や葉が枯れても花は成長して種をつけます。

今まで問題視してきたアレチウリ、オオキンケイギク、セイタカアワダチソウなどの特定外来植物以上に、フトエバラモンギクは速いスピードで広がっております。

飯島町だけではなくて、近隣の行政の外来植物に対する危機感も不足していると感じています。

フトエバラモンギクをこれ以上繁殖させないための取組を町を挙げてする事態になっているというふうに私は認識をしておりますが、今後の取組について所見をお聞きしたいと思います。

増殖が非常に目立っている外来種の御質問でございます。

フトエバラモンギク、自分が確認したのが10年ほど前です。その時点ではあまり目立たなかったんですけども、ここ5年くらいで非常に目立ってきています。

外来種の中には、特定外来種ということで今までに指定されていますオオキンケイギクやセイタカアワダチソウ、そういったものもありますけれども、これはまだそういった特定外来種には指定されていないところであります。

そのほかにも、ビロードモズイカ、こちらも種をたくさんつけて、こちらは、そんなには、もうこの地に繁殖して15年くらいになりますけれども、そんなには繁殖の威力はないということを感じています。

フトエバラモンギクだけは、種をたくさんつける、しかも、刈っても花が開いて、枯れても種を飛ばすというような特性がありまして、非常に危惧しているところであります。

昨年も役場の下の方の職員駐車場の周りにたくさん生えておりまして、総務課に依頼しまして駆除をしたところであります。

外来種といいましても、ちょっときれいなものですから、どうしても、土手や畑にあっても、ビロードモズイカなんかはそのまま放っておいて、多分見ているっていうような方もいらっしゃるしまして、それが本当に外来種で、既存の在来種を駆逐しているというような意識がなくてやっているような状況かと思えます。

また、先ほどありましたように、タンポポも、外来種が本来の日本種を駆逐して、もうほとんど日本の在来種が見られなくなっているということもあります。

明治時代からいろいろな外来種が入ってまいりまして、既にもう定着して、アカツメクサなんかはそのいい例ですけども、ほとんど日本全土を埋め尽くしているというような状況であります。

フトエバラモンギクも、将来はそんな、日常的にどこでも見られるようなものになってしまうのではないかとというふうに危惧しているところであります。

今年、議会でもお認めいただきました生物多様性保全条例ですけども、その中にも

うたってありますけれども、やはり日本古来の在来種をしっかりと守っていく、そういった取組が必要だということで記載してありますし、そういった取組を積極的にやっていく条例になっています。

特に外来種につきましては、指定して駆除していくというところで、ブルーデータブックというのがありますけれども、そういったものも、町独自のブルーデータブックを作りながら皆さんに周知をしていきたいと思っているところであります。

つい先日でありますけれども、毎年ごみゼロ運動を5月30日近辺にやっているところでありますけれども、ここ数年は外来種の駆除ということで、地域の皆さんに御協力をいただきながら、主にはオオキンケイギクですけれども、駆除をさせていただいております。

きれいなもんですから、どうしても道路の沿線とか、そういうところへの刈り残しでどんどん増えていってしまいますけれども、やはり、ほかの日本の在来種を駆逐していくということでありますので、そういった点をしっかりと周知しながら取組を進めているところであります。

今後は、しっかりと周知して、そういった外来種を駆除しながら日本古来の在来種を守り育てていきたいと思っております。

また、生物多様性の関係では、本郷地区に日本古来の草花を集めた植物園を造りながら、そういったものをしっかりと保全しながら、外来種は駆逐していくんだということをそういった面でもお知らせしながら、住民の皆さんに分かりやすく説明して、取り組んでいただくように進めてまいりたいと思っております。

三浦議員

しっかりと対応していただきたいなというふうに思うわけですが、フトエバラモンギクの綿毛なんですけれども、この綿毛はとても柔らかくて、いろんなものにくっつきます。透明なガラス窓にも引っつきます。そういうわけですので車にもくっついて運ばれるわけですね。それで、綿毛から種とても簡単に取れやすく、落ちたらもうどこに種がこぼれたか分かりません、拾えませんというような状況です。

それで、信号機のある交差点に非常に多いというふうに思います。また、商業施設の出入口とか、役場のような公共施設の駐車場とか、車が多く出入りするところに特に目立ちます。

それで、1本あれば、その周りには本当にたくさんあるんです。私も何度も抜取りをしておりますけれども、大きなの取って周りを見ると、まあ幾つでも、こんな小さなものから大きなものまで、1本だけ立っているものから、本当に1本あれば周りにはたくさんあるということなんですけれども、気がついたら抜き取ると広がらないということも私は分かってきています。

例えば、石曽根の伊南バイパスの信号、あの東側の歩道に一面ずっとフトエバラモンギクが生えていたんですけど、郷沢川の橋のところから途中まで抜取りをしました。それで、その後、ほとんどフトエバラモンギクは、抜き取ったところは見当たりません。

その後、私は行き切れませんでしたので、取らなかったところは、もうあのように綿毛になって、先日、草刈りをしたようで、みんなそのまま、種のついたまま倒してあり

ますけれど、そんなふうに、ちゃんと抜取りをすれば広がらないで済むということが分かりました。やっぱり正しい処理、駆除をすれば広がらないということです。

残念ながら松川町や高森町で見かけまして、これ以上広がらないようにするには情報を共有しないといけないなというふうに思っているわけですが、駆除をするためにはフトエバラモンギクの特徴を知ることが一番大事だというふうに思います。

刈り取ったまんまで放置しておいては、茎は枯れても花は成長して種ができます。綿毛のまま放置すると発芽して増えますし、風などで舞って離れたところでも発芽します。つぼみのように見えますが、綿毛が開く前の状態です。

根元から切り取ると、新しい芽が複数出て、さらに大きい株になるので、根から抜き取るか、抜けない場合は根元ではなくて根そのものを切るということで駆除ができます。

できるだけ種を落とさないように、綿毛は丸ごと採取して燃えるごみに入れるということをしたほうがいいと思います。

それから、成長が早いので小さいものも抜取りが必要だというふうに思います。そのためには、フトエバラモンギクというのを知ってもらって、花や綿毛だけではなくて、さらに小さいうちの芽が出たところを駆除するということが広げないためには必要だというふうに思っております。

それで、簡単な方法として、広げないというためには花や綿毛だけでも切り取って燃えるごみにするというのも一つの手かなということも思いますので、ぜひ特性を知ってもらいながら駆除の方法を周知するということが、私は防げるのではないかなというふうに思っております。

そういうことで、ぜひ、飯島町だけではなくて、一番初めにひどいなと思ったのは南箕輪村でしたけれども、今は駒ヶ根、宮田、本当にもう放置されて一、先日もいっぱいあるなと思っていたら、刈り倒して、そのまんまありましたけれども、やはり特徴を知ってもらって、きちんとした方法で処理してもらうということが大事です。

ですから、ぜひ広域でフトエバラモンギクの駆除について共有をしていただきたい、それで駆除をしていただきたいと、できれば県にも申し入れて、県が指定外来種ということで駆除に全県で取り組んでもらいたいというふうに私は考えるのですが、所見をお聞きしたいと思います。

町 長

処理方法についても細かくお話をいただきましたけれども、やはり、フトエバラモンギクだけではなくて、様々な外来種もありますし、やはり日本古来の、そういった在来種を守り育てていく、そういった取組も総合的に含めまして、町では生物多様性保全条例を定めながら、そういった外来種の駆除を町民の皆さんに方法も含めて周知をしてみたいと思います。

また、広域的には、松川、あるいは中川にはツツザキヤマジノギクという非常に珍しい希少な花もありますので、そういったものを含めて、日本の在来として生き続けてきた生物や植物を守りながら取り組むように、広域的な取組も働きかけていきたいと思っています。

三浦議員

外来種が在来の植物を駆逐していくと、植物だけじゃなくて、やっぱり在来種を食草

としたりして生きている生物もいまして、外来種が増えることでそうした生物もいなくなってしまうということがありますので、ぜひ分かりやすく周知をしていただいて、みんなで町を挙げて取り組めるような取組をしていっていただきたいというふうに思います。

では、3つ目の「福祉タクシー利用への補助について」ということで質問をしたいと思います。

現在、町には福祉タクシーを利用した外出支援事業があります。対象者は、介護認定3以上の方や身体障害者手帳をお持ちの1級2級の方、療育手帳A1・A2の方、精神障害者手帳1級の方が補助の対象となっております。

実は、最近、知人が伊那の病院で検査をしてくるようにと言われて、包括支援センターから松本方面のサービス事業所を紹介してもらって伊那病院を受診したということでした。

この知人は、最近、足腰が弱くなって、自力では車の乗り降りがとても危なっかしくて、転倒の心配もあり、車椅子のまま病院に行きたいということで事業所を紹介してもらったというふうに聞いております。それで、その送迎を行った事業所の費用は、とても安価なサービスをしているようです。

町内には国土交通省の認可を受けて福祉タクシーを運行している事業所もあります。しかし、費用の問題があるというふうに思います。遠方ですけれども格安で送迎してくれる事業所を利用したということは、そうした費用面で問題があって遠くの事業者をお願いしたというふうに私は聞いております。

本来は近いところにそうした事業所があって利用できることが望ましいというふうに思いますけれども、現実的には、そういうわけで、近場の業者さんを使うと費用がかさむということを心配して遠くの事業者さんをお願いしているというようなことがありました。

それで、この方は福祉タクシーの外出支援事業の対象者ではないんですね。対象外です。ですので、結果的には遠方の事業所をお願いして病院に行ってきたということになります。

それで、私がそれをお聞きして思ったのは、せっかく町内に、ちゃんと車椅子やストレッチャーを用意して、福祉タクシーとしてきちんと許可を得て運行している業者がありながら、費用面で利用できないと、しないということでは非常にもったいないというか、残念だなというふうに思いまして、そのためには補助の対象者の要件を緩和するということを検討していただきたいというふうに思ったわけです。

その辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。

議 長
健康福祉課長

林健康福祉課長。

小林です。すみません。

それではお答えいたします。

公共交通機関や自家用自動車の利用が困難な在宅の高齢者の皆さんに対しまして、移動にかかる経済的負担を軽減することを目的とした福祉の外出支援事業は、当町では2

種類ございます。

1つは福祉タクシー券交付事業になりますけれども、65歳以上の運転免許をお持ちでない方に対しまして、一般的なタクシーの乗車に対する助成としまして年間最大2万5,200円分のタクシー券を交付するものでございます。

もう一つは議員の御質問の特殊車両による外出支援事業になりますけれども、こちらは、要介護3から5までの方に対しまして、リフトつきやストレッチャー装備車両などの特殊車両の乗車に対する助成としまして1枚500円の助成券を年間最大3万2,000円分交付するものでございます。

この2つの事業の両方が対象となる方につきましては、どちらか一方のみの助成となるものでございます。

御質問の特殊車両による外出支援事業の要件緩和につきまして、今のところ町では対象者とならない要介護2や要介護1の方へ対象を拡大することは考えておりませんけれども、要介護認定の区分でははかれないそれぞれのお体の個別の事情もあるものと考えております。

事業の実施要綱の対象者には「その他町長が特に必要と認めた者」という規定もございますので、要介護3未満の方でも個別の御事情などがございましたら、町へ御相談いただいた上で、必要により助成の決定をしてみたいというふうに考えております。

なお、これらの助成制度の対象は送迎の利用距離に応じて費用が増加するというサービスとなっておりますけれども、先ほど議員がおっしゃってございましたけれども、県内のほかの民間サービスでは距離に関係なく対応時間で料金加算となるものや送迎に加えて病院の診察室の中まで付添人が同行支援できるサービスなどもあるようでございます。

目的地が遠方の場合や外出の目的などによっては他の民間サービスが利用者に有効な場合もございます。町では、個別の事情をよくお聞きした上で、相談者に対して御案内のほうをしているところでございます。

三浦議員 対象者の緩和はしないということでしたけど、町長特例もあるということですので、そういう困ったときに相談をするということをぜひまた周知をしていただいて、相談をすればそれなりの対応がされるんだなというふうに思いましたので、ぜひそうした周知をしていただいて、安心して福祉タクシーも使えるようなことをしていただきたいなというふうに思います。

以上で質問を終わります。

〔三浦議員復席〕

議長 三浦議員、小林課長、大変失礼しました。申し訳ございませんでした。

ここで休憩を取ります。再開時刻は10時50分としますので、よろしくお願いします。休憩。

休憩 10時33分

再開 10時50分

議 長	会議を再開します。 一般質問を続けます。 10 番 浜田稔議員。 〔浜田議員質問席へ移動〕
10 番 浜田議員	それでは通告順に質問を行います。 質問 1 は「いわゆる「令和の米騒動」に対する町の認識・対応・今後の対策を問う。」という内容であります。 その 1—1、2024 年に生じた食用米の不足と異常な価格高騰は町民の食生活に深刻な問題を引き起こしています。それで、現在に至るまで解決の道はまだ見いだせていないというふうに私は思っております。 まずこの問題に対して町は根本原因をどういうふうに考えているのか、これをお尋ねいたします。 〔唐澤町長登壇〕
町 長	米騒動の町の認識ということであります。 先ほどもニュースで入りましたけれども、91 万トンあった備蓄米ですが、今、既に 31 万トンを 3 月末までに放出して、また新たに農林水産大臣が替わりまして 30 万トンで放出したということで、今日は残りの 30 万トンのうちの 20 万トンを放出するという報道がありました。 こちらの古古古古米（笑声）を放出するということでもありますけれども、これは加工用米に回すということで備蓄していたものでございますので、本当にそれを放出するのかがどうかというのは疑問でありますし、これを機に、輸入米——ミニマムアクセス米、77 万トン以上に輸入米が増えてくるのではないかと、そういうことも危惧しているところであります。 根本的な原因ですけれども、これは複合的な要因あるかと思えます。 まず一つは米の収穫量の減少ということです。 令和 5 年産米から発生しておりまして、令和 5 年は、全国的な猛暑によりまして全国的に米の収穫量の減少、それから全国平均の一等米比率、こちらが 59.6% ということで、収穫できても銘柄米として市場に流通できる一等米については、やはり 60%——6 割しかなかったというのが原因で大きく米の流通量が減ったということでもあります。 令和 6 年では一等米比率が上昇しまして、75.9% ということで、8 割程度ということで例年並みになりましたけれども、やはり主食用の米不足を補える状況にはなっていないというのが 1 つ目の原因であります。 2 つ目は、やっぱり米の需要と供給のバランスの崩れというものでございます。 1970 年から続いてきました。2017 年まで約 50 年間、減反政策が続いてきました。これは、メリットとしては、やはり米の需給バランス、これをしっかりと国がつくっていくということでは功を奏してきたわけですけど、やはりデメリットもございまして、デメリットは、やはり農業経営として経営がしっかりと確立されてこなかったというこ

ともありますし、担い手の育成ができなかった、それから、やはり農産物を作るということ自体が未来に希望を持てるものではなくなってしまった、そういう3点のデメリットがあったかなと思っています。

そういう中で、減反政策が廃止されてからも引き続き需給調整が続いているわけですが、その当時は約782万トンの全国の生産があったんですけれども、だんだん減少してきまして、一昨年では716万トンということで、66万トン近く減ってきております。

実際に、米の作付については、銘柄米を持っているところ、それから消費地に近いところ、こういったところの1都14県については生産量が上がっていますが、そのほかの地域については生産量が下がっているということでもあります。

これは、やはり2023年度くらいまでは1俵当たり一万二、三千円にしかならなかったということで、もう生産者自体が成り立っていかないということで離農した方もいらっしゃると思います。この50年間、減反政策をやられてきて50年間で農家としては3分の1減っておりますし、また農業従事者としてはもう10分の1になってしまっているんですね。そういう状況の中で、非常に米の需給バランスが崩れてきているということがあるかと思っています。

それで、今は各地域の生産者と連携しながら、国が適正な生産量に対して適切な生産調整が行われるように求めているわけですが、やはり、まだまだ米を作りたいくても作れないという状況がありますし、単価的な問題もあって作れないということもありまして、全体的に米は不足しているという状況が続いているのが原因かと思っています。

3つ目ですけれども、やはり流通の問題もあるかと思っています。

農業生産から消費者に渡るまで、生産者、集荷業者、卸売業者、小売業者、消費者と多岐にわたるこういうプロセスがあるわけですが、消費者としては、今、災害等に備えて少し余分にお米を持ちたいということで蓄えているものもあるかと思っています。

また、卸売業者等の在庫ですけれども、こちら、普通ですと200万トン前後の在庫があるわけですが、そちらもかなり減ってきているということで、3分の2くらい減ってきているということでもあります。

そういった状況の中で買い付け競争みたいものが起こっていて、報道では5次集荷者というようないろいろな報道もありますけれども、全体的には、やっぱり米が不足しているということの中で買い付け競争が起こって米価が上がっているという状況が生まれてきているということでもあります。

もう一つの原因は、飯島町は種子の生産も行っておりますけれども、また種子以外にも、酒米ですとか、そういった加工用米を扱っておりますけれども、特に種子は、なかなか、今、温暖化の関係で——品種改良が進んでいますが、品種改良したお米が市場に出るには四、五年かかるわけですね。そういった種子の生産の現場も高齢化したりしておりますし、なかなか種子の供給も滞ってきている、そういったことで、米を増産したくてもすぐに増産できないというような状況も生まれてきておりまして、これらの4つの要因が複合的に絡まって、今の米不足、令和の米騒動になっているんじゃないかとい

うように考えております。

〔唐澤町長降壇〕

複合的な原因だということで幾つか挙げていただきました。

後半のほうの質問に関わる農業者の減少なども当然絡んでいると思いますけれども、少し私なりに、業界情報をいろいろ見た内容について少しデータを示させていただいて、改めて見解を伺いたいと思います。

今御覧いただいているのは、この間、2021 年からの穀物類の価格の上昇のグラフです。

それで、一番上、緑色の線が、比較的上がっているのが小麦粉、それから赤い線、真ん中にあるのが食パンですね。これはみんな日本の国内価格です。

それで、一番下がお米です。ずっと安かったんですよね。それが昨年から急に上昇したと、こういうことになっているわけです。

きっかけの一つはウクライナ戦争ですね。御存じのようにウクライナは世界で5番目の穀類の産出国ですけれども、ここが、もう、もろに戦場になってしまったということで、黒海を通行できるかできないかみたいなことも随分話題になりましたし、その影響はその頃から日本の食料価格に反映していたと。

ただし、米のほうは、それとは違う事情で昨年から急上昇したということになっています。

それで、高騰の原因探しということになるわけですが、まず計画供給量、これ、減反はないっていうことになっていますけれども、事実上は減反に縛られていまして、昨年度が670万トンだったと。

ただし、これは前年度に対してマイナス10万トンなんですよ。つまり、人口が減っているから少しずつ抑えていこうという政策が実際には行われていたので、まず、そもそも計画が10万トン足りてなかった。

それで、作況指数は101ということで平年並みに思えたんですけど、今、町長がお話しになったように、夏の暑さで実際には歩留りが悪くて、その分、減ってしまったと。

それで、インバウンド効果という説明をするネットやなにかの話もありましたけれども、これは農水省が調べたら3万トン程度で、全体の量を左右するような影響はなかった。

それで、もう一つ、現実に影響を与えたのは、町長もお話しなりましたが、家庭がある程度確保し始めたのと、例の南海トラフが来るんじゃないかという騒ぎがあって、それを警戒して少しは自分のところに備蓄したほうがいいんじゃないかという動きがあったというのと、それから、お盆前後に台風が何回か直撃したもんですから、それもあって、やはり何となく災害対策をやったと、こんなことも理由だというふうに言われています。

けども、この中で一番大きかったのは酷暑による品質の低下、先ほど町長がお話になったとおりですね。作況指数101と言っていたんですけど、実際には等級をうんと下げざるを得なかったということで、これが30万トン。

それで、その後、今に至るまで、放出するとか、いろいろ言っていますけれども、根

本的な解決には至っていないということです。

それで、これが価格なんです。ちょっと御覧になりにくいんですけども、これはスーパーやなにかのPOSを農水省が調べたデータになっています。

それで、大体5キログラム当たり4,000円ぐらいのところで高止まりしているというのが現状です。

それで、実際の需要はピークの時期を超えて少しは下がっているんですけども、それがそのまま価格に反映するには至っていないというのが、これが現状です。

今お話ししている出典は、実はほとんど三菱総研のデータです。ネットでいろいろ調べたんですけどもね、農協が悪者だとか何だとかって、いろんなデータが乱れ飛んでいるものですから、いろいろ調べてみたところ、非常に正確に物事をつかんでいるのが三菱総研だったということがよく分かりました。今お話ししているのは、ほぼこのデータに基づいています。

それで、信濃毎日新聞ですとか、それ以外の大手の新聞社も大体三菱総研のデータに基づいているんですよ。ですので、非常に信憑性が高いというふうに私自身は思っていてまして、おおむねこれでやっています。前半の話はこれに基づいた話になっています。

お米農家の全体的な動向とか、先ほど町長がお話しになった米の価格の推移、それから農家の利益率とか、このあたりについても相当詳しい分析をなさっている方がいらしたので、信頼するに値するだろうというふうに考えたわけです。

それで、ともかく、そんなことで、一体どのくらい国民生活への打撃になったのかということもそこに出ています。

5キログラム2,000円だったものが約4,000円になったと。

それで、年間700万トンをはば国民が消費するようですけども、このうちの半年分、つまりこれから放出されるのでどうなるか分からないということを前提にして、これまで影響の出してきた半年分に国民が受けた打撃は、約1兆4,000億円だけ国民が大きなお金を払わされているということになります。それで、これは食料品の今の消費税率8%が14.4%に上がったに等しいという、これだけひどい影響を国民生活に与えているというのが現在の米騒動の現実です。

本当の米騒動って、本当は去年受けて、去年の生産で、それで終わってもおかしくなかったはずなんですけど、さっきお話ししたように、減反政策もあり、品質もありで今に及んでいるということです。

それで、その背景は、これは町長も一部触れられましたけれども、政策の行き詰まりが始まっているんじゃないかと、いわゆる減反政策をぎりぎりまで運営してきたところが実は本当に根底にあるのではないかというのが先ほどから言っている三菱総研の考え方です。

グラフのほうにもありますけれども、一番上の赤い線が供給量で、下の青い線が生産量、つまり需要に対して生産が追いついていなかったと。

その結果、一番下の緑のグラフなんですけれども、結局、在庫を食ってしまっているということになっているわけです。

それで、最後から2つ目、令和7年の在庫はほとんど底をつくグラフになっています。これは、先ほど町長がお話しになった、前大臣と今の農水大臣がそれぞれ30万トンずつ出荷しますよね。そうすると本当に民間在庫がもうほとんど底をついている。

そうしますと、実は、今年の作付っていうか、もう私も田植をやっちゃいましたんで、だけど、それは従来型の減反政策の下で田植をやりましたから、実はお米が増える理由は何にもないんですよ、植えちゃったので。

それで、問題は、多分、これは7月頃に決まるんですかね、大体農家がどのくらい作るかという。それで、これを今年の7月にかなり思い切って方向転換しないと、実はこの状況から抜け出せない。

要するに、民間在庫もなくなってしまう、それから需要と供給のバランスは今の農業政策の下では崩れたまんまだということで、要するに今打つ手がないというのが現実で、打つ手があるとすれば、令和8年の生産、作付をどうするかということについて、従来の減反政策をそのままやっていたんではこの問題は解消しないと。

要するに、民間在庫がなくなりますよと、外国から輸入するんですかと、そもそも日本の食料……。食料……。何ですかね、自給率というか、食料安保が崩れてしまう直前まで来ているんじゃないかっていうのがこのデータから見た私の認識です。

ですので、これは1—2の質問に一部入っているんですけども、なぜ去年それだけの問題が夏に起こっていたのに減反政策そのものに対して飯島町は手をつけなかったのかと、町も、それから関係する農業団体も、それから今年はどうするつもりですかというのが1—2の質問です。これについての見解を伺いたいと思います。

町 長 根本的に米不足が続いている中でどのような対応をしてきたかという御質問でありますけれども、町と関係団体で情報共有などは行ってきたところでありますけれども、やはり国の施策もありますので、具体的に対策を打ってくるというのは難しいところがありました。

複合的な要因の中で、町の関係者で組織した飯島町再生協議会というのがありますけれども、そこでは令和7年度の米の生産の目安について、町で生産しております種子用米、それから酒造の好適米——酒米ですけれども、こういった作付面積が目安値の中に考慮されたものですから、全体で24ヘクタール増加して、今年の作付面積は485ヘクタールという町の面積になって、水稻の作付可能な面積を5%ほど確保できたところであります。

これによりまして、地区の営農組合を通じまして生産者から水稻生産実施計画を出していただきまして、可能な範囲で、できる限り調整を図ってきたところであります。

自分の気持ちとしては、できるだけお米を作りたいと、そういう考え方の下で担当課には支持をしてきたところであります。

浜田議員 お考えは分かりました。

ただし、減反政策っていうのは、事実上は食糧管理法を外れて——今は食糧法になっているんですかね。それで、本来、農家の自主的な決定に委ねられるというふうになっているはずなんですけれども、現実にはほぼ従来とおりの作付のコントロールが行われる

ということで、今の町長のお考えは分かりましたけれども、私も今回営農センターの委員になりましたし、それから、せんだってば、農業政策何だっけな、本所でやった会議にも出席してきました。

しかし、そこでも、実は、この問題を率直に指摘した方はどなたもいらっしやらなかったんですよ。つまり、自分たちの力でこの問題を打開するために今までの枠を思い切って取っ払おうという議論はどなたからも発言がなかったんですね。非常に私は残念だというふうに思っています。

ですので、そろそろ、やはり、後でお話ししますけども、農業者の減少も進んでいるし、今後のことも考えたら、農業を基幹産業とする飯島町としてはもう一歩前に出た考え方を打ち出すべきではないかというふうに私は思っています。

それで、これは先ほどの三菱総研の非常に長期的な政策の話が書いてありますけども、これは、政府が完全にお米をコントロールしていた時代、ありましたよね、お米は専売になっていたという時代から、徐々にそれを緩めて、それで米の消費も落ちているからということで事実上の減反政策を続けながら今日まで来ていたというグラフです。これ自身は特別に説明するものではありません。

それで、それがどの程度成功して失敗してきたのかというのが、ちょっと非常に分かりにくいんですけども、絵に描いてあります。

それで、左側は二重丸になっていますけども、これは米の需要は十分に満たされてきたと、これはおおむね、今回のことが起こるまではほぼそうだったんだろうというふうに思います。

それから、農家は作りたいだけ作ればよくなったというのは三角印になっていますね。

これは、非常に収益性がよくないということもあって、それでも所得が農家当たり 110 万円から 310 万円ぐらいまで増えたというふうに書いてあります。随分少ないなと思いますけど。

それで、もう一つは、やっぱり農地は維持したいというのが政府の方策にはあったんですね、荒廃地は減らしたくないと。

ただし、そこに作付するためには、補助金なしの作物はいわゆる土地利用型ではできないので、そこに補助金をずっとつぎ込むことで農地の維持を続けてきたと。確かにそれほど荒廃してはいないかなという気がします。

ですので、こういうやり方で続けてきた農業政策なんですけれども、今回見られるように、本当の意味での政府の農業のコントロールは必ずしもうまくいっていないんじゃないかなというのが三菱総研の見方でした。

それで、今後どうするのかっていう話になるわけですけども、その話は単独では議論にくいので 2 番目の質問に移ります。

政府の政策で町農業の将来像を描く地域計画が本年 3 月に策定されました。これは、もうルールでそういうことになっています。これを御覧になった方ほとんどいないんじゃないかと思うんですけども、ホームページに出ています。

それで、2 番目の質問は、この計画は町農業者と地域にとって将来の希望を持てる計

画になっているかどうかというのが2番目の質問です。

それで、2―1として、地域計画の策定には何人が参加して、どの程度の時間を割いて計画の策定が行われたのか、ちょっとまとめて質問しますが、その結果、現状に対してどういう新しい方針が提案されたのか、それから10年後の町の農業の主力生産物、担い手、年齢構成、生産高はどのように見込まれるのか、もう一くくりで御質問しますが、飯島町の地域計画、これに対する総合的な町長の評価をお伺いしたいと思います。

町長

地域計画につきましては、自分が就任してから国のほうから指示がありまして、10年後の飯島町の農業どうしていくか、これをしっかりとつくってほしいということで各機関にお願いをしてきたところでございます。

今から40年前、飯島町の集落営農の基本となります飯島町の営農センター、これを設立するに当たりましては、その当時の農業者の皆さんが本当に日夜を問わず議論をいただきまして、1回の会議をすると100人以上が集まったというような中で議論されて、今の礎となっております営農センターの基礎ができたと聞いております。

そうした当時の情熱を今につなげることは非常に難しいですけれども、そういった情熱を持ってこの計画をつくってほしいということでお願いをしてきました。

それで、農業を取り巻く情勢というのは40年前の当時とはかなり変わってきておりますので、大変な状況でありますけれども、そのような状況においても農地が利用されやすくなるよう、また農地の集約等に向けた取組が加速していくことが課題ということで取り組んでまいりまして、先ほど申し上げましたように、10年後の飯島町の農業どのようにしていくか、大切な農地をどのように守っていくか、それを次の世代にどのようにつないでいくか、地域の皆さんで話し合っていていただいて、地域計画を今年の3月までにつくってほしいということで策定を進めてきたところであります。

詳細につきましては担当課長から、数字的なところはお答えを申し上げます。

産業振興課長

地域計画の策定に係る会議でございますが、令和5年度から6年度にかけて、営農センター、それから各地区営農組合単位で、会議日数につきましては107日、合計約95時間、参加者は延べ人数で1,421人の方が参加され、計画が策定されてきております。

浜田議員

詳しい数字をいただきました。

それで、これは、ちょっとサンプル的に各地区のまとめがあるんですね。表で大体2ページぐらいぎっしりといろんなことが書いてあり、現状がこうなっている、農家がこのくらいある、それから担い手が決まっているのが何割ある、それで、その前提でもってそれぞれの地区がどういうふうにしていくかというのが、日曾利も含めて全部で5地区ですかね。

それで、その中の将来どうするという部分だけをちょっと抜き取ったものです。

飯島地区は373ヘクタール、それで、将来の在り方としては、水稻を基本としつつ土地利用型の転作作物であるソバなどで団地化を形成すると、それから温暖化に伴って気温が上昇しているために気候に適した作物を選んでいくと、これが飯島地区の将来計画の一番肝なところということ。

七久保地区は、地域における農業の将来の在り方ということで、米、麦、大豆などの土地利用型作物以外に収益性の高い生産物を選んでいくと。この前提には、かなり高齢化が進んでいるっていうことに対して厳しい認識を示しておられました。

それで、その下で作られたのが目的地図ということで、これは非常に分かりにくいんですけども、多分、耕作者ごとの、これは飯島地区の地図になっています。左が東側ということで、農道の上は多分上野原かな、岩間ですかね、から天竜川までこんな地図ができています。

それから七久保についても、こんな感じですね。

それで、本郷が一番たくさん書いてあるんですよ。

これは何でかっていうふうに考えたんですけど、実は、本郷は、私は気がついていなかったんですけど、何年か前に1回同じ作業をやってまして、そこで議論された実績があったもんですから、かなり細かく——全部読んでいられませんが——ブロックローテーションをベースにしながら、テッポウユリだとかアルストロメリアだとか、新しい展開も進めていきますよというふうなことも含めて、8項目にわたって、あ、干し芋まで書いていますね、それで女性の作業もやるみたいな、かなり具体的なことが書いてあるのが本郷地区。

これは私の地元なんで何となく分かるんですけども、これはかなり集積化も進んでいます。

ということで、この問題に関して信濃毎日新聞が社説を4月24日に出していました。

それで、その要約だけをここにまとめていますけれども、10年後の後継者が決まっていない割合は全国平均で33%。つまり、今の農家が10年後どうなるかっていうと、33%は誰がやるか分かんなくなってしまう。

それで、その中で比較的決まっているのが北海道、決まっていない人たちが約13%、それから北陸が23%、これは非常に面積が広大なので事業としては継続性が取りやすいと。

それで、一番駄目なのが中国・四国、真ん中ぐらいが関東で49%、半分は決まってないというのが10年後の姿です。

それで、社説の中で褒めているところもあるんですけどね、まず、これだけの調査をやったので地域農業者の農業の姿が明確になったと。確かにかなり細かい数字を出していましたから、後継者がいない、作物が決まっている、決まっていない、集積化する、しないみたいなことが書いてあるので。

それから、計画の中で若手農業者が非常に元気になったところもあるということもありました。これは模範例が書いてあって、農水省のホームページ見ると夢みたいなこといっぱい書いてあるところがあるんですけども、いわゆるモデル地区ですね。全てがそうだったとは思えないんですけども。

それで、その一方で、さっきの地図の中にもそれがあると思うんですけども、単に今やっている人の割り振りをそのまま絵にただけの地域地図というのもあったと。率直に言って、飯島の中にもそれはあるんじゃないかというふうに私は心配しています。

それで、10年後っていうのは一体どういう姿になるのかっていうのがこれなんですよね。

農家の7割が恐らく米農家なんですよね。それで、その年齢構成の2020年度の農業センサスのデータをグラフにしたものです。

それで、一番右側が70歳以上、これが30万人かな。

それで、その左側が、その半分为60歳から69歳まで。

これは2020年ですから、それで平均年齢が71歳なんですよね。ということは、それから5年たった今は、米農家の平均年齢は76歳になっているのか……。

ですから、10年後を考えたら、この大きな2つの柱をなしている農家はいなくなってしまうわけです。

じゃあ若い人たちはやる気になっているかっていうと、ほとんどいないわけですよね。

それで、これが我々を待ち受けている農家の姿だとしてみると、今の作付計画をそのまま割りつけたような計画ではとっても間に合わなくて、やはり本気で、それも10年かけて少しずつ解消していきますっていう話ではなくて、農業者の人口減少を上回るスピードで地域計画を練り上げないと、飯島町だけじゃないんですけども、飯島町も持たないのではないかというふうに私は考えているんですけれども、地域計画の密度っていいですか、あるいは進捗度、これについて町長はどういうふうに感じていられますか、率直なところをお聞きしたいと思います。

町長 今、地区ごとに計画の概要をお話いただきましたけれども、一番進んでいたのは、やはり本郷地区でした。私も本郷地区の担当の方とお話をしながら地域計画について情報収集をしてきましたけれども、本郷は以前からブロックローテーションでしっかりと地域農業を営んでこられたということで、見させていただきましたけれども、計画自体はかなり綿密に練られております。

ですけれども、やはり10年後をどうするかっていうところでは、まだまだ少し物足りないかなというふうに感じました。

全体的に、各地区とも現状を把握しながら、じゃあ現状の中でどのような形でやっていくかというところにとらわれておりまして、まだまだ、10年後をどうしていくか、これから経営体も減ってきますし、農業者自体も、従事者自体もどんどん高齢化して減っていくという中で、農地をどのように守っていくかっていうところは、もう少し議論の余地があるんじゃないかと思ひまして、地域計画は毎年見直しをしていくということでありますので、今後も随時見直しをしながら、将来に向けた、次の担い手に引き継げるような地域計画にしていきたいと考えております。

浜田議員 毎年見直すっていうことなんですけど、私はもっと危機感を持っているんですよ。もっと加速しなくていいのかということですよ。

今度、具体化がうんと遅れている、さっき——別によその地区を批判するつもりで書いたわけではないんですけれども、あの程度では10年後の姿は描けないんじゃないかと思うんですけれども、改めて、町長、これは本当に加速する必要があると思うんですけど、どうお考えですか。

町 長	関係する皆さんとしっかりと膝を交えて、自分も入りながら計画をつくっていきたいと思います。
浜田議員	実は、全国町村議長のほうから、毎年、県や国に対する要望書を取りまとめるようにということで、飯島町議会も6月20日の全員協議会でもって、ちょっと文章は長いんですけども、御覧のような意見書を出しました。 それで、これは皆さんの意見を聞きながら幾つかの項目を加えて仕上げて提出した文書で、飯島町議会の全体の意向だというふうに考えていただいていいのかなというふうに思います。 それで、そこでの要望書というのは、令和の米騒動に対する抜本的な対策を至急求めるということで国と県に要望するという内容です。 それで、市場任せの米政策では今後も深刻な米不足に陥りかねないと、これは先ほどお話ししたとおりです。 それで、自給率の向上を最大の目標に据えると、これは、いまだに日本は先進国の中で自給率が非常に少ない、低い国だと、さらに下がったんですかね、今は三十何%だったかな、本当に食料安保どころの騒ぎじゃないということになっているわけですけども、まず、だから自給率の確保を基本に据えるべきだと。 それから、新規参入を含めて多様な担い手の育成を進めるべきだと。 それで、先ほどの農家の平均年齢が71歳だという話もここに書いていて、報道機関でも地域計画に対する充実を強く求めていると、これは先ほどの信毎の社説のとおりです。 それで、水田っていうのは、言うまでもないわけですけども、自然条件に対し最良の生産物なわけですね、連作障害もないし、比較的技術的には安定しているし、そういうこともあるし、それ以外にも、洪水の防止ですとか、景観保全など、様々な多面的な機能もあるので、飼料米等も含めて生産量を充実させて、飼料米や水田活用交付金などの充実もやるべきではないかと。 それで、価格保障や所得補償で農家の生活を安定させる必要があるということで、それで、特に長野県は、先ほど関東地方が後継者は少ないって言いましてけども、やっぱり北海道やなにかに比べると不利なんですよね、大型機械を入れようと思っても、私のいる本郷も本当に段差だらけで、2つの田んぼをつなげるなんてことはとてもじゃないけど現実的じゃないですから、1町歩の田んぼなんていうのは作りようもないですね。 なので、まず1つは小規模農家への手厚い事業交付を行うこと、それで、これがないと、本当に大作の農家だけでは持たないという認識を私も持っています。 脱線しますが、実は、この間、「わらむ」の誰だっけ、彼と話をしたら、小規模のほうがわらを取るのにちょうどいいっていう話もなさっていたんですね。ですから、ちっちゃな水出は小さな水田なりの使い道もあるということも考えながら、小規模農家の支援を行うと。 それから、需要と供給のバランスに応じた目標の設定を行うこと、今回の失敗はここにあるんじゃないかということ、それから、先ほど申しましたように、とりわけ中山間地の農業に対して手厚い支援を行うこと、この3点を要望事項としてまとめて提出しま

した。

そしたら、提起したら2日後に農水大臣が替わっちゃったんで、飯島町議会の威力ってすごいなって思ったんですが、それは冗談ですけども。

こんなことを提案しております。

ということで、先ほどからの議論のまとめみたいなことになりますけれども、議会もこういう要望を出しているっていうことに対して町長からもしコメントがあればいただいて、質問を終わりたいと思います。

町 長

昨夜、テレビで江戸時代の米騒動の話をしておりました。1700年代ですけども、吉宗の時代に。こちらは、米の暴落が起きまして、非常に日本中が大変な状況になったということで、吉宗の施策についていろいろなコメントをされておりました。

やはり江戸時代から今も変わらないのは、やっぱり農家っていうのは生かさず殺さずっていう、言い方は悪いですけども、そういうような状況の中でやられてきたということで、ここは、やっぱり、去年、食料・農業・農村基本法が改正されて、食料自給率45%を目指すというしっかりとしたことがうたわれてきましたので、それに基づいて、10年後と言わずに、もっと先の未来を見据えて食料をきちんと生産していくというところへシフトしていかなきゃいけないと思います。

そのためには、当然、需給によって価格変動が起きますので、国としては所得補償をきちんとする。ヨーロッパやアメリカも取っていますので、日本もそれに応じた所得補償をきちんとしていくということが必要かと思います。

それと、先ほど小さい田んぼが多いということでありましたけれども、やはり、飯島町も昭和40年代の後半から60年代にかけて基盤整備を95%やってきましたけれども、そういった農地が非常に、作物を作るには大変厳しくなっているということで、農地・水の関係で予算もついているわけですけども、最近は7割を切っているという状況の中で、全体的に農林水産予算も2兆3,000億円ということで、以前と比べて4分の1くらいになっているっていう状況もあります。

そういった中で、先般報道されましたけれども、この2兆3,000億円とは別枠で1兆3,000億円つけて、事業費として2兆5,000億円で、農業ができるような、そういう基盤をきちんとつくっていきましょうということで、予算をつけるようなことが言われております。そういった予算もきちんと活用しながら飯島町の農業を続けていく基盤をしっかりとつくっていききたいというふうに考えています。

それらを含めまして、地域計画が基本となってきますので、地域計画がないとそういった基盤整備もできないということも言われておりますので、そういったことも地域計画に盛り込みながら、将来どのように農業生産をしていくか——それで、一番は農業をしたいという方が希望どおり農業ができる、そういう状況をつくり出していく必要があると思いますので、スマート農業は当然ですけども、そういった機械、設備、いろいろ経費が上がっている中で、支援をしっかりとしていくということもひとつ組み込んでいかなければならないことかと思います。

そういった総合的な対策を含めながら、地域計画の中でしっかりと飯島町の未来の農

		業を計画していきたいと考えます。
		〔浜田議員復席〕
議	長	以上で本日の日程を終了しました。
		これをもって散会とします。
		御苦労さまでした。
事務局長		御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)
散	会	午前１１時３８分

令和 7 年 6 月飯島町議会定例会議事日程（第 4 号）

令和 7 年 6 月 1 8 日 午前 9 時 1 0 分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 第 7 号議案 令和 7 年度飯島町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 3 第 12 号議案 令和 7 年度飯島町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 4 第 13 号議案 令和 7 年度飯島町子ども第三の居場所建設工事に係る建設工事請負契約
の締結について

日程第 5 請願・陳情等の処理について

日程第 6 議員派遣について

日程第 7 議会閉会中の委員会継続調査について

令和 7 年 6 月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第 1 号）

令和 7 年 6 月 1 8 日

追加日程第 1 発議第 5 号 最低賃金の地域間格差を縮小し、中小企業への手厚い支援と併せ数年
以内に時給 1,500 円以上を実現するよう求める意見書

追加日程第 2 発議第 6 号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書

追加日程第 3 発議第 7 号 消費税率 5 % 以下への引き下げを求める意見書

追加日程第 4 発議第 8 号 七久保小学校の昇降口前階段改修を求める決議書

1 町長挨拶

1 閉会宣言

○出席議員（１１名）

１番	池上 明	２番	坂本 紀子
３番	伊藤 秀明	５番	三浦寿美子
６番	荒川みずき	７番	折山 誠
８番	堀内 学	９番	星野 晃伸
１０番	浜田 稔	１１番	吉川 順平
１２番	宮脇 寛行		

○欠席議員（１名）

４番 宮下 秀和

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 唐澤 隆	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 堀越 康寛 企画政策課長 座光寺満輝 住民税務課長 林 成昭 健康福祉課長 小林 正司 産業振興課長 斉藤 鈴彦 建設水道課長 片桐 雅之 会 計 管 理 者 曾我 弘恵
飯島町教育委員会 教育長 片桐 健	教 育 次 長 藤木真由美

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	那須野一郎
議会事務局書記	松下 知冬
議会事務局書記	眞弓 歩

本会議再開

開 議	令和7年6月18日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) 町当局並びに議員各位には大変御苦労さまでございます。 これから本日の会議を開きます。 今定例会も本日をもって最終日となりました。 会期中は、それぞれ、本会議はじめ、各委員会において提出されました案件につきまして大変御熱心に審査に当たられて感謝申し上げます。 去る6月6日の本会議において補正予算案件1件について本日——最終日に採決することとしております。 また、過日、議会運営委員会が開催され、町側より追加案件が2件提出されました。 請願・陳情案件4件につきましては、各常任委員長よりお手元に配付のとおり委員会審査報告書が提出されております。 本日はこれらの案件について審議を行うことになっておりますので、議事運営の諸ルールにのっとり慎重に御審議の上、適切な議決をされますようお願い申し上げます。 なお、本日10時頃、全国瞬時警報システムによる緊急地震速報訓練が行われる旨の連絡がありましたので、状況により一時議会を休憩することがありますので、事前にお知らせします。 また、本日、報道より撮影の申出がありましたので、これを許可しております。 本日の議事日程につきましてはお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 諸般の報告を行います。 議長から申し上げます。 宮下秀和議員から欠席の通告がありましたので、これを許可しました。
議 長	日程第2 第7号議案 令和7年度飯島町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。 それでは本議案について質疑を行います。 質疑はありませんか。
8 番 堀内議員	1点お伺いをさせていただきます。 13ページにあります10款 教育費の5221にある学校通信ネットワーク速度改善業務等が、3校——飯島、七久保、中学校とあるんですけども、これは委員会の調査を聞

教育次長

いたところ上限が100万円で3分の1の補助が出ますよっていうところなんですけれども、以前も、同時接続が難しいっていうのは、ちょっと私も昨年度の社会文教委員会の視察で確認したんですけれども、その中でルーター等の業務ネットワークが300万円ってちょっと高くないかなと思うんですが、どういう想定のものをつける予定でしょうか。

御質問の件についてですけれども、今回こちらのほうに掲示をさせていただいている予算要求額につきましては、実は補助の上限額に合わせた金額を計上させていただいております。

内容は、議員の質問にあるとおり、3校にてネットワーク環境のアセスメントを実施した結果、課題の洗い出しを行ったところ改善対応が必要という中で、この補助事業を使っていくものになりまして、具体的には、ボトルネックが発生していると考えられるネットワークの上流機器——ルーターなどの更新を行うものなんですけれども、実は今詳細設計のほうに入っているところでございまして、場合によっては、議員のおっしゃるとおり、ちょっと修正の申告をする必要があるというふうに考えております。

議長
7番

ほかに質疑ありますか。

折山議員

それでは15ページ——14・15ページか、教育費の中で、文化財の関係で、今度、地域おこし協力隊員——会計年度職員、これの採用を見込んだ予算補正になっているんですが、所管課の説明を聞いているとね、県へ頼んだけど支援がなかった、それで、どうしても調査をしなければならぬ、そのための人の手配ってということで、所管課の気持ちはよく分かるんですが、地域おこし協力隊員っていうのは、本来、町へ定住してもらうための制度が一番基本にあると思うんですね。

それで、教育委員会の見解では、文化財に詳しい、経験のある人材を全国から募集するということなんです、単なる手間としてっていうふうにはちょっと受け止められるんですが、その方がその仕事でここへ来ていただいて、その後、任期が終わった後、どのようにしてここで生きていく道筋を模索するのか、ほかの地域おこし協力隊員についてもそのような疑義を持ちながら、ふだんから感じてきております。

地域おこし協力隊員を単なる期間中の労務として考えるのか、その方に来ていただいて、この地域で、この先、暮らし続けていただくという姿勢がそこにあるのか、これは町長に、そこら辺の考え方、地域おこし協力隊員の採用、募集、こういったものに対する考え方をお聞きしたいと思います。

町長

地域おこし協力隊員の任務は3年間と限られておりますけれども、それぞれ地域課題の解決のために採用させていただいて、できれば、その課題に沿った定住をしていただくというのが基本的な地域おこし協力隊員の在り方だと思います。

今回の文化財の関係につきましては、飯島町にもかなりの文化財がございまして、今、文化財、あるいは文化等の全体の計画を立てることが求められておりまして、その計画を立てるところにも携わっていただきますし、その計画に基づき、将来にわたって、文化財だけではなくて、飯島町の文化の在り方、そういったところにも関わっていただくように定住を目指していきたいと思っております。

7 番 折山議員	町長のお考えを聞いてちょっと安心したんですが、簡単に言うと、当町には学芸員が今 1 人います、資格を持った人間。それで、やはりどこかでは後継者づくりっていうものに入っていないと、振り返ってみると、当町の学芸に関してここで働いてくれていた職員の多くが中川へ行って活躍をしているという現状をかいま見ると、町の考え方に対する若干の疑義があるんですね。 それで、今の町長のお話のとおり、どうも一人の人材を育てようという今回の目的があるということで理解をしてよろしいですね、再度確認。
町 長 議 長 11 番 吉川議員	人材を育てていくというところで進めていきたいと思います。 ほかに質疑ありませんか。 資料の 10・11 ページですか、環境衛生費、地域発元気づくり支援金ということで、これは委員会でもちょっと聞いたかと思いますが、再度、もう一回。 生物多様性、ミヤマシジミと猫の関係だと思うんですけども、本郷のグラウンド整備をやらを含めて。生物多様性アドバイザーの非常勤職員報酬、ここの内容をちょっと、アドバイザー、もうちょっと詳しく御説明いただきたいと思います。
住民税務課長	御質問にお答えいたします。 説明 2871、環境衛生費の生物多様性アドバイザーの件でございます。 こちらにつきましては、この 6 月から施行されました条例に基づく設置でございます。 こちらのアドバイザーを任用する中で、町の生物多様性を進めていく実務的な協議をいただくための非常勤職員報酬の位置づけでございまして、1 回当たり 3,500 円を 10 人、4 回の予算を計上した内容となっております。
議 長	ほかに質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。 これで質疑を終結します。 これから討論、採決を行います。 第 7 号議案 令和 7 年度飯島町一般会計補正予算(第 1 号)について討論を行います。 初めに原案に反対の討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	次に原案に賛成討論はありませんか。 討論なしと認めます。 これから第 7 号議案 令和 7 年度飯島町一般会計補正予算(第 1 号)を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 7 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 3 第 12 号議案 令和 7 年度飯島町一般会計補正予算(第 2 号)

	を議題とします。
	本案について提案理由の説明を求めます。
	〔唐澤町長登壇〕
町 長	第 12 号議案 令和 7 年度飯島町一般会計補正予算（第 2 号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。
	予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 634 万 6,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 66 億 2,951 万円とするものでございます。
	今回の補正予算につきましては、令和 7 年 5 月 27 日に閣議決定されました令和 7 年度一般会計予備費の使用において物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に追加されたエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援を行う事業のほか、緊急を要する事業執行に必要な予算措置を行うものでございます。
	歳出予算の内容につきましては、役場庁舎の防犯カメラ設置工事に 140 万円、県単街路事業負担金に 75 万円、七久保小学校校舎修繕工事におよそ 123 万円、学校給食費負担軽減事業におよそ 218 万円を計上しまして、予備費で調整するとともに、特定財源となる国庫支出金によりまして歳入予算を増額補正いたしました。
	細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。
	〔唐澤町長降壇〕
企画政策課長	補足説明
総務課長	補足説明
建設水道課長	補足説明
教育次長	補足説明
議 長	ただいま提案理由の説明がございました。
	これから質疑を行います。
	質疑ありませんか。
11 番	
吉川議員	よければいいんですけど、私が一般質問で、最後の学校給食、総務省から出されたホームページを見て、令和 7 年度の総務省を見ましたら、物価高騰につきましては令和 6 年度に支出したものについては採用になりませんよという一行が書いてありました。
	それで、令和 6 年度っていうのは、1 人当たり、小学校 29 円だか 34 円、中学校、補助を出してあるんですけども、これ、別によければいいんですけど、それとは違う、別に出るっていうことでよろしいんでしょうか。
	総務省のホームページはそういうふうを書いて、令和 7 年度と令和 6 年度についてダブってはいけませんよという、学校給食、エネルギーの関係、出ておりましたが、ちょっと私の解釈が違うか分かりませんが、ちょっとそこだけ確認させてください。
企画政策課長	今回の補正につきましては、令和 7 年度分のこれから執行する分でございます。
	臨時交付金につきましても今回新たに内示がありましたものでございますので、今御心配のところは当たらないというふうに考えてもらって結構ですし、そのとおりでいい

	と思います。
議 長	ほかに質疑ありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
10 番 星野議員	7 ページの防犯カメラについてなんですけれど、町内では空き巣とかの事例があるといいましたけど、この何年かの間に飯島町の役場内でのそういう事件等があるのかどうか、お願いします。
副 町 長	今のところはございません。
	ただ、一般質問もいただきましたように、この周りでも結構な空き巣というのを警察のほうでも確認しておるようでございますので、我々としてもきちっとした対応をしたほうがいいなということで、倉庫関係5か所につきまして予算を計上させていただいて対策をしたいということでございますので、よろしく願いいたします。
議 長	関連で、10 番 星野議員。
10 番 星野議員	防犯カメラの設置場所だと思うんですけど、倉庫内を写すんじゃなくて、道路側のほうが効果があると思うんですよね、必ず逃げていくのはそっちなので。なので、そういう点を、ちょっとカメラの設置位置をよく考えてつけていただきたいなと思います。
議 長	意見でよろしいですね。
10 番 星野議員	はい。すみません。
議 長	ほかに質疑ありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。
	これで質疑を終わりにします。
	これから討論を行います。
	最初に反対討論はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	次に賛成討論はありませんか。
2 番 坂本議員	小学校の階段については早急な対応をしていただき、大変保護者に対してもよかったと思います。
	それにまた、防犯カメラの件も、危険防止というために設置することは意義あることだと思いますので、賛成といたします。
議 長	ほかに討論ありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。
	これで討論を終結します。
	これから第 12 号議案 令和 7 年度飯島町一般会計補正予算（第 2 号）を採決します。

	お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 12 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 4 第 13 号議案 令和 7 年度飯島町子ども第三の居場所建設工事に係る建設 工事請負契約の締結について を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。 〔唐澤町長登壇〕
町 長	第 13 号議案 令和 7 年度飯島町子ども第三の居場所建設工事に係る建設工事請負契 約の締結について提案理由の説明を申し上げます。 令和 7 年 5 月 27 日、飯島町財務規則の規定により一般競争入札に付した当該工事につ きまして建設工事請負契約を締結するため、地方自治法及び飯島町議会の議決に付すべ き契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定によりまして議会の議決を求めるも のでございます。 細部につきましては担当次長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議 決賜りますようお願い申し上げます。 〔唐澤町長降壇〕
教育次長	補足説明
議 長	提案理由の説明がありました。 これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
2 番 坂本議員	一般競争入札で、3 者あったという中で、100%っていう今お話だったんですけど、普 通は 96 とか 98%とかなのに、100%ってあり得るんですか。
副 町 長	今、坂本議員さんもおっしゃいましたように、100%って聞くと、ちょっとと思いま すけど、私も思いましたが、たまたまそういうふうになったのかなというふうに思っ ておまして、入札の委員会においてもそういう話がございましたし、教育委員会のほう でも 100%っていうのはっていうのはありましたけど、それ以上でも以下でも、ただ偶 然あったのかなというふうに思っておりまして、今は見積りがかなりきちっと出ますの で、そういう可能性が、たまたま今回は 100%だったのかなというふうに思っておりま すけども、それ以上は、ちょっと分かりません。よろしく願いいたします。
議 長	ほかに質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。 これで質疑を終結します。 これから討論を行います。 最初に反対討論はありませんか。

議 長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 次に賛成討論はありませんか。 ほかに討論ありませんか。 討論なしと認めます。
議 長	第 13 号議案 令和 7 年度飯島町子ども第三の居場所建設工事に係る建設工事請負契約の締結についてを採決いたします。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 13 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 5 請願・陳情等の処理についてを議題とします。 去る 6 月 6 日の本会議におきまして各常任委員会へ審査を付託しました案件 4 件について、お手元に配付のとおり委員長から請願・陳情審査報告書が提出されています。 各請願、陳情等の審議については、委員長より委員会審査報告を求め、これに対する質疑の後、案件ごとに討論、採決を行います。 初めに総務産業委員長の報告を求めます。 〔伊藤総務産業委員長登壇〕
総務産業委員長	それでは、本委員会に付託されました請願、陳情案件 2 件について報告いたします。 6 月 11 日に委員会を開催し、初めに 7 陳情第 4 号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について報告いたします。 参考人として上伊那地区労働組合連合会 林氏をお招きし、本陳情についての趣旨をお伺いした後、質疑を行いました。質疑としまして、問い「陳情書中段下にさきに行われた点点点から文書では公約で自民、公明で最低賃金を 1,500 円にするとあるが、全国一律とは書いてないが」の質問に対して、答えとして「そのときのマスコミ報道を基にして書いてある」という答えでした。 その後、討論に移り、賛成討論として「全国一律の最低賃金は大切なことなので賛成」、反対討論として「現状を考えることの縛りがあると飯島町に企業誘致は難しいので反対」などが出されました。 その後、一旦委員会で理解を深めるため協議会に切り替えて協議を行い、その中で趣旨採択についての提案がなされました。 その後、委員会を再開し、趣旨採択を含め表決を取ったところ、委員会としては、お手元に配付の資料のとおり、趣旨採択に賛成が 3 名、それ以外が 2 名との審査の結果になりました。 以上です。 続いて第 7 号ですか。
議 長 総務産業委員長	はい。言ってください。 次に 7 陳情第 7 号 消費税率 5 % 以下への引き下げを求める陳情書について報告いた

します。

参考人として上伊那民主商工会 下平氏をお招きし、本陳情についての趣旨をお伺いした後、質疑を行いました。質疑として、問い「文中に緊急対策としてとあるが、政党によっては2年などの時限立法的なことを言っている。今回の陳情は恒久的なものなのか」に対し「緊急的には5%に、その後はなくしていく方向を考えている」などが出されました。

その後、討論に移り、賛成討論として「税負担は大企業が負担することで消費税率5%は可能」「国は内部留保があるため、差額の5%で可能」、反対討論として「これまで町議会では反対している」「企業と個人では考え方が違う」「インボイスを廃止したほうが効果がある」などの意見が出されました。

こちらの陳情に対しても、一旦協議会に切替え、議員間で理解を深めるため協議を行いました。

その後、委員会を再開し、お手元の配付資料のとおり、賛成が3名、それ以外が2名との審査の結果になりました。

総務産業委員会からの報告は以上であります。

議 長

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7 番

折山議員

それじゃ最初の最低賃金法の改正について伺いますが、中小企業支援の拡充を求める意見書になっておりますが、個人事業主で最低賃金を遵守している個人事業主に対する支援っていうのは議題には上がりませんでしたかっていうのが1点。

消費税に関して、もう国の段階でもこれは見解が分かれ、識者の間でも消費税が社会福祉の財源になっているっていうことで議論の点が極めて分かれている状況の中で、これ、5%に削減するにしろ、将来廃止するにしろ、消費税の中には地方消費税というものが含まれていて、我々町議会議員としては、地方消費税が減額になること——これは県税なんです——各自治体に及ぼす影響、これについてどのような議論がなされたんでしょうか。

以上2点、伺います。

総務産業委員長

最初の零細企業についての討論、議論等は特に出されなかったです。(折山議員「零細企業じゃなくて個人事業主」と呼ぶ)個人事業主についての最低賃金のことは出ませんでした。

続いて5%の消費税ですが、これについても、そのような議論はありませんでした。今報告したとおりの議論とか討論があっただけでございます。

議 長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

伊藤委員長、自席へお戻りください。

議 長

〔伊藤総務産業委員長降壇〕

次に社会文教委員長の報告を求めます。

社会文教委員長

〔坂本社会文教委員長登壇〕

それでは社会文教委員会に付託されました陳情、請願について報告いたします。

去る6月11日13時30分に委員会を開いて審査いたしました。

7陳情第6号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める陳情書について報告いたします。

参考人として長野県教職員組合上伊那支部飯島町単組 藪原栄樹先生に陳情の趣旨をお聞きした後、質疑に入りました。

出された主な質疑の内容です。

問い「国の教育審議会では論議されているのか」、答え「文科省は標準授業数を柔軟化して学校の裁量を拡大する方向で学習指導要領の改定を中央教育審議会に諮問した。有識者検討会では教育課程の実施に伴う学校現場の負担が大きいことを指摘し、総授業時間数は現況より増やさないことが示されている状況です」。

問いとして「総授業時間数を減らすとは言っていないのか。減らす権利は与えられるのか」に、答えとして「言っていない。減らす権利は不確立である。カリキュラムオーバーロードの改正を求める声が多く上がってくると国の動きも変わるのではないかと。国は総授業時間数が多いことは認めている」。

問い「説明の中で1989年は788時間、1998年はゆとり教育で770時間、脱ゆとり教育になり850時間、2017年は890時間となっている」と説明があったが、先生方はどのくらいの時間が適当だと思われるのか、答え「今年度になって飯島町は、今まで毎週6時間だったものを試験的に1日5時間の日をつくりました。これは毎週でございます。そういった日があると教師にとっては非常に助かる。また、教員の配置などによって時間数が組織的な中での時間数なので何時間とは答えられない」という……。

問い「カリキュラムの中には必要のないものがあるのではないかと」、答えとして「小学2年生では難しい内容もある。漢字では画数の少ないものから教えていくのが普通であるが、低学年でも難しい感じがあったり、高学年で簡単な漢字があったりする。また、算数の引き算を教える前に長さの概念の中で引き算的なものを教えることがあり、この内容は逆なのではないかと思っている。評価すべきものが増えるとやらざるを得ない状況で、教えていなくて次の学年に送り出すわけにはいかない」。

問い「毎年出している請願がなくなり、今回は子どもを盾に自分たちの労働環境の改善を求めるのは姑息であると思う。教育現場の実態が大変だとストレートに訴えたほうがよいのではないかと」、答え「今年も毎年出している請願を出したかったが、議会事務局との間で手打ちがあり出せなかったため、9月議会に出したいと思っている。カリキュラムオーバーロードの改善を求める陳情と一緒に出したかった」。

討論の中で出された意見の賛成「学習指導要領の内容を精選していくことで先生たちの負担が減ったり、子どもの不登校の問題も改善するのではないか」と思い、賛成とする、反対は「これまで毎年出してきた請願を時間がなかったと置き去りにした姿勢が理解で

きない。また、今回の陳情は何を求めているのか明確でないので反対である」。

賛成1、反対4で不採択となりました。

次に7請願第1号 七久保小学校の昇降口前階段改修を求めるについて報告いたします。

紹介議員は私——坂本でしたので、議事進行のため星野議員に変わりました。

教育長も同席して意見を聞きました。

出された主な質疑の内容はということで、まず初めに意見がありました。「こういう事案は、すぐに委員会を開いて、現場を視察して、町へ直接委員会として訴えたほうが予算化されるのが早いので、反省し、今後はそのように対応したほうがよい」という意見でございました。

問いとして「9月議会まで待つのか」に対して、答えとして「早急に対応する」ということでした。

その中で、討論、採決をしまして、賛成「階段の幅は基準より広いので手すりが必要であり、早急に手すりをつけていただきたい。過去5年間事故がなかったという話であるが、特に下りるときには気をつけるよう子どもたちに伝えていただきたい」、反対なしということで、賛成4で採択されました。

以上、報告といたします。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 堀内議員。

8番

堀内議員

8番です。

お聞きします。カリキュラムオーバーロードの意見についてなんですけれども、委員会の中では、今確認を……。何だろう、質疑とかの話を聞いていると教師目線の部分がかなり多くあったと思うんですよね。それが質疑の中で子どもにどういう原因があってどういうことを解決しなきゃいけないかっていうところの話合いってというのはあったんでしょうか。

社会文教委員長

その話はあまり——あまりというか、なかったと思います。子どもを中心に考えるっていう感じの話は出なかったと思います。

議長

ほかに質疑ありませんか。

1番

池上議員

こうした教育のことに關しては、大変——大変教育に關してはナイーブなところが、うんとあるんです。365日、その都度、その都度、子ども状況、先生方の状況等々あるんですけれども、そうしたことを加味したときに、どのくらいの情報を我々委員会のほうでもらったんだか。

やっぱりこれは教育現場ありきなものだと思うんです。議会で陳情をどうのこうのということよりも、これは現場主義のほうが正解な答えじゃないかなと思うので、ちょっ

議 長 1 番	と私は賛成しかねるというのが現状です。 すみません。質疑ですけれども……
池上議員	すみません。
	それで、どのくらい……。ごめんなさい。どのくらい、何ていいですか、情報を把握できたのかっていうことを聞きたいんです。
議 長 社会文教委員長	坂本議員、よろしいですか。 はい。
	情報としては、先生が現場の特別支援学級を担当していらっしゃるの、そういった中からの率直な御意見もありましたし、子どもたちの現在の、不登校とか、LGBTとか、そういう状況もあったりして、一人一人に向き合うのはとても大変であるということとは訴えられておりました。
議 長	ほかに質疑ありますか。 質疑なしと認めます。 これで質疑を終結します。 坂本委員長、自席へお戻りください。 〔坂本社会文教委員長降壇〕
議 長	以上で請願、陳情等の処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わりにします。 これから案件ごと、順次、討論、採決を行います。 初めに7陳情第4号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採決を求める陳情書について討論を行います。 本陳情についての委員会審査報告は趣旨採択です。 ついては、今後の議事の進め方について事務局長に説明させます。
事務局長	審議方法説明
議 長	説明がありました。 お諮りします。 今後の議事運営については事務局長説明のとおりとしたいと思います、これに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。 それでは討論を行います。 初めに原案を採択することに賛成の討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長 3 番	次に原案を採択すること及び原案を趣旨採択することに反対の討論はありませんか。
伊藤議員	私は委員長ということで意見等を言えなかったもので、最低賃金の陳情の反対討論をいたします。 アンケートによると、パート、アルバイトの83.1%は最低賃金を希望しております。

しかし、企業は実現するのは難しいというのが多数です。経営者とパートやアルバイトでは立場の違いから意見が対立しています。

日本商工会議所の最低賃金の影響に対する調査では、「対応は不可能」と「対応は困難」を合わせると 74.2%の回答になっております。また、「人件費の増加が経営を圧迫する」のが 52.7%、しかも「収益悪化により事業継続困難」が 15.9%、特に地方の小規模企業は 20%が困難とあります。これは、企業が維持できず、倒産することにつながってまいります。

知り合いのアスパラ生産農家でも言っていますが、時給 1,500 円ではとてもアルバイト代は出せないということを言っておりました。

以上のことで反対討論といたします。

議長

次に原案を採択することに賛成の討論はありませんか。

10 番

浜田議員

次に原案を趣旨採択することに賛成の討論はありませんか。

原案を趣旨採択すべきということで賛成討論をいたします。

最低賃金は、多分、イタリアを除くほとんどの欧米の国々で定められています。

それで、日本のように県別に最低賃金のガイドラインを決めているという国は極めて例外的な状況だというふうに考えています。その結果、日本の最低賃金は国際的な GDP に比べて非常に低く抑えられているというのが現実だというふうに考えています。

ですので、本来であれば最低賃金の引上げを求めるべきではありますが、その一方で、中小企業の支援をしなければ、実際には支払い能力がないというのも、これも現実であります。

したがって、趣旨採択の内容になりますけれども、基本的には全国一律の最低賃金を目指すけれども、その前に中小企業の支援の条件の拡充を目指す、そのためには多分数年がかかるであろうというふうに考えていますので、そういう趣旨でこの陳情を採択すべきだというふうに考えます。

以上です。

議長

次に原案を採択することに賛成の討論はありませんか。

7 番

折山議員

次に原案を採択すること及び原案を趣旨採択することに反対の討論はありませんか。

それじゃ今言われた双方に反対の立場で討論しますが、やはり一律っていうことのちょっと現実に即さない部分、先ほど総務産業委員会の中でも議論があったようなんですが、やはり家賃が 10 万円を境に前後しているところと 5 万円以下の家賃の地方、同じレベルの議論って厳しいなということと、それぞれの物価から何からの背景の中で起業している会社を考えると、やはり、心配されたとおり、地方への企業進出のエネルギー——力をそいでしまう心配があります。

もう一点、先ほど、どなたかの発言で、ある農家に聞いたら 1,500 円は無理だっていいますが、私の承知している限り、今、農家へアルバイトに行く人に、例えば零細の個人事業主だと 700 円以上払えないという実態のようです。それ以上払ったら閉めなきゃ

	ならない、個人事業主の代弁を私がしますと、一律になって、そこに支援がなければ、もう営業を閉じなければならぬ。こういうことで、かえって一律のことで働く場所を閉じていってしまう環境づくりになる、あるいは地方への企業の進出を阻害してしまう心配がある一律という考え方に反対をするものであります。 それから、本来的には、趣旨採択は可能な限りしないようにということでこの議会で申し合わせてきた、そのことを超える理由が見当たらないということで、原案、趣旨採択、双方に反対をいたします。
議 長	次に原案を採択することに賛成の討論はありませんか。 次に原案を趣旨採択することに賛成の討論はありませんか。 討論なしということで、討論を終結いたします。 これから7陳情第4号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について採決いたします。 この採決は起立によって行います。 初めに本陳情を趣旨採択とすることに賛成の方は御起立ください。 〔賛成者起立〕
議 長	お座りください。(起立者着席) 可否同数です。 地方自治法第116条第1項の規定に基づき議長が裁決権を行使します。 議長は不採択に1票を投じます。したがって、不採択と決しました。 御苦労さまでした。 次に7陳情第6号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情について討論を行います。 すみません。議事運営に不手際がありましたので訂正をします。 ただいまの採決につきまして不手際がありました。 今、同数で議長が裁決を行使すると、こういう意見を言いましたけれども、順序としては、同数でしたので、採択することに賛成の人だよね。 大変申し訳ございません。 再開をします。 今、同数でしたので――趣旨採択が同数で不採択になりましたので、原案に賛成の人の起立を求めます。(「議長」と呼ぶ者あり) 7番 折山議員。
7番 折山議員	それじゃ、ちょっとね、議事進行でお聞きしたいんですが、1回、今、趣旨採択に賛成する方がいたわけなんです、次は、その方も趣旨採択が駄目だった場合は原案に賛成しようという人がおるかと思います。それは許されるかどうか、1点だけ確認。
議 長	権利がありますので、そういう形で採決をしますので、承知おきください。 よろしいですか。 先ほど言いました私の1票っていうのは、趣旨採択が否決されました、否決されまし

たので、原案に賛成か反対かっていう方は、先ほどの趣旨採択に賛成した人もどちらかを入れることが可能という、そういう形ですので、よろしくお願いします。

再開をいたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議 長

起立少数です。したがって、7陳情第4号は不採択とすることに決定しました。

すみません、慣れないんで、ちょっとがたがたしてしまして、申し訳ないです。

次に7陳情第6号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情についての討論を行います。

本陳情についての委員会審査報告は不採択ですので、初めに原案に賛成討論はありませんか。

5 番

三浦議員

それでは原案に賛成の立場で討論をしたいと思います。

「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情についての陳情に賛成の立場ということです。

今回の陳情は、記書きにあるように、子どもたちの豊かな学びを保障するため、カリキュラムオーバーロードの早期改善及び学習指導要領の内容の精選等を行うこととなっております。

陳情では具体的に示されてはいませんが、授業時数が2017年では890時間であったものが、現在は、小学校4年生から中学3年生まで、年間の標準授業時数は1,015時間となっております。4年生から6年生まで1日6時間授業が必要であり、子どもたちにも教員にも大きな負担がかかっています。

このような過重なカリキュラムオーバーロードの改善を求めるものであり、そのために次期の学習指導要領の改正では内容の精選や標準授業時数の削減を求めるために出された陳情と私は理解をいたしました。

それぞれの学校で――飯島町の場合は5時間の授業ということも取り組まれているようですけれども、これは飯島町だけの問題ではないというに捉えております。

趣旨や理由に不十分さはあっても、採択し、意見書を飯島町議会として提出するにふさわしい課題と受け止めております。

以上のため、賛成をいたします。

議 長

7 番

折山議員

次に原案に反対の討論はありませんか。

それでは「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情について反対の意見を述べます。

まず、委員会ではこれを採択すべきではないという結論に達しました。その皆さんをちょっと私が代表して、代弁する形での反対討論といたします。

本陳情は、今日の教育環境の中には増え続ける不登校、貧困、いじめ、教職員の未配置、教職員の長時間労働という課題があつて、カリキュラムオーバーロード並びにその

基となる学習指導要領に起因するかのような、そういった表記になっております。この改善をしなければ子どもたちの豊かな学びが保障されないという無理な筋立てになっております。

しかしながら、当町議会では、これまで陳情者が毎年この時期に上げてきた、子どもたちの豊かな学びを保障するためには、全国ひとしく少人数学級を実現し、教育予算の国庫補助から交付税へ切り替えてきた国の姿勢を是正し、教育予算の国庫補助率を復元する——以前のように復元していく、この2点が大きな柱でございました。

特に、国庫補助の交付税化は、自治体の財政力をもって、そこに暮らす子どもたちの教育環境というものに差をつくってしまいます。財政力の弱い自治体はそこへお金を投じられない、強い自治体はよりいい環境をつくり上げられる、こういったことを問題視しながら、常にこの請願については全会一致で採択を何年も継続して行ってきたところであります。

しかしながら、今回の陳情は、従来のこうした柱が抜けて、降って湧いた初めて聞くカリキュラムオーバーロード改善という言葉をもって、子どもたちの豊かな学びの確保、こういった内容に変わったことを問いただきました。そうすると、少人数学級、教育国庫予算化、これは紹介議員が間に合いませんでした。先ほど事務局との手違いのような指摘をしていましたが、事務局は所定の手続を粛々と行っているわけで、思いさえあれば、この陳情同様、出せるわけであります。9月に提出予定だということですが、ちょっと間に合わないという意味がはかり切れませんでした。

現在のカリキュラムでは未消化の子どもがどの程度いて、どれほどの量のカリキュラムを削減見直しするとどの程度の改善につながるかという問いには、答えは得られませんでした。

町や国の未来をしょって立つ子どもたちの今日の学びの量が多いのか少ないのかを、情報の提供なくして、我々町議会議員が判断、踏み込んでできるものなんでしょうか。これはちょっと疑問だと思いながらも、しかしながら、教職員の皆さんの過酷な労働環境というものについては全議員が理解をしており、一般質問、それから予算審査、決算審査、いろんな折に、そのことの是正を求める、あるいは心配をする、こういった発言を継続してまいりました。

そこで、陳情者に、従来の少人数学級と教育予算の国庫補助の復元に加え、教職員のオーバーワークに焦点を当てた処遇改善をきちっと求めていく内容であれば、我々町議会も皆さんの言っておることを理解しやすくなるんですが、こういうことを申し上げたところ、反論はなく、我々飯島町議会が教育環境の改善にこれまで真摯に向き合ってきた、その姿勢を納得されたように私個人は受け止めました。

したがって、以上を申し上げ、本陳情は、今回は採択すべきではないと判断をしたものであります。

議長

次に……。もうほかでいいのかな。

反対討論がありましたので、賛成の討論ありませんか。

3 番	
伊藤議員	先生方の教育の時間、内容、確かに過密、私も、6 年半、中学校で様子を見ておりました。朝早く先生が来て、夜遅くまで、もう残業、また日曜日は体育の指導、もういっぱいいっぱいですね、見ていると。中には精神を病む先生方もいます。 そんな中で、子どもまで本当に余裕がないのかなっていうぐらい働いております。これは現実で、見ていて分かっております。 ですから、これ、学習指導要領の詰め過ぎとか、過労、過重労働、先生たちの負担があまりにも、これは全国的に同じだと思います。これを改善しないと先生たちの働き方改革にもつながらないので、カリキュラムがオーバーし過ぎることに改善を求める必要があると思って、賛成をいたします。
議 長	ほかに討論ありませんか。
8 番	
堀内議員	カリキュラムオーバーロードの改善を求める意見書について反対の討論をさせていただきます。 意見書を上げるに当たって、陳情書、そうですけれども、記書きっていうのが恐らく改善策っていうところだと思うんですけれども、それに対する陳情の趣旨と理由っていうのが、子どもたちの豊かな学びっていうところの現状とそれの課題について触れているところがほぼない状態になっています。どっちかっていうと、先生たちの是正を、何とかしていただきたいという話なので、本来、記書きにしても、教職員の改善っていうほうが筋道が立っているのかなと思っておりますので、この陳情書を上げるにしても、ちょっとこちらとしても説明ができない、納得がいかないものになっております。 あと、最後にカリキュラムオーバーロードっていうのが、説明書きがあるんですけれども、これが国の教育課程に基づき学校が定めたっていうところになると、改善を求めるのであれば学校に何とかしろっていうのが多分これの筋道が一番早いのかなというふうに、この説明書きからするとそう見えるので、ちょっと何か方向性が違うのかなというところも踏まえて、反対といたします。
議 長	ほかにありませんか。
10 番	
浜田議員	この陳情に賛成する立場で討論いたします。 まず、反対討論の中で、ちょっと私、不思議だったのは、提出者の姿勢を反対の根拠にする（「議長」と呼ぶ者あり）ということは、あってはならないというふうに私は考えるものです。（発言する者あり）発言中です。 それで、一方で、日本の教育環境（発言する者あり）について……
議 長	浜田議員、ちょっと止めていただきます。 動議。 7 番 折山議員。
7 番	
折山議員	これは常々浜田議員が——私はそういうことしませんでした——ほかの議員に対し

		てよく言ってきたことで、後出しじゃんけんのような討論はやめてほしいと、簡単に言うと、前の人言った討論に反対するような、それを取り上げて討論するような手法は後出しじゃんけんだから、それはやるべきではない、これをずっと浜田議員はいろんな場所で言ってきました。 今聞いていると、先の討論者の討論に対する反対討論をしようとしている意向が伺えたんで、ちょっと立場を変えて、姿勢を変えろという、その姿勢自体が問題あると思いますんで、そのこの——議会では、浜田議員の言うとおりに、後出しじゃんけんはしないということに決めております。したがって、これからの討論は、前の方の発言を引き合いに出して、それに反対するかなのような討論のやり方は、ぜひ、以前の浜田議員の発言のとおり、やり方を改めていただきたい。
議	長	今……。ただいまの浜田議員から提案についての賛成の討論がありましたけれども、動議として、前議員の主張を受けて、それに反論するような討論ということでございましたので、やはりこれはちょっと問題があるかなって私個人的にも思っていますので、ちょっと時間をいただきたいと思いますので、暫時休憩とさせていただきます。
休	憩	午前10時27分
再	開	午前10時30分
議	長	休憩を解いて再開をします。 今、突然の発言で動議が出ています。 それで、その動議に対して、今、休憩中にいろいろ話合いをしたようですけども、この動議を受けるかどうか、要するに、今のような発言をすることに対して、やっぱりそうだねと、この動議はまともだねって思う方について、採決を——採決っていうか、賛成者がいるかどうかを確認したいわけですけども、今の折山議員の発言に対して、動議に対して賛同する議員は挙手を願います。 〔賛成者挙手〕
議	長	ということは、挙手、賛同者がいないということですので、動議としては認められないと（「議長」と呼ぶ者あり）ということでよろしいでしょうか。（「今再開しておるのか。それとも……」と呼ぶ者あり）再開をしました。（「議長に質問」と呼ぶ者あり） 7番 折山議員。
7番	折山議員	じゃあ、賛成者ないということは、これまで議員間で守ってきた、後出しじゃんけ的な、前の議員の発言を捉えて、それを批判することで自分の賛否の意向を明らかにするという、これまでに守ってきたルールを、無視をこれからしていくことを本会議で決定するという大事な決断になりますんで、それでよろしければ、私は結構ですが。
議	長	伊藤議員。
3番	伊藤議員	これ、ちょっと複雑で、大変な問題なので、全協で……

議 長 3 番 伊藤議員	伊藤議員。 すみません。 全協でもう一回、一から見直して、どこに問題があつて、どうすればいいかを、ちょっと保留して考え直したらどうでしょうかね。 私も、今のこのいきさつが、具体的に何がどうなっているかよく理解できないまんま でいるんで、もう少し……。 反論の反論っていうのはよくないっていうことは私も承知しております。そこら辺を 議会で決めているんなら、反論の反論はしないようにするっていうことなら、それ守る べきだし、陳情に対して賛成意見、反対意見を言うだけの場面なので、その前段の登壇 者の発言に対して云々言うことはあり得ないし、あつてはならないと思います。 私も、以前、話をしたら、それに対して反論されましたので、これはいかなものか という気持ちは持っています。 以上です。
議 長 7 番 折山議員	動議に対して賛成ということではなくて、非常に重要なんで、議会運営委員会を開い て、その中で方向性を決めて全員協議会にかけると、こういう形の意見だと思いますけ れども、そういう方向でよろしいでしょうかね。
議 長 7 番 折山議員	結構です。 よろしいですか。
議 長	はい。 反対者いませんね。 分かりました。 では、今のことについてですね、出されたことに対して、それをもって反論するよう な表現の仕方、これをどうするかっていうことについては、議会運営委員会で方向性を 決めて全員協議会に諮るようにします。 ここで休憩とします。再開を……。 暫時休憩とします。
休 憩 再 開	午前 1 0 時 3 4 分 午前 1 0 時 3 6 分
議 長	暫時休憩を解いて再開をし、休憩とします。改めて再開時刻は連絡します。 以上。
休 憩 再 開	午前 1 0 時 3 6 分 午前 1 1 時 0 6 分

議長

会議を再開します。
休憩中に隣で議会運営委員会を開催しました。
委員長から本件に対する検討について報告を求めます。

〔堀内議会運営委員長登壇〕

議会運営委員長

先ほど行われました議会運営委員会において決定された内容を御報告いたします。
まず、発言については、簡明に行い、議題外にわたり、あるいは許可された趣旨の範囲を超えてはならないということになっております。
折山議員の発言については陳情趣旨の内容とは少し離れた部分がありましたので、以後、注意をしていただくように、よろしくお願いいたします。
また、討論については、討論とは、議題になっている問題に対し自己の賛否、意見表明であって、その目的は自己の意見に反対する者及び賛否の意思を決めていない者を自己の意見に賛同させることが趣旨であります。
なお、討論には1人1回の原則があり、お互いの賛否の意見を反復してはならないというふうになっております。
先ほどありました浜田議員の前の議員がというところについては、この反復というものに該当しますので、撤回をするような形でお願いをしたいというのが議会運営委員会の意見になります。

議長

今、委員長から報告がありましたけれども、何か今の報告に対して質疑ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

ありがとうございます。
質疑なしと認めます。
委員長、大変御苦労さまでした。
自席へお戻りください。

〔堀内議会運営委員長降壇〕

議長

ただいまから委員長の報告のとおりといたしますので、よろしいでしょうか。
進めます。

両議員におかれましては、今、委員長の報告のとおりの対応をお願いして、討論を再開したいと思います。

10 番

浜田議員

それでは討論を続けます。
その前に、今、議会運営委員会で決定されたとおり、私の発言に不適切なところがありましたので、発言の取消しを議長に求めたいと思います。つまり、前の議員がって言ったのかな、折山議員がって言ったのか、いずれにしても討論反復のルールに違反しておりましたので、私の発言の取消しをお願いいたします。
それでは、陳情第6号、カリキュラムオーバーロードの改善についてに対する賛成討論を続けます。

この問題は、もちろん教師の大きな負担を問題にしているわけでありますけれども、既にちまたに知れ渡っているように、教員というのは非常に人気のない職種になっています。

それで、特に、国連からも子どもの権利条約に対して日本が非常に忠実ではないっていうことに対しては繰り返し警告を受けているところであります。

したがいまして、この陳情の趣旨である教員の負担の増大、これについては、やはり強く国に求めていくということが必要であるというふうに考えまして、賛成討論といたします。

議長
2番
坂本議員

ほかに討論ありますか。

私は賛成の立場で討論いたします。

現在の子どもたちの健康状態、要するに精神状態は、この10年ぐらいで非常に、LGBDとか、そういう多動性な子どもたちが増えてきておりまして、そういう子どもたちに授業を教えていく先生方も一人ではとても大変な状況でありまして、副担がついたりとかしているクラスもあります。

そういった中で、授業のカリキュラムが2017年に非常に増えてきていて、それに伴いiPadを使用したりとか、使用機器も増えてたりして、先生も子どもも非常に大変な状況になってきていると思っておりますので、基本的には、そういう中で、カリキュラムが多いということがこの文章にはありますが、カリキュラムの見直しを図っていかなければ、やはり子どもも大変だし、先生も大変だという状況だと思います。

よって、この意見書を採択して、やはり国に考えていただきたいと思います。

議長

先ほどの浜田議員からの発言、削除していただくっていう、そのことについては許可しますので、そんな形で取り消していただくようにお願いします。

そのほかに討論ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

討論なしと認めます。

以上で討論を終結します。

これから7陳情第6号「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情について採決します。

本陳情に対する委員長の報告は不採択です。

ここで念のため申し上げます。

委員長報告は不採択であります。議事の整理上、本陳情の採択についてを採決していくと、そういう形で進めてまいります。

それで、この陳情について採択する方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長

お座りください。（起立者着席）

すみません、まごまごしました、人数が、ちょっと私と事務局側と、ちょっと違っていましたので。

	起立多数です。したがって、7陳情第6号は採択することに決しました。 次に7陳情第7号 消費税率5%以下への引き下げを求める陳情書について討論を行います。 本陳情についての委員長審査報告は採択ですので、初めに原案に反対討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
3番 伊藤議員	原案に対して反対の立場で討論いたします。 最低賃金ですね。違いますよね。（「消費税5%」と呼ぶ者あり）消費税ですね。すみません。
議長 3番 伊藤議員	よろしいですか。 消費税引下げについて反対。 消費税は、平成26年以降、年金、介護、医療、子ども、子育て支援に使っています。現在の消費税は34兆円ありますが、10%を5%にすると16兆円が不足することになります。16兆円の減収は大金です。16兆円を社会保障に充てることができなくなり、医療、社会保障関係等々、関連分野が大混乱を起こすことになると思います。 したがって、現在の状況を維持することのほうが大切であり、混乱を招くことや医療、介護等、事業維持ができなくなることをほうが国民生活にとって重要だと考えます。混乱を招くより現状を維持することのほうが大切であり、消費税5%にすることには反対であります。
議長 5番 三浦議員	次に原案に賛成の討論はありませんか。 消費税率5%以下への引下げを求める陳情について賛成をいたします。 現在、消費税が10%ということで、本当に物価高騰の中で、多くの方が何とかしてほしいという声はどこに行っても聞かれます。 5%に下がるだけで年間12万円が削減されるというふうにも言われておりまして、本当に誰にでもひとしく減税がされるという方法だというふうに思います。 なので、世論調査でも分かるように、消費税の減税を求める声は多く、議会としてもそのような意見書を上げていくことが住民の声に応えることかというふうに思っておりますので、賛成いたします。
議長 8番 堀内議員	ほかに討論ありませんか。 この陳情に反対する立場で討論をいたします。 この陳情の趣旨を見ていると、長年の話がある中で、緊急性のところもうたわわれています。緊急対策として行う場合に対して、消費税を下げる場合については、かなり法律の改正等で手続が手間になってしまうというところがありますので、緊急性が少し乏しいというところを感じられるところでもあります。

それで、また、陳情趣旨にあるように、物価高騰の抑制っていうところが、消費税が別に物価高騰に起因しているものではないっていうところもありますので、ちょっと書いてある趣旨が違うのかなと。

それで、また、事務負担の軽減っていうところですけども、むしろ、消費税が10%、8%って今なっている中で、5%に引き下げる形になると、大企業のほうは今タブレット等で対応は簡単なんですけれども、中小のレジ——昔からのレジスターを使われている方については、その税率について変えなきゃいけないとなると、自分たちで変えることができず、業者に頼んでやる必要があります。今まで消費税が5%から8%や10%に上がってくるときっていうのは、かなり国から財源を入れて、レジスターの更新等、かなり補助が入ってまいりました。それも、もし下げるのであればやらなければいけないんですが、その部分については特に書いてございません。

また、消費税が廃業、倒産に関わるかっていわれると、今、中小企業については、益税課税っていう、消費税をもらっても払わなくていいという状態があるので、それが仮に5%に下がると、900万円の収入があるところは45万円金額が下がってしまうというところで、小規模の事業者にとってはかなり痛手になってしまうのかなと思いますので、それよりも根本的なもっと対策があるのではないかという意見も踏まえて、反対いたします。

議長
10番
浜田議員

そのほか討論ありますか。

消費税5%以下への引き下げを求める陳情書に賛成する立場で討論いたします。

消費税が導入されて以降、国の歳入はどういう構造に変化してきたかということを考えてみますと、消費税率が上がるたびに法人税率は引き下げられてきました。それで、その分が内部留保に回されてきたというのが国の歳入の現実の姿だというふうに考えています。

したがって、これは、ある意味では、非常に国民の——特に、消費税を払わざるを得ない、つまり日常生活にほとんどの歳入を使わなきゃいけない人々にとっては非常に大きな負担であります。ですので、国民の生活の改善という点から見て、やはり消費税率は限りなくゼロにしていこうということが必要ではないかと思います。

もちろん、一気に5%にできない構造的な問題っていうのがありますので、第一段階として5%にする。だから、その後、制度を改善して引下げを求める。

一方、財源はどこにあるかというと、この間、消費税率が上がるたびに引き下げられてきた法人税のほうにあるわけですね。それで、これは内部留保に回されています。それで、これをやはり企業に負担させて、歳入を本来の姿——消費税が導入される前の姿に戻るのが国民生活にとっては正しい姿だというふうに考えています。

とりわけ、消費税の問題ではなくて、内部留保の問題っていうのは、ある意味では日本の国を貧しくしてきた構造にもなっているというふうに思っています。つまり、内部留保すると、結局、例えば研究開発ですとか、あるいは設備投資への必要がなくなるわけです。企業の負担はその分軽くなるわけですけども、それがなくなると、実は、日

議長

本の開発能力、あるいは雇用能力はむしろ減ってきたと、それが今の日本の姿じゃないかと思います。ジャパン・アズ・ナンバーワンと言われて世界のトップを走っているというふうに言われてきた今の日本の国がここまで凋落したというのは、世界史を見ても例がないほどだと考えています。その原因をつくったのも、結局のところ、企業が本来の企業活動にお金を使わなくなったというところに根本原因があります。

ということで、消費税率５％以下への引下げを求めるこの陳情に賛成するものです。

ほかに討論ありますか。

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これから７陳情第７号 消費税率５％以下への引き下げを求める陳情書について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。

本陳情を委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

議長

お座りください。（起立者着席）

起立多数です。したがって、７陳情第７号は採択することと決しました。

次に７請願第１号です。七久保小学校の昇降口前階段改修を求めることについて討論を行います。

本請願に対する委員会報告は採択ですので、初めに原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

次に原案に賛成の討論はありませんか。

２番

坂本議員

それでは賛成の立場で討論いたします。

七久保昇降口の階段は昭和４７年に造られてから一度も改修工事はしておりませんが、安全基準がだんだん変わってくる中で、３メートル以上の幅の場合は手すりをつけるようなことをしなければいけないのに、それができていなかった中で事故が起こってしまったという現在の状況であります。

そういう中で、やはり早急に改修をして安全な階段にしていきたいと思いますと思い、賛成といたします。

議長

９番

星野議員

ほかに討論ありませんか。

賛成の立場で討論いたします。

この案件は、先に委員会として把握した状況があります。把握していたということは、委員会としてもっと早く動けば請願には上がってこなかったってような気がします。危険率が高かったことがありますので、委員会をすぐに招集して、これからの対策を早めにするべきだったと考えますが、早めの教育委員会の対応ということで、賛成といたします。

議	長	ほかに討論ありますか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。 これで討論を終結します。 これから 7 請願第 1 号 七久保小学校昇降口前階段改修を求めることについて採決いたします。 お諮りします。 本請願に対する委員長の報告は採択です。 本陳情を委員長の報告のとおり採択とすることに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、7 請願第 1 号は採択することに決しました。
議	長	日程第 6 議員派遣についてを議題といたします。 お諮りします。 会議規則第 124 条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、本件については別紙のとおり議員派遣することに決定しました。
議	長	日程第 7 議会閉会中の委員会継続調査についてを議題といたします。 会議規則第 72 条の規定により、お手元に配付のとおり議会閉会中の継続調査について各委員長から申出があります。 お諮りします。 申出の事件について議会閉会中の継続調査にすることに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、本件については各委員長から申請の出たとおり継続調査といたします。 暫時休憩とします。
休 再	憩 開	午前 11 時 33 分 午前 11 時 33 分
議	長	休憩をちょっと解きます。 今 11 時 33 分です。昼食を取るかどうか、皆さん方の考え方をお聞きしたいですが。 〔「休憩は取ったで、もう続行してください」と呼ぶ者あり〕 そうですか。それでよろしいですか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議	長	暫時休憩を解き……。あ、暫時休憩ですか。 暫時休憩。
休	憩	午前 11 時 33 分
再	開	午前 11 時 35 分
議	長	会議を再開します。 ただいまお手元へ配付したとおり、浜田議員から 2 件、それから三浦議員から 1 件、坂本議員から 1 件、計 4 件の議案が提出されました。 お諮りします。 本案を日程に追加し追加日程第 1 から第 4 として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案 4 件を日程に追加して議題とすることに決しました。
議	長	追加日程第 1 発議第 5 号 最低賃金の地域間格差を縮小し、中小企業への手厚い支援と併せ数年以内に時給 1,500 円以上を実現するよう求める意見書 を議題といたします。 那須野事務局長に議案を朗読させます。
事務局長		朗読
議	長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。 〔浜田議員登壇〕
10 番		
浜田議員		それでは趣旨説明を申し上げます。 既に朗読されたとおり、現在の厳しい国民の生活環境の中で、最低賃金の地方間格差を埋めることは、地方の経済状態をよくすることと、併せて東京への一極集中を解決する道でもあります。 よって、この意見書に御賛同いただきますようお願いして、説明といたします。
議	長	これから質疑を行います。 質疑ありますか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終結します。 浜田議員、席へお戻りください。 〔浜田議員降壇〕
議	長	これから討論を行います。

	討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。 これから発議第 5 号 最低賃金の地域間格差を縮小し、中小企業への手厚い支援と併せ数年以内に時給 1,500 円以上を実現するよう求める意見書を採決いたします。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。 したがって、発議第 5 号は原案のとおり可決されました。
議 長	追加日程第 2 発議第 6 号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書 書を議題といたします。 事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	朗読
議 長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。 〔三浦議員登壇〕
5 番	
三浦議員	それでは「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書の提出について御説明申し上げます。 先ほど委員会では不採択でありました陳情が採択されましたので、少し考え方も変わるかもしれませんが、内容としては、今、本当に学校の教育では学習指導要領に基づいて教える内容が増えているということで、子どもや教職員に過大な負担がかかる状態になっているというのが現状です。 それで、平成 29 年の改正の学習指導要領での年間の標準授業時間数は平成元年と変わっていないけれども、登校日が週 6 日から 5 日になったということで、1 日の時間数が増えているというのが実態です。小学校 4 年生から 6 年生まで、1 日 6 時間授業というようにやらないとなかなか教科書が終わりにできないという実態もあるようです。 さらに小学校での外国語やプログラミングなどの新たな教科ができて、ますます教科内容が増えている状況で、さらに教科書のページ数も増えているというのが実態のようです。標準授業時数の中で教科書を終えるということが本当に大変な中で、そこまでやらなければならないというのが置かれている状態だというふうにもお聞きをしております。 このような過重な授業内容では、教職員の皆さんが子どもたちの学びを保障するという授業への準備とか、そうした確保も困難ですし、子どもたちにとっては本当に負担が重いというふうに思います。お聞きをすることでありますと、5 日間学校へ登校するのに、5 日目は、もう大変だと、休みたいという子どもさんもおられるというほど、本当

		に子どもさんたちの学びへの精神的や体力的の負担も増えているというふうに聞いておりますので、これは大変なことだなというふうに思っております。
		そういう中で、10年ごとに見直される学習指導要領なんですけれども、次期の学習指導要領の内容はぜひ精選をしてほしいと、それからカリキュラムオーバーロードの改善をされるべきだというふうに考えまして、意見書の提出をしたいというふうに思ったところです。
		それで、先ほど本会議の中で陳情が採択されましたので、私が意見書を上げなくても、また違った意味で意見書を上げられるっていうことも考えられますので、その辺は皆様方の判断ということもあると思いますけれども、ぜひ次期の学習指導要領を改訂するときには、現状を踏まえて、子どもたちが本当に心も体も負担のないような、そうした内容にしていきたいということもありますので、ぜひ、皆さんには、形は違っても意見書は上げていただきたいということで提案をするものです。
		以上です。
議	長	これから質疑を行います。
		質疑ありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
		提出者は席へお戻りください。
		〔三浦議員降壇〕
議	長	これから討論を行います。
		討論はありませんか。
		9番 堀内議員。
8番		
堀内議員		8番です。
議	長	あ、8番。(笑声)
8番		
堀内議員		この意見書に反対する立場で討論をさせていただきます。
		先ほどの陳情の趣旨にもあったとおり、内容を拝見しますと、やっぱり教職員っていうところが主体に置かれている意見書になっているのかなというふうに考えます。
		今、子どもたち、世界と比べても自己肯定感が低下している中で、子どもたちにこの過積載の部分がどういう状況があってどういう負荷がかかっているかっていうところをもう少し追及したものでないと、ただ教職員を楽にしてくださいというような形に見えてしまうので、子どもたちの豊かな学びというところにつながってこないという意味も踏まえて、反対といたします。
議	長	そのほか討論ありますか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論……（「賛成討論ですか」と呼ぶ者あり）

7 番

折山議員

この意見書の提出に反対の討論をさせていただきます。

大きい趣旨は陳情の採択の際に申し上げた内容なんです、ちょっと振り返ってみると、教職員の先生方が大変な環境の中で働いておられる、そのことがひいては子どもたちの学ぶ環境を悪くしている、これは事実だと思います。

それで、その要因は何かっていったとき、少なくとも私の理解は、教える、学ばせるっていう職以外の仕事が多過ぎる。

例えば、部活も授業なんです、部活の引率、休日出勤、こういったものも徐々に改善——地域の指導員の皆さんにより改善されてきている。

それからまた、時間外が頭打ちの手当の支給、いくら働いても、もう死に至るほどの長時間労働をしても頭打ちの時間外手当、こういったようないわゆる処遇に関わる部分、それと、そういったことが公になっていきますと教職員の成り手がない、したがって、長野県でいえば教職員に欠員が生じる。

それで、先ほど来、申し上げているとおり、国の予算が、交付税化が進んだ結果、自治体の力によって、足りなければ加配を自治体の力で行う、こういったことのできない自治体が増えてきている、いわゆる教える先生の数が足りなくなってきた、一人の先生に対する負荷が大きくなってきた、こういったことが原因だというふうに我々は長く受け止めてきたというふうに理解をしております。

今回、その教職員の皆さんの処遇をよくしていこうということの焦点であればそのとおりだと思うんですが、子どもたちの今行われている学習の時間の長短が、これが多いとか少ないとか、ちょっと我々の知識で簡単に議論できるのかどうか。

子どもたちにもうちょっとゆとりを持たせるためには、教職員を多く配置して、より多く個別に子どもたちにケアをしていける体制を求めていく、こういったような論議でないと、先生方のいわゆる過重労働と子どもの教育、ゆとりある教育、どのくらい減らしたら子どもたち——子どもたちにも差があります。どの程度までをひとしく引き上げていけるのかっていうことの判断が私にはとてもできないんです。

したがって、現状の中で単なるカリキュラムを軽減していく方向に是正を求めていくことが正しいのかどうか判断ができないので、ここでは、この意見書を上げていくこと、反対を申し上げます。

議 長

そのほか討論ありますか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第6号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

議 長

お座りください。(起立者着席)

		起立多数です。したがいまして、本案を原案のとおり決することといたします。
議 長		追加日程第3 発議第7号 消費税率5%以下への引き下げを求める意見書を議題といたします。
		事務局長に議案を朗読させます。
事務局長		朗読
議 長		本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
		〔浜田議員登壇〕
10 番		
浜田議員		それでは意見書の趣旨説明を行います。
		意見書の本文に書かれているとおり、もともと消費税は社会福祉財源を目的とする目的税ではありません。ですので、そういう理解は成り立たないというふうに考えております。
		それで、その一方で大企業の税負担は大幅に軽減され、内部留保は550兆円を超えています。
		こういう中で、今の特に庶民の家計への圧迫を軽減するために、消費税率を5%への引下げは強く求められています。
		ぜひ議員の皆様の御賛同を求めて、意見書の説明といたします。
議 長		これから質疑を行います。
		質疑はありませんか。
7 番		
折山議員		提出者にお伺いをいたします。
		ちょっと、我々、町会議員でありますので、その提案による——先ほど委員長にお聞きしましたが、いわゆる消費税の中に含まれる地方消費税があつて、これは県税なんです。この県税で、また下りてきた、町も事業をしていると思います。長野県民、それから飯島町民、この5%軽減によりどのくらいの影響額があつて、それをどう対応しようとお考えなのか、お考えがあれば、その2点、お伺いします。
10 番		
浜田議員		すみません、ちょっと資料を席に置いてきてしまったんですけれども、数字はもう出されています。
		それで、一方で、消費税が減税されることによって住民からの税収は増えるわけですね。そのことによってその問題は帳消しにされるというふうに私は考えています。
		説明は以上です。
議 長		そのほか質疑ありますか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
		提出者、自席へお戻りください。

議 長	〔浜田議員降壇〕 これから討論を行います。 討論はありませんか。
3 番 伊藤議員	反対の立場で討論いたします。 先ほども申し上げたように、消費税というのは介護、医療、子ども、子育て支援、非常に大事なお金をこのために使っております。これが5%減らされることは大変なマイナスになります。
	それで、このことにより、中小企業等々、廃業に追われるところも出てくるのが予想されます。 したがって、現在、いろいろ、介護とか医療、子ども等に使われていることは現実であります。これを、10%を5%に引き下げることによって影響は大きいと思いますので、これは反対であります。
議 長 11 番 吉川議員	そのほか討論はありますか。 この陳情書に反対の立場で討論をさせていただきます。
	1 つには、そこにも書いてあるように、社会保障の財源ですね、今、国会でも検討しておるようでありますが、財源、どうするか、うたわれておりません。 2 つ目、消費税率5%以下に引き下げればよいという問題ではなくて、グローバルな考えでいきますと、この消費税によってかなり、今、議員が申されたように、いろいろな社会保障、全てのものに対して恩恵——恩恵といいますか、生活をしておるわけであります。それが2 つ目。 そしてまた、議員が言われましたように、機械の入替えをしなければならない、この費用もかなりかかってくる。
議 長 5 番 三浦議員	この3点に対して私は反対したいと思います。 そのほか討論ありますか。 私は賛成の立場で討論をしたいと思います。
	消費税が社会福祉財源と言われてはいますが、実際には大企業や富裕層の税が減税をされているという事実があります。 元の税率に戻せば消費税5%に引き下げても財源はあるというふうに認識をしておりますので、この意見書に賛成をいたします。
議 長 9 番 星野議員	そのほか討論はありませんか。 賛成の立場で討論いたします。
	まず、消費税を減税することによって、まず消費が伸びる、それによって税収が上がるということは間違いなくあります。 やはり、今、日本は税金というものを取り過ぎであって、まず国民に返すことが大事

議長

だと思いますので、賛成と思います。

そのほか……。

8番 堀内議員。

8番

堀内議員

8番です。

この意見書について反対の立場から討論をさせていただきます。

まずもって、先ほど質問がありました、消費税、地方消費税が町に来るのは、2億円ぐらい入っております。それが、5%になれば1億円ぐらい財源がなくなるっていうところは結構大きな問題になってくるかなというところが1つございます。

その中で、まず物価高騰を抑制っていうところが、この消費税5%に対して、下げたところで物価高騰に関わるかっていうと、それはちょっと疑義が生じるところでございます。

続いて、その前段で書かれている内容っていうのが、法人の所得をどうにかしろっていう話を書いてあって、その2段落目は緊急対策をしなきゃいけないっていうのがあるんですけども、その2つを踏まえても消費税を下げるっていうところの何で下げなきゃいけないかっていうところが見えてこない意見書になっておりますので、それであれば、留保金を吐き出すような対策をしなきゃいけないとか、そういう形に持っていけば分かるんですけども、そうではないため、この意見書については、ちょっと筋がちょっと見えてこないんで、反対いたします。

議長

そのほか……。

7番

折山議員

主は先ほど委員会審査に対する討論の場で申し上げているんですが、ちょっと、どうしても、繰り返して、大事なことで、できるだけ同僚議員にも理解していただきたいんですが、我々、町議会議員なんです。

それで、私個人的には、本当、生活弱者の皆さん、ますます苦しくなっていく中で、直結する食料品なんかは恒久的にゼロにしてほしい、こういう思いは持っているわけです。

しかしながら、それを口に出して言えないのは、その5%に下がることで、どれほど、県民、それで飯島町——先ほど消費税交付税2億円っていう金額がございましたが、それに、2億円の政策って、その倍ぐらい、一般財源を使うと4億円の事業ができるわけですね。っていうふうに繰り返してきている町政に対する影響、町民に対する影響、こういったことが具体的に私には理解がまだできないんです。

国に行けば、もっと意見が割れているわけなんです。それを、私以外は、皆さん、これだけ議論ができるだけの知識をお持ちの皆さんが多いっていうことはよく分かりましたが、代替財源の確固たる自信を持って、私の願う食料品消費税ゼロに恒久的にしてくれ、言えないんです。

同様の思いを持って、ゼロだったらいいなという希望は持ちますが、それに対する町民の不利益、県民の不利益、政策の低下、これが明確に見通しが立たない限り、一町議

議員としては賛成をしかねる、こういった内容で、この意見書の提出、反対を申し上げます。

議長 そのほか……。——よろしいですね。
 討論なしと認めます。
 これで討論を終結します。
 これから発議第7号 消費税率5%以下への引き下げを求める意見書を採決いたします。

この採決は起立によって行います。
 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。
 [賛成者起立]

議長 お座りください。(起立者着席)
 起立多数です。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

議長 追加日程第4 発議第8号 七久保小学校の昇降口前階段改修を求める決議書を議題といたします。
 事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 朗読

議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
 [坂本議員登壇]

2番 坂本議員

それでは七久保小学校の昇降口前階段改修を求める決議書の趣旨説明をいたします。
 今日の補正でやっていただけることとなりましたけれども、子どもの事故があつてからの対応ではなく、安全基準が変わる中での学校の階段の改修を対応していただきかったと思っております。
 誰もが使いやすく、かつ安全に、また事故が起きても最小限に留めることができ、学校という場所が今まで以上に快適に過ごせる場所となるために、今後も施設の改修は定期的なチェックをして安全確保に努めていただきたいということを期しまして、趣旨説明とします。

議長 これから質疑を行います。
 質疑はありませんか。

3番 伊藤議員

この文面でいくと、この状況がよく分からないんです。
 階段前で新入学生が足を滑らせて顔面を打つたとありますが、下のほう見ていくと、「一人で階段を歩いて登ろうとした際に」って、これ矛盾しているんじゃないですか、これ。歩いて階段を上るのに滑るなんてことはあるんですかね。ちょっと、こちら辺の状況を詳しく説明がない。
 あと、手すりをつければ安全だ、それも変ですよ。手すりがなくても、事故とか、そういうことは起こりますんで、こちら辺、どんな状況で事故が起きたか、詳しく分か

2 番
坂本議員

りますかね。

このお子さんは、雨が降っている、要するに、階段の一番下のところに泥よけがありまして、そこに足をかけて、手が出ないうちにずるっと滑って顔を打ったという状況だと聞いております。

その後、その泥よけ、要するに、セメントの上に泥よけの網のあれがあったんですけど、それは撤去しまして、今は何もない、ただセメントの階段が一個ずつあるという状況になっております。

なので、上るときに手が出なくて、顔というか、そのまま滑って、手で体を支えることなく顔を打ったということでございます。分かりましたでしょうか。

議 長
3 番

よろしいですね。

伊藤議員
7 番

はい。

折山議員

ちょっと1つだけ。

ちょっと確認したいんですが、委員会審査の場において教育委員会からは今回の事故とこの構造には関連性がないということで認識をしているという報告があって、今回の手すり、改修を求めるものは、ちょっと基準不適合だったから急いでやる必要があると判断して今回の補正を出すところに至ったと、こういうふうに記憶しておるんですが、それでよろしいかどうか、そういう判断の下にこの意見書を出されているということでよろしいかどうかということと、予算については既に可決されておるんで、提出者の意向の強いのは定期的な点検と基準に合うことを常時注視してくださいね、この思いの決議書ということで理解してよろしいですか。

2 番
坂本議員
議 長

はい。そのとおりです。

そのほか……。よろしいですかね。

討論なしと認めます。

提出者、戻ってください。

〔坂本議員降壇〕

議 長

これで討論を終結します。

これから発議第8号 七久保小学校の昇降口前階段改修を求める決議書を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議なしと認めます。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

町 長

ここで町長から議会閉会の御挨拶をいただきます。

〔唐澤町長登壇〕

6月議会定例会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

今月6日から本日まで13日間の会期をもって開催されました6月議会定例会でございます。議員各位におかれましては、慎重審議をいただき、上程しました各案件の全てを全会一致で原案のとおり議決、承認をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、今議会の議案審議や一般質問を通じまして数々の貴重な御意見や御提案をいただきました。いずれも十分に胸に留め、今後の町政運営に生かしてまいりたいと思います。

特に、閉店いたしましたエコーブ飯島店には多くの質問を頂戴いたしました。具体的な先進事例の課題提起につきましては、各課へ現状調査を指示し、その結果も踏まえ、買物弱者対策と商業施設の充実を加速して進めてまいりたいと思います。引き続き議員各位はじめ町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

さて、関東甲信越のこの地域も梅雨に6月10日に入りまして、例年より3日遅く、また昨年より11日早い梅雨入りとなりました。

当町におきましては、中山間地域で急傾斜地や大きな河川を抱えるため、大雨・土砂災害の警戒は喫緊の課題でもあります。災害を防ぐための治水事業、また町民の日頃からの備え、意識高揚などに万全を期する必要があると認識しております。

その梅雨入り前の6月4日でございますけれども、飯島町建設水道防災協会との懇談を持ちました。この協会と町とは災害時等における緊急措置に関する協定を結び、有事の際の出動と支援要請を確認しておるところでございます。

今年1月29日の災害対策本部の訓練には、国、県、さらにこの協会の皆様も御参加いただいております。当日は雪が舞う寒い天候ではありましたが、現場訓練を役場職員と一緒に実施をしていただきました。今後は、さらに連携を強化し、災害初動時の対応強化と的確な緊急輸送路等の確保に期待しているところであります。

このほか、町では43の事業所及び団体と災害時の応援協定を締結しておりますけれども、タイムラインに応じた支援体制が取れますよう連携を図ってまいりたいと思います。

来週24日には、中央アルプス百間ナギ崩落対策合同会議を開催いたします。令和4年に発見された百間ナギの亀裂の最新状況や今後の対応について、国をはじめ、関係機関の皆様と一緒に協議と対策を講じてまいります。

合同会議終了後は、伊南地域総合開発期成同盟会の中田切部会・与田切部会総会を計画しております。昭和50年に中田切部会が発足しまして、今年で50年の節目になります。これまでの間、流域河川の早期改良整備に近隣市町村とスクラムを組みながら国、県等に対しまして要請活動を重ねてまいりました。その成果も徐々に表れ、安定的な水利の確保並びに流域整備を進めることができきております。

なお、総会前には50年記念事業としまして長野県防災ボランティア協会にお願いし赤牛先生によります防災講演会を開催いたしますので、議員各位におかれましても御参加をいただきますようお願い申し上げます。

今後も防災力の基盤でもありますインフラ、ライフラインのハード及びソフト、両面からより一層の強靱化、耐震化を進め、防災力強化を推進してまいります。

7月に入りまして、教育委員会主催により7月3日の夜に一般向けの防災ゼミナール、また翌4日には小中学生向けのワークショップとしましてBOUSAIスクールin飯島を開催してまいります。東日本大震災時に、ある高校が避難場所となりました。そこで実際に避難所運営に携わった齋藤幸男先生から実践的な避難所運営と防災力をお伺いしてまいります。防災は、人ごとでなく、自分事として捉え、多くの皆様に参加いただきたいと思えます。

さらに、その次の日の7月6日になりますけれども、飯島町の消防団による2回目のファイヤーエキシビジョンを開催いたします。ポンプ操法大会を取りやめる自治体が多い中で、飯島町では、実践に重きを置きながら、操法技術の向上を目的に発表会を実施します。ぜひ消防団の皆様の雄姿を御期待いただきたいと思います。

また、終了後には予算もいただきました全体交流会を開催し、団員の団結を図ってまいります。

私は、まずは町民の命は自ら守ることに心がけてほしいと切に願っております。その上で様々な場面や方面から飯島町の防災力の強化を進め、町民の皆様の安全・安心を守ることに全力を尽くしてまいる所存でございます。どうか、議員各位におかれましても倍旧の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

結びになりますけれども、今週は梅雨の中休みで、今日も30度を越えておりますけれども、そういった日が続いております。梅雨の時期が終わりますと、またさらに暑い夏の季節がやってまいります。議員各位におかれましては、健康に十分御留意いただき、一層の御活躍を心からお祈り申し上げ、6月議会定例会の閉会に当たりましての御挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

議 長

以上をもって令和7年6月飯島町議会定例会を閉会といたします。

大変御苦勞さまでした。

事務局長

御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)

閉 会

午後0時26分

上記の議事録は事務局長 那須野一郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員